

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7	電子情報入出力機器

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
<b>参考分類・関連物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
<b>再掲載指示</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
<b>定義</b>		
<p>H7には、音響、映像、文字等の視聴覚情報を電子情報に、又はその逆に変換して、入出力する機器を分類する。</p> <p>H7内における分類付与の優先関係は、H7-7を最優先、以下降順を原則とする。</p> <p>H6(処理・記憶機器)とH7(入出力機器)との分類付与の優先関係は、H7優先を原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H7-0      その他の電子情報入出力機器</li> <li>・H7-1代    その他のデータ入出力機等</li> <li>・H7-2代    音響情報入出力機器</li> <li>・H7-3代    無線通信機・探知機等</li> <li>・H7-4代    電話機等</li> <li>・H7-5代    紙データ入出力機等</li> <li>・H7-6代    映像情報入出力機器</li> <li>・H7-7代    電子計算機等</li> </ul>		
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>		
電子情報を制御、記憶する機器や、電気信号を他の電気信号に変換する機器は、H6に分類する。		
<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-0	その他の電子情報入出力機器

<b>対応する旧意匠分類</b>			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H5-6	全	カード検索機	
H3-0	一	その他の通信機械器具	
H4-0	一	その他の音声周波機械器具及び映像周波機械器具	
H5-0	一	その他の電子計算機等	
<b>参考分類・関連物品</b>			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
<b>再掲載指示</b>			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
<b>この分類に含まれる物品</b>			
カード検索機			
<b>定義</b>			
H7-10~792に分類されない、その他の電子情報入出力機器を分類する。			
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>			
<b>分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)</b>			
<b>過去に分類した物品の名称</b>			

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7—10	その他のデータ入出力機器等

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
新規		
<b>参考分類・関連物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
<b>再掲載指示</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
<b>定義</b>		
H7—1代には、音響、映像、文字以外の情報を入出力する機器を分類する。  ・H7—10 : 下位の展開にあてはまらないもの ・H7—110: ガス漏れ、電子機器等の異常の情報を入出力する機器 ・H7—120: 他の機器を操作するための情報を入出力する機器 ・H7—130: パソコン等に電子情報を入出力するための機器		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
<b>分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)</b>		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-110	監視用機器

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H1-561	全	火災用感知器等
H2-60	一	制御用機器、操作用機器又は監視用機器
H2-61	一	制御用機器又は操作用機器
H2-61A	一	制御用機器又は操作用機器(垂直床設置型)
H2-61B	一	制御用機器又は操作用機器(卓型及びスタンド型)
H2-63	一	監視用機器
H2-63A	一	監視用機器(小型及び卓上型)
J6-30	一	防災用機器
J6-32	全	防災用受信盤

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H1-5300AA	配線用開閉器(押しボタン型) (非常用押しボタン)
H1-5500	検出スイッチ、検出器及び感知器
H1-5540	光電スイッチ又は光電検出器
H2-50~592	配電盤、制御盤等
H7-1210	操作用機器(壁埋込み・壁取付型)
H7-231	ブザー等
H7-6240~6246	データ表示機
H7-71~725	表示機付き電子計算機等
J1-400	電気測定器等

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
火災用感知器	煙感知器	ガス漏れ感知器
プロセス用制御卓	火災表示器	冷蔵庫用異常警報監視器
盗難警報器	ガス漏れ警報器	防犯警報器
電力計器集合盤	防災用受信盤	火災報知設備用受信盤

**定義**

ビル管理、工場管理関係などの広域、大規模な防災管理関連機器のうち、独立して管理、監視用に構成されたもの。①～③のような火災、地震、盗難、ガス漏れ等の防災、防犯用受信機、監視機、監視制御機、監視制御卓、監視卓、火災警報機等、監視のみ行うものから、監視及び操作まで行うものを含む。

①種々の機器の設備状況、及び運転状況を示す機器。主として、指示計器の集合体、機器用異常監視器。

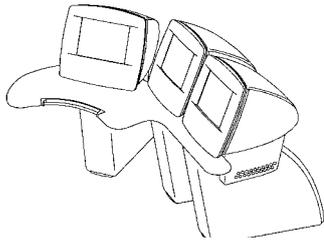
②種々の機器の設備状況及び運転状況や、火災・人災などの災害事故を示し、状況に応じて操作スイッチにより正しい処置を行なうための機器。

③火災・人災などの災害事故を感知して、警報を鳴らす機器。

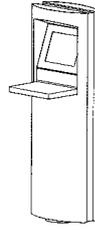
<Dタームの概要>  
A～Dにあてはまらないものは、Dタームを付与しない。

A: 床置型

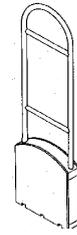
船舶推進装置用操作卓  
登録 1106582



制御機付キャビネット  
登録 1122767

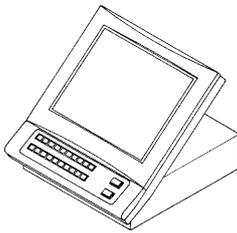


送受信機用アンテナ  
登録 1125686

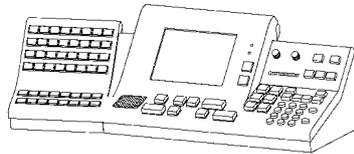


B: 卓上型

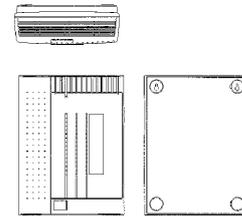
監視機  
登録 1123565



通信司令用操作卓  
登録 1151022

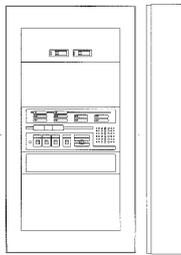


現金自動預入支払機用監視端末機  
登録 1037503

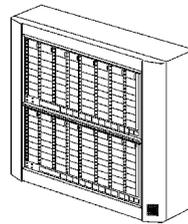


C: 壁取付型

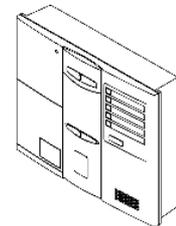
消火設備制御盤  
登録 1084703



機器状態表示操作器  
登録 1140970

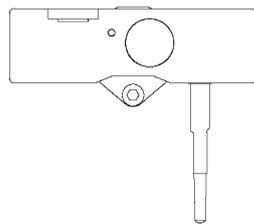


警備用コントローラー  
登録 1139167

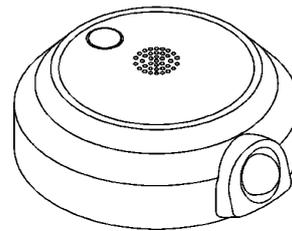


D: 小型

指示表示器  
登録 1170908



車上盗難防止用警報器  
登録 1170110



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

**■制御機、操作機との関係■**

- ・電流の開閉を制御するための配電盤、制御盤はH2-50。
- ・プログラム設定することにより、感知した事象を、管理的・計画的に制御するための制御器(プログラム設定制御器)は、H2-600。感知した事象を人為的に操作する機器はここに。
- ・監視及び操作するものはここに、操作のみ行うものはH7-120~122。
- ・物品名が「電子計算機用演算制御機」であれば、H6-6(電子計算機用中央処理機)へ。

**■検知器との関係■**

- ・火災・ガスもれ等を感知する機器のうち、センサーのみはH1-5500~558。
- ・検出したデータを電送する機器はH6-20へ。

**■保安機器との関係■**

- ・非常用押ボタン(押圧すると警報が鳴るもの)は、  
壁埋込型(前面に保護板が付いているものを含む)はH1-5300AA、携帯型はH7-231。  
煙等を感知して警報を鳴らすものはここに。
- ・監視用カメラはJ3-230。
- ・監視用機器と形状及び機能において関連のないモニターは、データ表示機(H7-62代)。
- ・ビル、部屋等の入り口に設置される、カードリーダー付き入室者管理機(生体認証機付き含む)は、H6-541(カードリーダー)へ。
- ・生体認証機のみはH7-130(操作キー付きはH7-131)。
- ・万引き防止用タグ等の防犯防災用機器はJ6-300。ただし店の出入り口に設けられる受信機はここに。
- ・消火器はJ6-310。

**分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)**

- ・床置型はDターム「A」、卓上型は「B」、壁取付型は「C」、小型は「D」をそれぞれ付与する。
- ・屋外に設置する大型のもの等、いずれのDタームにも該当しないものには、Dタームを付与しない。

**過去に分類した物品の名称**

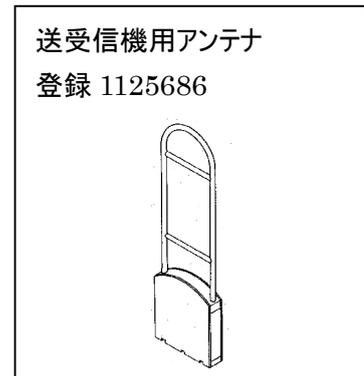

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-110	A	床置型

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H2-61	—	制御用機器又は操作用機器
H2-61A	—	制御用機器又は操作用機器(垂直床設置型)
H2-61B	—	制御用機器又は操作用機器(卓型及びスタンド型)

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H6-20AA	通信装置用基本的機器(床置型)
H6-32、H6-33	音声調整器、映像調整機器
H6-6	電子計算機用中央処理機
H7-621	一組のテレビ受像機セット
H7-6241AA	ブラウン管型データ表示機(支持具有り)
H7-6242AA	パネル型データ表示機(支持具付き)
H7-6246	複数映像表示部付き型データ表示機
H7-71	一組の電子計算機セット
H7-721	表示機付き電子計算機等(床置型)
D7-140~142	テーブル、机、カウンター

**定義(図例必須)**

監視用機器のうち、床に設置して使用するもの。卓型を含む



**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

- ・調光操作卓等、操作のみ行うものは、操作用機器・床置用(H7-120A)へ。
- ・他の機器を操作・制御する機器はここに、汎用性のある電子計算機は表示機付き電子計算機(H7-72代)へ。
- ・他の監視用機器と形状及び機能において関連のないモニターは、データ表示機(H7-62代)へ。
- ・「卓」については、説明及び図面から機器が組み込まれていると判断できるものはここに、単なる卓(=テーブル)は、D7-140~142に分類する。

**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**

表示機の付いている卓は監視するための卓とみなしここに含む。

調光卓のように明らかに操作のみおこなうものはH7-120A。

**このDタームと複数付与しないDターム**

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には、Aを最優先、以下昇順に付与する。
B	卓上型	
C	壁取付型	
D	小型	

**過去に分類した物品の名称**

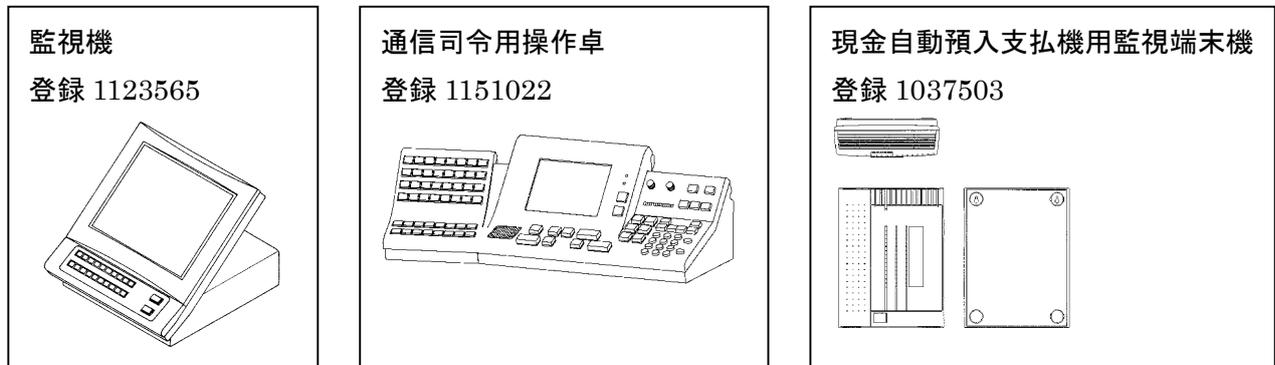
~用監視卓	~用制御卓	~用操作卓
-------	-------	-------

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-110	B	卓上型

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H2-61	—	制御用機器又は操作用機器
H2-61B	—	制御用機器又は操作用機器(卓型及びスタンド型)
H2-63	—	監視用機器
H2-63A	—	監視用機器(小型及び卓上型)

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-624代	データ表示機
H7-71	一組の電子計算機セット
H7-723	表示機付き電子計算機等(卓上型)

<b>定義(図例必須)</b>
監視用機器のうち、卓の上に置いて使用するもの。脚のないものや、底部に滑り止めの付いたものを含む。



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には、Aを最優先、以下昇順に付与する。
A	床置型	
C	壁取付型	
D	小型	

<b>過去に分類した物品の名称</b>		
冷蔵庫用異常警報監視器		

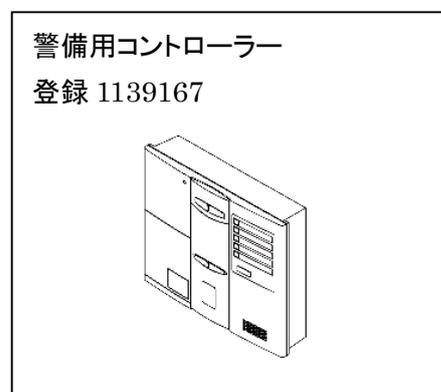
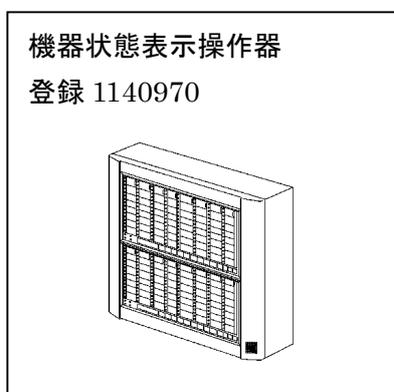
<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-110	C	壁取付け型

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H2-60	一	制御用機器、操作用機器又は監視用機器
H2-61	一	制御用機器又は操作用機器
H2-63	一	監視用機器
J6-30	一	防災用機器
J6-32	全	防災用受信盤

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H2-50	配電盤、制御盤等
H2-53	分電盤
H7-1210	操作用機器(壁埋込み・壁取付け型)

**定義(図例必須)**

監視用機器のうち、壁に取り付けて使用するもの。



**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

- ・特に操作部がなく小型のものは、D:小型を付与する。
- ・電流の開閉を制御するための配電盤、制御盤はH2-50。

**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**

**このDタームと複数付与しないDターム**

<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には、Aを最優先、以下昇順に付与する。
A	床置型	
B	卓上型	
D	小型	

**過去に分類した物品の名称**

防災用受信盤	
--------	--

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-110	D	小型

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H1-561	全	火災用感知器等
H2-61	一	制御用機器又は操作用機器
H2-63	一	監視用機器
H2-63A	一	監視用機器(小型及び卓上型)
J6-30	一	防災用機器

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H1-5300AA	配線用開閉器(押しボタン型)
H1-5500A	検出スイッチ、検出器及び感知器(天井、壁取付型)
H7-231	ブザー等

<b>定義(図例必須)</b>	
監視用機器のうち、小型で、壁や機器、物、車両等に取り付けるもので、特に操作部を具備しないもの。主に火災・人災などの災害事故を感知する機器のうち完成体を含む。	
<p>指示表示器 登録 1170908</p> 	<p>車上盗難防止用警報器 登録 1170110</p> 

**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

- ・非常用押ボタン(押圧すると警報が鳴るもの)は、  
壁埋込型(前面に保護板が付いているものを含む)はH1-5300AA、携帯型はH7-231へ。
- ・商品に取り付ける防犯タグは、センサーを内蔵しているか否かを問わず、J6-300へ。

**■ 検知器との関係 ■**

- ・火災・ガスもれ等を感知する機器のうち、センサーのみはH1-5500~558。
- ・検出したデータを電送する機器はH6-20へ。

**分類付与運用メモ(他のDタームとの関係、含まれない物品など)**

- ・壁に取り付けて、監視及び操作するものは、C:壁取付型を付与する。
- ・屋外に設置するもの等、いずれのDタームにも該当しないものには、Dタームを付与しない。

**このDタームと複数付与しないDターム**

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には、Aを最優先、以下昇順に付与する。
A	床置型	
B	卓上型	
C	壁取付型	

<b>過去に分類した物品の名称</b>		
火災用感知器	煙感知器	ガス漏れ警報機

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-119	監視用機器部品及び付属品

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H2-61	—	制御用機器、操作用機器又は監視用機器
H2-63	—	監視用機器
H2-63A	—	監視用機器(小型及び卓上型)
J6-39	—	防災用機器部品及び付属品

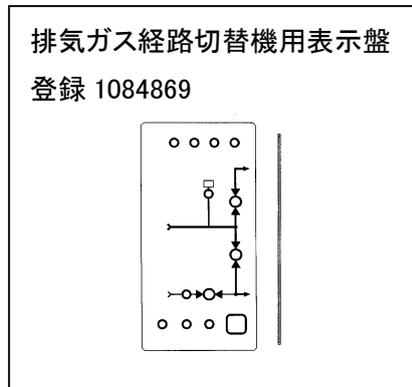
<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-129	操作用機器部品及び付属品
H1-5400	配線用開閉器(押しボタン型)
H1-5500	検出スイッチ、検出器及び感知器
H2-591	配電函等
F3-340	表示紙

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
防犯警報器収納容器	火災報知器用ベース	

**定義**

監視用機器にのみ使用される構成部品及び付属品を分類する。



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠  
火災感知器用接続器(ソケット)は、H1-3444

**分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)**

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-120	操作用機器

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H2-60	—	制御用機器、操作用機器又は監視用機器
H2-61	—	制御用機器又は操作用機器
H2-61A	—	制御用機器又は操作用機器(垂直床設置型)
H2-61B	—	制御用機器又は操作用機器(卓型及びスタンド型)
H2-61C	—	制御用機器又は操作用機器(卓上型)
H2-61CA	—	制御用機器又は操作用機器(卓上・正面操作型)
H2-62F	全	小型制御用機器又は小型操作用機器(カーペット取付型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H1-5300	配線用開閉器
H1-5400	制御用操作スイッチ
C6-44915	こんろ用操作盤
E1-6360	操縦おもちゃ
E2-212	ゲーム器
J7-300	診断用機械器具: 医療用機器の操作器

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
映像及び音響機器用セクター	電気カーペット用操作器	調光操作卓

定義

H7-12代には、赤外線や電気コードを介して送る電気信号で、機器を人為的に操作(切換、調整等)するための、操作用機器を分類する。操作態様は、押ボタン、ダイヤル、スライド等各種含まれる。

H7-120 下位の展開に含まれないものを分類する。

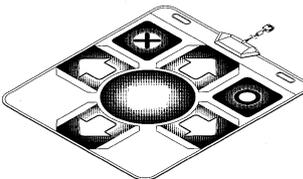
(床置型、機器に電源コードやコネクタ等で取り付けるもの、足で操作するもの等)

H7-121 壁埋込型又は壁取付型

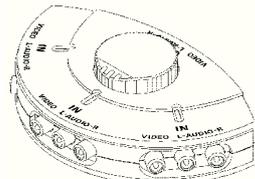
H7-122 小型(手の平サイズで、主として手に持って操作するもの)

H7-120 Dタームを付与しないもの

ゲーム機用操作機  
登録 1068536

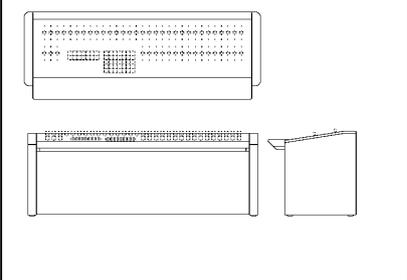
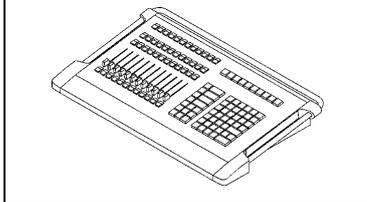
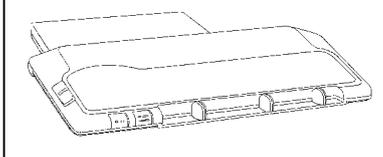


映像機器及び音響機器用  
セクター  
登録 1167908



登録 1123052  
映像及び音響機器用セクター



<p><b>A: 床置型</b></p> <p>調光操作卓 登録 1141108</p> 	<p><b>B: 卓上キーボード型</b></p> <p>調光用操作卓 登録 1126507</p> 	<p><b>C: カーペット用</b></p> <p>電気カーペット用 リモートコントローラー 登録 1118172</p> 
--	---	--

**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

■ 制御機、操作機との関係 ■

- ・電流の開閉を制御するための配電盤、制御盤はH2-50。
- ・プログラム設定することにより、感知した事象を管理的・計画的に制御するための自動制御器(プログラム設定制御器)は、H2-600。感知した事象を人為的に操作する機器はH7-110。
- ・監視及び操作するものはH7-110に、操作のみ行うものはここに。
- ・物品名が「電子計算機用演算制御機」であれば、H6-6(電子計算機用中央処理機)へ。

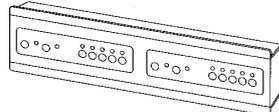
■ 他の制御用操作スイッチとの関係 ■

◎ 基本的な考え方

制御する対象が明確で、そのものの分類がある場合は、そのものの分類か、その付属品の分類になる。

- ・照明器具や機器への電力供給を開閉する配線用開閉器(壁に取付けるもの)はH1-5300  
ただし、ワイヤレスのスイッチはH7-12代に分類する。
- ・機器への電源を開閉するスイッチ素子(機器に組み込むもの)はH1-5400
- ・足でON/OFFするスイッチ(例えば、マシン用や音響機器用)は、H1-523(足踏みスイッチ)  
ただし、足で操作(切換、調整等)するもの(例えば、ゲーム機用のマット型操作機)は、ここに含む。(※)
- ・風呂釜用遠隔操作器(ワイヤー等で機械的に制御)は、D5-3390
- ・機器に埋め込むコントローラー部は、基本的にそれぞれの部品分類へ。……図例1  
その他、医療用リモートコントローラーはJ7台各分類へ。

図例1 C6-44915へ  
登録 1137729  
電磁誘導加熱調理器用リモートコントローラ

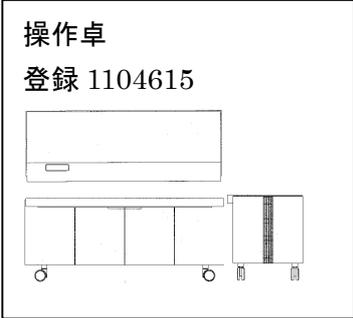
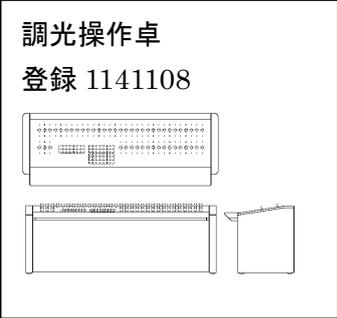
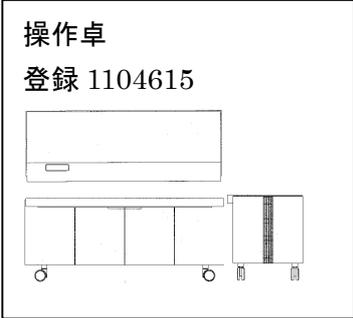
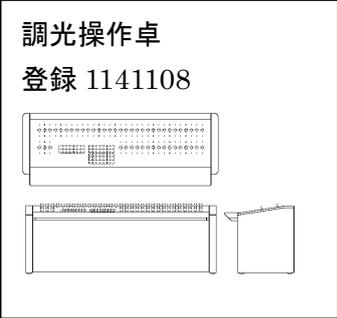
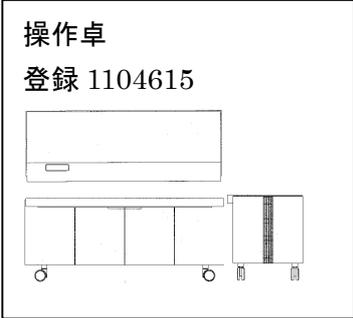
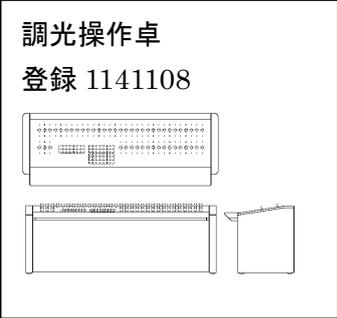


**分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)**

※汎用性のあるゲーム機に接続してゲームをコントロールする操作機はH7-12代に含むが、形状がトレーニングバイク型であり、ゲーム用ながらトレーニングを目的の一つとするものは、E3-0100(身体鍛錬器具)に分類した。  
また、銃型のゲーム機用コントローラーはE1-6810(銃おもちゃ)へ。

過去に分類した物品の名称	

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-120	A	床置型

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>		
H2-61	—	制御用機器又は操作用機器		
H2-61A	—	制御用機器又は操作用機器(垂直床設置型)		
H2-61B	—	制御用機器又は操作用機器(卓型及びスタンド型)		
<b>参考分類・参考物品</b>				
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>			
H6-20AA	通信装置用基本的機器(床置型)			
H6-32	音声調整機器			
H6-33	映像調整機器			
H7-110A	監視用機器(床置型)			
H7-6241AA	ブラウン管型データ表示機(支持具有り)			
H7-6242 AA	パネル型データ表示機(支持具付き)			
H7-6246	複数映像表示部付きデータ表示機			
H7-71	一組の電子計算機セット			
H7-721	表示機付き電子計算機等(床置型)			
D7-140~142	テーブル、机、カウンター			
<b>定義(図例必須)</b>				
<p>操作用機器のうち、床に設置して使用する大型のもの。 明らかに操作のみ行う卓に付与する。主に調光用。</p>				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;"> <p>操作卓 登録 1104615</p>  </td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;"> <p>調光操作卓 登録 1141108</p>  </td> </tr> </table>			<p>操作卓 登録 1104615</p> 	<p>調光操作卓 登録 1141108</p> 
<p>操作卓 登録 1104615</p> 	<p>調光操作卓 登録 1141108</p> 			
<p><b>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</b> 「監視卓」、「制御卓」は、H7-110Aへ。</p>				
<b>分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)</b>				
<p>モニターの付いている卓は監視するための卓とみなしH7-110Aに。 調光卓のように明らかに操作のみおこなうものはここに含む。</p>				
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>				
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。		
B	卓上キーボード型			
C	カーペット用			
<b>過去に分類した物品の名称</b>				

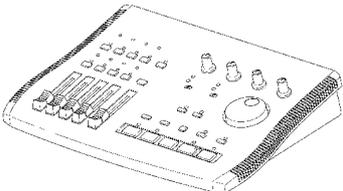
<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-120	B	卓上キーボード型

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H2-61C	一	制御用機器又は操作用機器(卓上型)

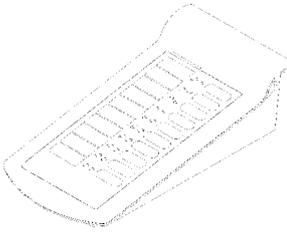
<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-110B	監視用機器(卓上型)
H7-131	キーボード入力機

**定義(図例必須)**  
 操作用機器のうち、卓上で使用する、板状の筐体に操作ボタン等が多数並んだ、キーボード型のもの。

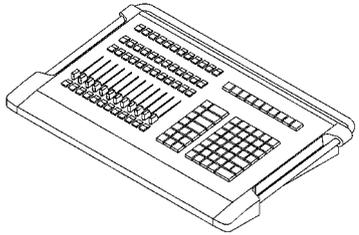
パーソナルコンピュータ用  
 コントローラ  
 登録 1151029



放送用制御機  
 登録 1137103



調光用操作卓  
 登録 1126507



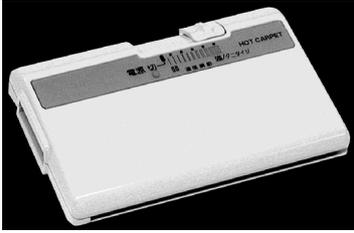
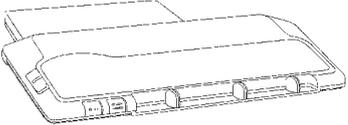
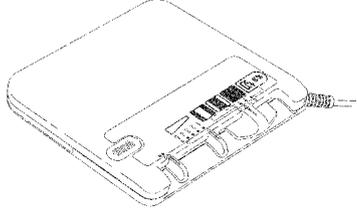
**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**  
 パソコン用キーボードは、H7-131へ。

**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
A	床置型	
C	カーペット用	

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-120	C	カーペット用

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H2-62F	全	小型制御用機器又は小型操作用機器(カーペット取付型)
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H1-5300	配線用開閉器	
C1-310	じゅうたん等:電気カーペット	
<b>定義(図例必須)</b>		
操作用機器のうち、電気カーペットなどに、カーペット等を挟持する方法で取付けるタイプのもの。		
電気カーペット用 コントローラー 登録 1148059 	電気カーペット用 コリモントローラー 登録 1118172 	電気カーペット用 コリモントローラー 登録 1167911 
<b>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</b>		
<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>		
物品名が「電気カーペット用コントローラー」であるものは、殆どのものがカーペットを挟持するものと考えられるが、カーペットにコードで接続するものがあれば、H7-122(小型携帯型)へ。		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A	床置型	
B	卓上キーボード型	
<b>過去に分類した物品の名称</b>		
電気カーペット用リモートコントローラー		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-120	G	具体的表示有り

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H2-60	—	制御用機器、操作用機器又は監視用機器
H2-61	—	制御用機器又は操作用機器
H2-61C	—	制御用機器又は操作用機器(卓上型)
H2-61CA	—	制御用機器又は操作用機器(卓上・正面操作型)
H2-62F	—	小型制御用機器又は小型操作用機器(カーペット取付型)
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>定義(図例必須)</b>		
H7-120の操作機用機器のうち、表示部に具体的表示のあるもの。		
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・単に数字のみを表したのものには付与せず、グラフ、図形、文字、アイコン等と共に表されているもののみ付与する。</li> <li>・参考図、必要図を問わず付与する。</li> <li>・ただし、画面の位置・大きさ・範囲等の説明のみを目的として、映像等をはめ込んだものには付与しない。</li> </ul>		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-1210	操作用機器(壁埋込み、壁取付け型)

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H2-61D	一	制御用機器又は操作用機器(取付け型及び壁埋込み型)
H2-61DA	一	制御用機器又は操作用機器(取付け及び壁埋込み型・操作部付き)
H2-61DAA	一	制御用機器又は操作用機器(取付け型及び壁埋込み型・住宅設備制御器型)
H2-61DAB	一	制御用機器又は操作用機器(取付け及び壁埋込み型、調光器型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H1-5300AA/C	配線用開閉器・押しボタン型/フラッシュプレート付き
H1-5500	検出スイッチ、検出器及び感知器
H2-50~592	配電盤、制御盤等
H7-110C	【監視用機器】壁取付け型
H7-6244B	埋込み・取付け型データ表示機(壁埋込み・取付け型)
H7-722	表示機付き電子計算機等(取付け型)

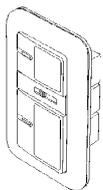
再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
調光器	エアコンディショナー用操作器	

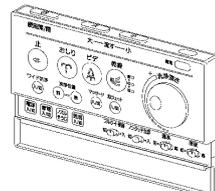
**定義**

機器を人為的に操作(切換、強弱調整等)する操作用機器のうち、壁に埋込んだ状態又は壁に取り付けた状態で使用するもの。

調光器付スイッチ  
登録 883581-010



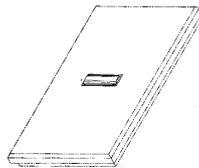
便所用局部洗浄器リモートコントロールローラー  
登録 1151662



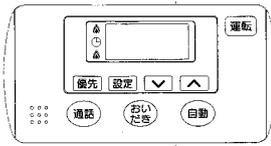
吸収式冷温水機用制御盤  
登録 1150414



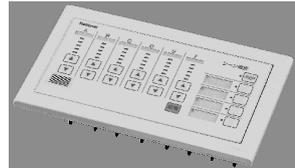
操作用スイッチ  
登録 1141268



給湯器用操作盤  
登録 1125224



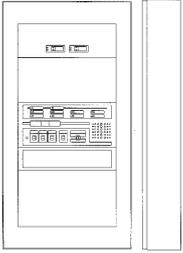
調光器  
登録 1155486



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

- ・防災用受信盤等、壁埋込型・壁取付け型の監視用機器(監視及び操作)は、H7-110Cへ。……図例1
- ・調光器のスイッチ素子は、H1-422(可変抵抗器)又はH1-5400D(制御操作スイッチ:回転型)へ。
- ・照明器具や機器への電力供給をON/OFFする、壁埋込み・壁取付け型のスイッチは、H1-5300(配線用開閉器)へ……図例2  ただし、照明や換気扇の強弱調整をするものはここに。
- ・機器に埋め込むものは、基本的にそれぞれの機器に分類する。  
例えば、こんろ用操作盤はC6-44915へ。……図例3

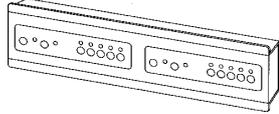
図例1 H7-110Cへ  
登録 1084703  
消火設備制御盤



図例2 H1-5300 Aへ  
登録 1171243  
便器洗浄弁用リモートコントロールスイッチ



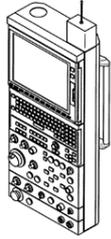
図例3 C6-44915へ  
登録 1137729  
電磁誘導加熱調理器用リモートコントローラ



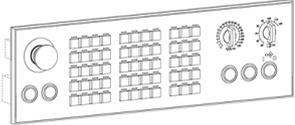
分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

- ・工作機械(K7-1台)の制御盤とそれに類するものは、取付け型、機器埋め込み型であってもH7-1210に分類する。

図例 取付け型の例 H7-1210  
登録 1277313  
工作機械用操作盤



図例 埋め込み型の例 H7-1210  
登録 1561462  
工作機械制御用操作盤



過去に分類した物品の名称


意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-1210	A	表示部操作型

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H2-61D	—	制御用機器又は操作用機器(取付け型及び壁埋込み型)
H2-61DA	—	制御用機器又は操作用機器(取付け及び壁埋込み型・操作部付き)
H2-61DAA	—	制御用機器又は操作用機器(取付け型及び壁埋込み型・住宅設備制御器型)
H2-61DAB	—	制御用機器又は操作用機器(取付け及び壁埋込み型、調光器型)
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-6244B	埋込み・取付け型データ表示機(壁埋込み・取付け)	
H7-722	表示機付き電子計算機等(取り付け型)	
<b>定義(図例必須)</b>		
壁埋込み・壁取付け型の操作用機器のうち、タッチパネル式のもの。 (※タッチパネル:液晶パネルのような表示装置の画面を押すことで機器を操作する入力装置。)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>H7-1210 A、G エアコンディショナー用制御盤 登録 1150823</p> </div>		
<b>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</b>		
具体的表示のあるものは、「G:具体的表示あり」も併せて付与する(参考図含む)。		
<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>		
タッチパネル式で、かつボタン群を有するものにも付与する。		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-1210	G	具体的表示有り

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float: right;">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H2-61D	—	制御用機器又は操作用機器(取付け型及び壁埋込み型)
H2-61DA	—	制御用機器又は操作用機器(取付け及び壁埋込み型・操作部付き)
H2-61DAA	—	制御用機器又は操作用機器(取付け型及び壁埋込み型・住宅設備制御器型)
H2-61DAB	—	制御用機器又は操作用機器(取付け及び壁埋込み型、調光器型)

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

**定義(図例必須)**

壁埋込み・壁取付け型の操作用機器のうち、表示部に具体的表示のあるもの。

H7-1210 A, G  
 エアークンディショナー用制御盤  
 登録 1150823

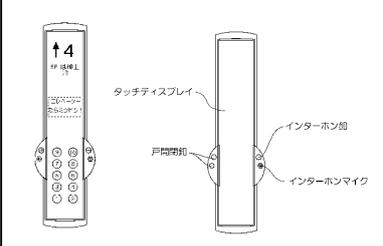
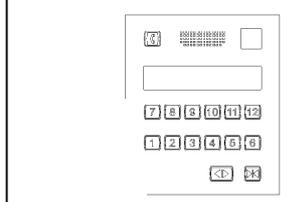
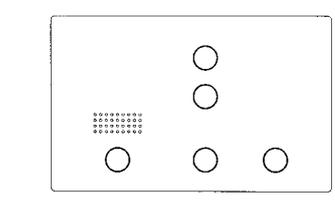
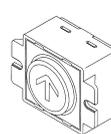
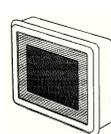
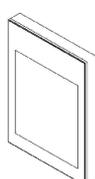
**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**

参考図、必要図を問わず、具体的な画面表示があるものに付与する。  
 数字、文字、アイコンを問わず、どのような表示でも付与する。  
 ただし、画面の位置・大きさ・範囲等の説明のみを目的として、映像等をはめ込んだものには付与しない。

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には  を付与する。
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-1211	エレベーター用操作盤

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H2-61DAC	—	制御用機器又は操作用機器（取付け及び壁埋込み型・エレベーター操作型）
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
G1-110	エレベーター	
H1-04	電気電子機器用つまみ及び取手	
H1-5300AA	配線用開閉器(押しボタン型)	
<b>再掲載指示</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
エレベーター用操作盤	エレベーター用操作器	
<b>定義</b>		
壁に取り付けて使用する操作用機器のうち、エレベーターのかごを操作するために使用する、以下①、②のような操作器を分類する。 ①乗り場に取り付けられるものであって、 <b>エレベーター</b> 位置表示が階床を表わす数字で表わされるもの。 ② <b>エレベーター</b> かご内に取り付けられるものであって、各階選択スイッチが複数個配設されているもの。		
エレベーター用操作盤 登録 1127956 	エレベーター用操作盤 登録 1139367 	エレベーター用操作盤 登録 1126214 
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>		
スwitch素子は、H1-5300へ。 つまみは、H1-04へ。 階床表示器は、F5-100へ。		
エレベーター用呼出しボタン 登録 1085092 	エレベーター用ボタン 登録 952767 	エレベーター用階床表示器 登録 1155202 
<b>分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)</b>		
・物品名が「エレベーター用操作盤」、「エレベーター用操作機」であれば、全てここに分類する。		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-1211	G	具体的表示有り

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float: right;">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H2-61DAC	一	制御用機器又は操作用機器(取付け及び壁埋込み型・エレベーター操作型)

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

**定義(図例必須)**

エレベーター用操作盤のうち、表示部に具体的表示のあるもの。

エレベーター用操作盤  
登録 1127956

**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

- 分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**
- ・単に階を表す数字のみを表したのものには付与せず、グラフ、図形、文字、アイコン等と共に表されているものに付与する。
  - ・参考図、必要図を問わず付与する。
  - ・ただし、画面の位置・大きさ・範囲等の説明のみを目的として、映像等をはめ込んだものには付与しない。

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には  を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-122	操作用機器(小型携帯型)

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H2-60	一	制御用機器、操作用機器又は監視用機器
H2-61	一	制御用機器又は操作用機器
H2-61B	一	制御用機器又は操作用機器(卓型及びスタンド型)
H2-62	全	小型制御用機器又は小型操作用機器
H2-62A	全	小型制御用機器又は小型操作用機器(押しボタン操作型)
H2-62B	全	小型制御用機器又は小型操作用機器(ダイヤル操作型)
H2-62C	全	小型制御用機器又は小型操作用機器(スライド操作型)
H2-62D	全	小型制御用機器又は小型操作用機器(多方向操作型)
H2-62E	全	小型制御用機器又は小型操作用機器(側面ダイヤル操作型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
E1-6360	操縦おもちゃ
E2-212	ゲーム器
H1-5300AA	配線用開閉器(押しボタン型)
H1-5500	検出スイッチ、検出器及び感知器
J7-300	診断用機械器具

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

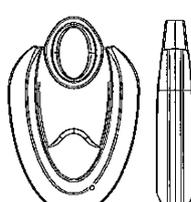
この分類に含まれる物品	
テレビ受像機用リモートコントローラー	テープレコーダー用リモートコントローラー
エアコンディショナー用リモートコントローラー	模型用操縦器
ゲーム機用操作機	リモコンキー

**定義**

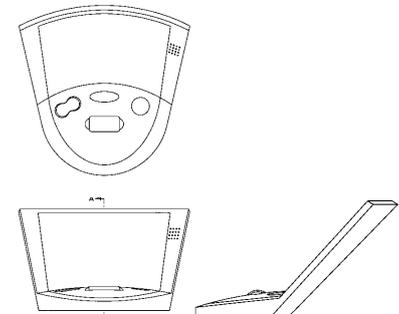
赤外線や電気コードを介して送る電気信号で、機器を人為的に操作(切換、調整等)する操作用機器のうち、手の平サイズで持ち運び可能、操作の際は主として手に持って操作するものを分類する。

壁に掛けて使用できるものも含む。

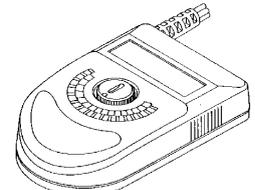
意匠登録第 1185287 号  
リモコンキー



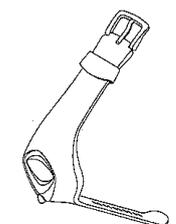
意匠登録第 1146943 号  
マッサージ機用リモートコントローラー



水生動物用水槽の  
温度制御機  
登録 1120316



意匠登録第 1103245 号  
時計付光磁気ディスク  
プレーヤー用  
リモートコントローラー



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

■他のコントローラーとの関係■

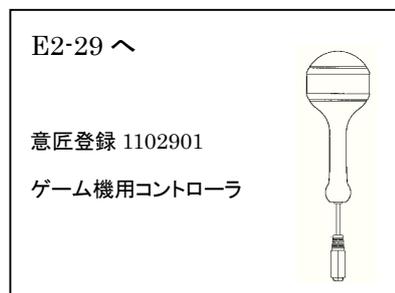
- ・足で操作(切換、調整等)するもの(例えば、ゲーム機用のマット型操作機)は、H7-120へ
- ・医療用リモートコントローラーのうち小型携帯型はH7-122へ。
- ・風呂釜用遠隔操作器(ワイヤー等で機械的に制御)は、D5-3390へ。

■スイッチとの関係■

- ・足でON/OFFするスイッチ(例えば、ミシン用や音響機器用)は、H1-523(足踏みスイッチ)へ。
- ・機器に取り付けるスイッチは、H1-5400(制御用操作スイッチ)へ。

■ゲーム機用コントローラーについて■

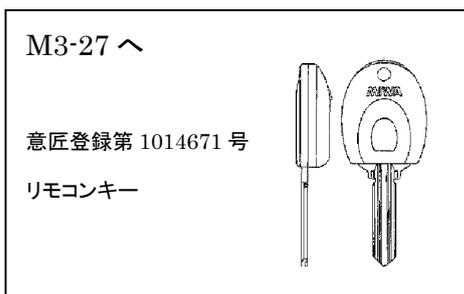
- ・ゲーム機用コントローラーはH7-122に分類する。
- ・具象型のゲーム機用コントローラーは、E2-29(ゲーム用品部品及び付属品おもちゃ)に分類する。ただし、銃型のゲーム機用コントローラーは、E1-6810(銃おもちゃ)に分類する。



- ・形状がトレーニングバイク型であり、ゲーム用ながらトレーニングを目的の一つとするものは、E3-0100(身体鍛錬器具)へ。
- ・テレビに接続して使用する汎用性のないゲーム器は、操作部を具備していてもE2-212(ゲーム器)へ。

■鍵材との関係■

- ・リモコンキーに鍵材の付いたものはM3-27へ。
- ・鍵材のないものはここへ(ただし、鍵材が収納されているものもここに含む)。



**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**

--	--	--

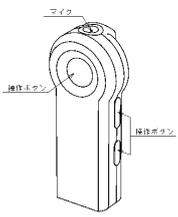
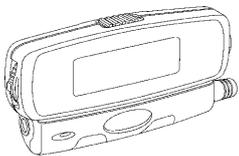
**過去に分類した物品の名称**

--	--	--

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-122	A	携帯端末機用

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H2-62	—	小型制御用機器又は小型操作用機器
H2-62A	—	小型制御用機器又は小型操作用機器(押しボタン操作型)
H2-62B	—	小型制御用機器又は小型操作機器(ダイヤル操作型)
H2-62C	—	小型制御用機器又は小型操作用機器(スライド操作型)
H2-62D	—	小型制御用機器又は小型操作用機器(多方向操作型)
H2-62E	—	小型制御用機器又は小型操作用機器(側面ダイヤル操作型)

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-233D	ヘッドホン等(操作部付き)
H7-4392	携帯電話機用子機
H7-792	電子計算機用付属品:携帯情報端末機用子機

<b>定義(図例必須)</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンディタイプの操作用機器のうち、携帯用音楽プレーヤー、情報端末機(PDA、携帯電話)等の携帯端末機を操作するもの。</li> <li>・有線、無線を問わない。</li> </ul>		
<p>意匠登録第 1147828 号 携帯情報端末機用リモート コントローラー</p> 	<p>意匠登録第 1146962 号 マイク付き無線電話機用 リモートコントローラー</p> 	<p>意匠登録第 1146962 号 デジタルオーディオディスクプレー ヤー用リモートコントローラー</p> 

<b>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</b>
・「ヘッドホン」にリモコンが付いたものは、H7-233D(ヘッドホン・操作部付き)へ

<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通話できるものであっても、物品名が「コントローラー」であれば、全てここに分類する。</li> <li>・何れのDタームを付与するか迷うものには、Dタームを付与しない。</li> </ul>

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
B	いわゆるリモコン型・表示部なし	
BA	いわゆるリモコン型・表示部あり	
C	グリップ型	

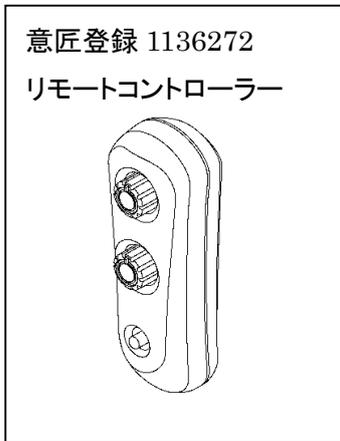
<b>過去に分類した物品の名称</b>	
携帯情報端末機用リモートコントローラー	デジタルオーディオディスクプレーヤー用リモートコントローラー

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-122	B	いわゆるリモコン型、表示部無し

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H2-62	—	小型制御用機器又は小型操作用機器
H2-62A	—	小型制御用機器又は小型操作用機器(押しボタン操作型)
H2-62B	—	小型制御用機器又は小型操作機器(ダイヤル操作型)
H2-62C	—	小型制御用機器又は小型操作用機器(スライド操作型)
H2-62D	—	小型制御用機器又は小型操作用機器(多方向操作型)
H2-62E	—	小型制御用機器又は小型操作用機器(側面ダイヤル操作型)

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

**定義(図例必須)**  
 ハンディタイプの操作用機器のうち、略板状の筐体に操作用ボタンを配し、赤外線で離れた場所に設置された機器を操作するもので、表示部のないもの。



**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

- ・表示部のあるものは、「BA:いわゆるリモコン型・表示部あり」を付与する。
- ・全体形状が板状でないものは、H7-120へ。……図①

図① 意匠登録 1141795  
ロボット操作器

**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**

・何れのDタームを付与するか迷うものには、Dタームを付与しない。

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A	携帯端末機用	
BA	いわゆるリモコン型・表示部有り	
C	グリップ型	

<b>過去に分類した物品の名称</b>	
エアコンディショナー用リモートコントローラー	テレビ受像機用リモートコントローラー

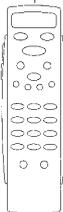
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-122	BA	いわゆるリモコン型、表示部有り

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H2-62	—	小型制御用機器又は小型操作用機器
H2-62A	—	小型制御用機器又は小型操作用機器(押しボタン操作型)
H2-62B	—	小型制御用機器又は小型操作機器(ダイヤル操作型)
H2-62C	—	小型制御用機器又は小型操作用機器(スライド操作型)
H2-62D	—	小型制御用機器又は小型操作用機器(多方向操作型)
H2-62E	—	小型制御用機器又は小型操作用機器(側面ダイヤル操作型)

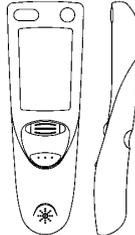
<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

**定義(図例必須)**  
 ハンディタイプの操作用機器のうち、略板状の筐体に操作用ボタンを配置し、赤外線で離れた場所に設置された機器を操作するもので、表示部のあるもの。

意匠登録 1136892  
 衛星放送受信テレビチューナー及びテレビジョン受像機用リモートコントローラー



意匠登録 1146944  
 マッサージ機用リモートコントローラー



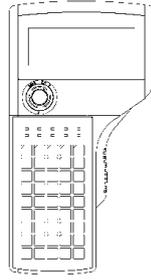
意匠登録 1152515  
 車載機器用リモートコントローラー



**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

- ・具体的表示のあるものは、「G: 具体的表示有り」も併せて付与する(参考図含む)。
- ・表示部のないものは、「B: いわゆるリモコン型・表示部なし」を付与する。
- ・全体形状が板状でないものは、H7-120へ。……図①

図① 意匠登録 1141795  
 ロボット操作器



**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**

- ・何れのDタームを付与するか迷うものには、Dタームを付与しない。

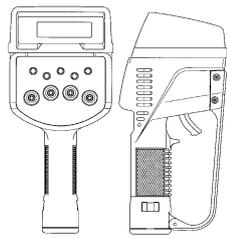
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A	携帯端末機用	
B	いわゆるリモコン型・表示部無し	
C	グリップ型	

<b>過去に分類した物品の名称</b>	
エアコンディショナー用リモートコントローラー	テレビ受像機用リモートコントローラー

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-122	C	グリップ型

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H2-62	—	小型制御用機器又は小型操作用機器
H2-62A	—	小型制御用機器又は小型操作用機器(押しボタン操作型)
H2-62B	—	小型制御用機器又は小型操作機器(ダイヤル操作型)
H2-62C	—	小型制御用機器又は小型操作用機器(スライド操作型)
H2-62D	—	小型制御用機器又は小型操作用機器(多方向操作型)
H2-62E	—	小型制御用機器又は小型操作用機器(側面ダイヤル操作型)

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
E1-6360	操縦おもちゃ
E2-212	ゲーム器

<b>定義(図例必須)</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンディタイプの操作用機器のうち、手に握った状態で使用するもの。主としてゲーム機用。</li> <li>・有線、無線を問わない。</li> </ul>		
<p>意匠登録 1147546</p> <p>ゲーム機用コントローラ</p> 	<p>意匠登録 1168903</p> <p>キーボード付きゲームコントローラ</p> 	<p>意匠登録 1084824</p> <p>産業用無線送信機</p> 

**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

- ・ゲーム機用であっても、ゲーム以外の用途(DVD、CD視聴等)に使用するリモコンは含まない。

<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>	
何れのDタームを付与するか迷うものには、Dタームを付与しない。	

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A	携帯端末機用	
B	いわゆるリモコン型・表示部なし	
BA	いわゆるリモコン型・表示部あり	

<b>過去に分類した物品の名称</b>	

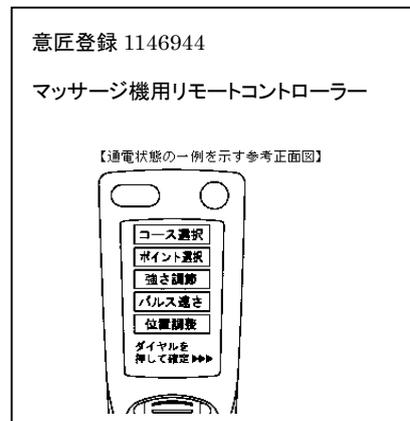
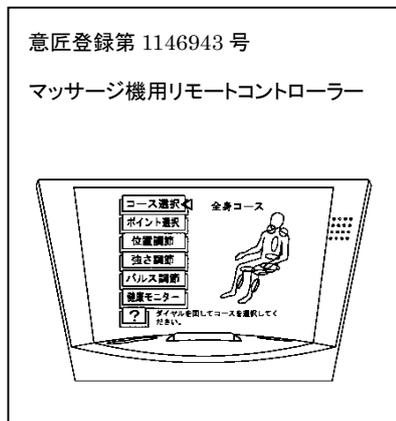
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-122	G	具体的表示有り

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H2-62	—	小型制御用機器又は小型操作用機器
H2-62A	—	小型制御用機器又は小型操作用機器(押しボタン操作型)
H2-62B	—	小型制御用機器又は小型操作機器(ダイヤル操作型)
H2-62C	—	小型制御用機器又は小型操作用機器(スライド操作型)
H2-62D	—	小型制御用機器又は小型操作用機器(多方向操作型)
H2-62E	—	小型制御用機器又は小型操作用機器(側面ダイヤル操作型)

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

**定義(図例必須)**

ハンディタイプの操作用機器のうち、表示部に具体的な表示を有するもの。



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**

参考図、必要図を問わず、具体的な画面表示があるものに付与する。  
 数字、文字、アイコンを問わず、どのような表示でも付与する。  
 ただし、画面の位置・大きさ・範囲等の説明のみを目的として、映像等をはめ込んだものには付与しない。

**このDタームと複数付与しないDターム**

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には  を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>	
---------------------	--

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-129	操作用機器部品及び付属品

**対応する旧意匠分類** ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」

旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H2-60	一	制御用機器、操作用機器又は監視用機器
H2-61	一	制御用機器又は操作用機器

**参考分類・参考物品**

分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H1-5300AA	配線用開閉器(押しボタン型)
H1-5500	検出スイッチ、検出器及び感知器
H7-39	無線通信機器・探知機等部品及び付属品
H7-4391	携帯電話機用ホルダー
F3-340	表示紙

**再掲載指示**

分類記号	分類の名称 または 物品の名称

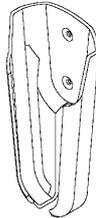
**この分類に含まれる物品**

リモートコントローラー用ホルダー	操作ラベル	
------------------	-------	--

**定義**

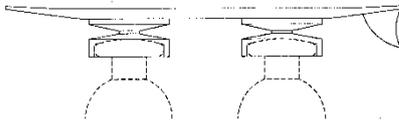
操作用機器にのみ使用される、部品及び付属品。

意匠登録 1151677  
リモートコントローラー用ホルダー

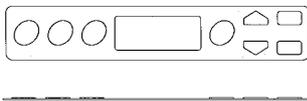


意匠登録 1114705  
ゲーム機用コントローラの操作キーカバー

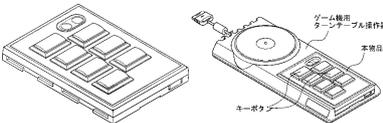
【アナログキー上に取り付けた状態の参考図】



意匠登録 1104873  
操作ラベル



意匠登録 1104074  
ゲーム機用ボタン操作器



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

「制御用卓」、「監視用卓」については、説明及び図面から機器が組み込まれていると判断できるものはH7-110A又はH7-120に、単なる卓(=テーブル)は、D7-140~142に分類する。

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

過去に分類した物品の名称

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-130	データ入力機等

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0	—	その他の電子機器等
H5-0A	—	その他の電子機器等(床置型)
H5-0B	—	その他の電子機器等(卓上型)
H5-41	—	データ入力機
H5-41B	—	データ入力機(画像入力機型)

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

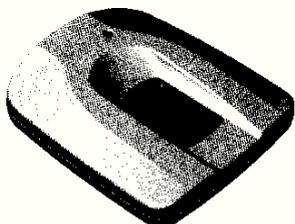
<b>再掲載指示</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H6-541	カード記録機

<b>この分類に含まれる物品</b>	
データ入力機	指紋認証機

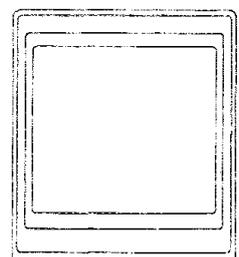
**定義**

H7-13代には、演算処理機能を有さないデータ入力機を分類する。  
 H7-130には、H7-131からH7-133に分類されないデータを入力するための機器を分類する。  
 生体認証機を含む。

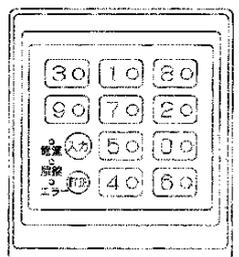
登録 1150718  
指紋読み取り器



登録 1172909  
データ入力機

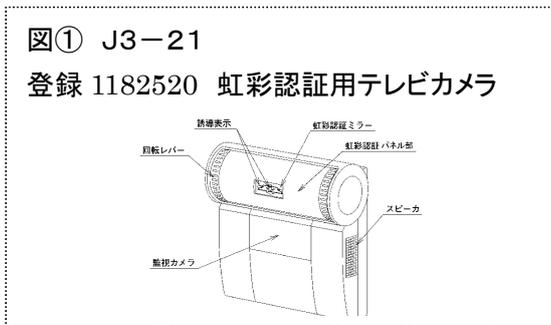


【使用状態を示す参考図】



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

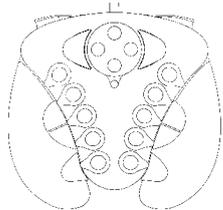
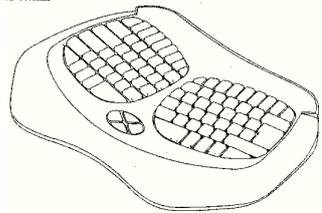
演算処理機能を有するものはH7-7代へ  
 「生体認証機能のみ」はH7-130(データ入力機等)。ただし、虹彩認証用テレビカメラはJ3-21…図①  
 「生体認証機能+操作キー」はH7-131キーボード入力機(電源ボタン程度は、操作キーには含まない)  
 「生体認証機能+操作キー+カードリーダー」はH6-541カード記録機  
 カードリーダー付きはテンキーの有無に関わらずH6-541カード記録機に分類する。



**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

<b>過去に分類した物品の名称</b>	
指紋照合器	

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-131	キーボード入力機

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>	
H5-0	一	その他の電子機器等	
H5-0A	一	その他の電子機器等(床置型)	
H5-0B	一	その他の電子機器等(卓上型)	
H5-41A	一	データ入力機(キーボード型)	
H5-41AA	一	データ入力機(キーボード・タイプライター型)	
H5-42	全	電子計算機用入出力タイプライター	
H5-42A	全	電子計算機用入出力タイプライター(床置型)	
H5-42B	全	電子計算機用入出力タイプライター(卓上型)	
<b>参考分類・参考物品</b>			
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>		
H7-120B	操作用機器(卓上キーボード型)		
<b>再掲載指示</b>			
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>		
<b>この分類に含まれる物品</b>			
データ入力機	データ入力用キーボード	電子計算機用キーボード	
指紋照合機			
<b>定義</b>			
演算処理機能を有していない、入力キーを有するデータ入力機を分類する。 生体認証機能を持つものを含む。			
Dタームを付与しないもの		登録 01110622 データ入力機	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・キーを具備しないもの</li> <li>・キーを具備していても、 鍵盤状に配列されていないもの</li> </ul>			
A:フルキーボード付き		登録 01178897 電子計算機用キーボード	登録 01144202 データ入力機
			

B:テンキーボード付き



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

演算処理機能を有するものはH7-7代へ

「生体認証機能のみ」はH7-130データ入力機等

「生体認証機能+操作キー」はH7-131キーボード入力機 (電源ボタン程度は、操作キーには含まない)

「生体認証機能+操作キー+カードリーダー」はH6-541カード記録機に分類

カードリーダー付きはテンキーの有無に関わらずH6-541カード記録機に分類する。

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

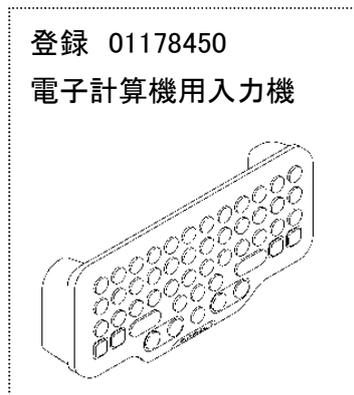
**過去に分類した物品の名称**


意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-131	A	フルキーボード付き

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0	一	その他の電子機器等
H5-0A	一	その他の電子機器等(床置型)
H5-0B	一	その他の電子機器等(卓上型)
H5-41A	一	データ入力機(キーボード型)
H5-41AA	一	データ入力機(キーボード・タイプライター型)
H5-42	全	電子計算機用入出力タイプライター
H5-42A	全	電子計算機用入出力タイプライター(床置型)
H5-42B	全	電子計算機用入出力タイプライター(卓上型)

関連分類・関連物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-721C、722C、723C、725C	表示機付き電子計算機 Dターム:フルキーボード付き
H7-724	表示機付き電子計算機等(ノートパソコン型)

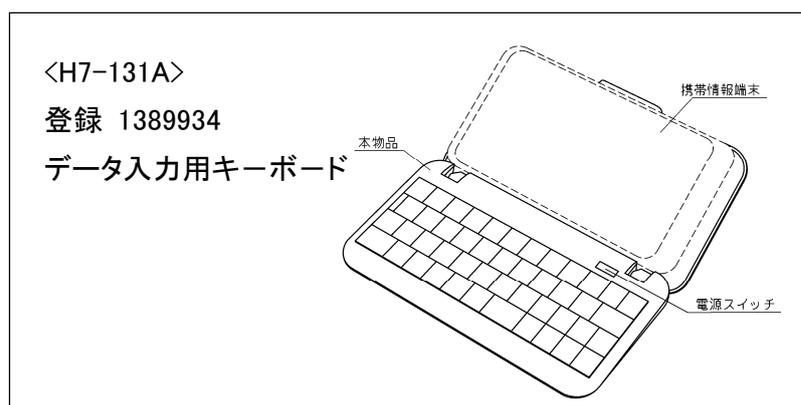
**定義(図例必須)**  
 演算処理機能を有さず、キーボードやテンキー等を有するデータ入力機のうち、英字キー以上のキーボードが付いているものを分類する。ワードプロセッサ、文書作成機等を含む。



#### 他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

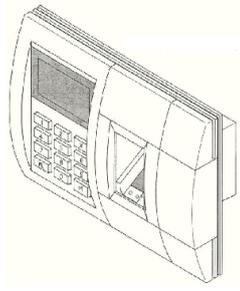
##### ■H7-792(電子計算機等付属品)との関係について

ケース型・スタンド型等、電子計算機等を載置して使用するキーボードについては、その主となる用途・機能がキーボードであるものはH7-131に分類する。



分類付与運用メモ(他のDタームとの関係、含まれない物品など)		
「Aフルキー付き」、「Bテンキー付き」を付与しないその他のキーを有する入力機にはDタームは付与しない。		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
B	テンキーボード付き	
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-131	B	テンキーボード付き

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0	—	その他の電子機器等
H5-0A	—	その他の電子機器等(床置型)
H5-0B	—	その他の電子機器等(卓上型)
H5-41A	—	データ入力機
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
<b>定義(図例必須)</b>		
<p>演算処理機能を有さず、キーボードやテンキー等を有するデータ入力機のうち、テンキー程度の数のキーボードが付いているものに付与する。</p> <p>テンキーとは、数字キーと四則演算に関するキーをまとめたものを言う。</p>		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>登録 1070616 指紋照合機</p>  </div>		
<b>他のDタームとの関係、含まれない物品など</b>		
「Aフルキー付き」、「Bテンキー付き」を付与しない、その他のキーを有する入力機にはDタームは付与しない。		
<b>分類付与運用メモ</b>		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には
A	フルキーボード付き	
		を付与する。
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-1320	座標指示機等

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-924	—	座標指示機

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

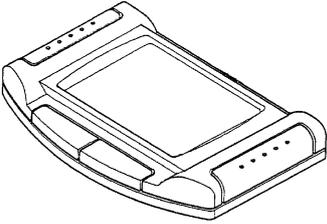
<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
座標指示機	座標入力機	

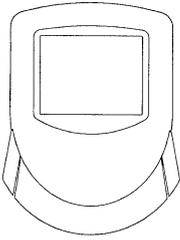
**定義**

以下に分類されない座標指示機。

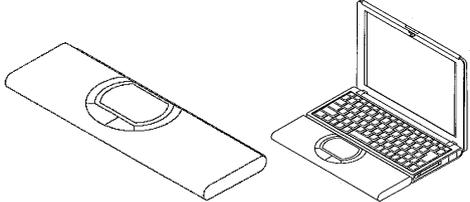
1018515 号  
座標指示機



982905 号  
コンピューター用座標入力機



982905 号  
コンピューター用座標入力機  
【使用状態を示す参考縮小斜視図】



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

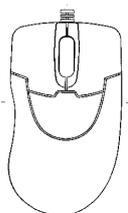
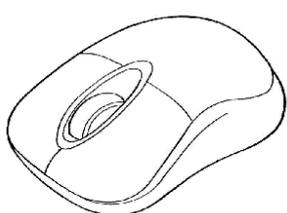
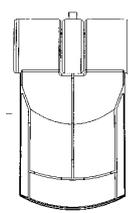
ゲーム機等にも用いられる多方向操作型のもの(キーの付いたもの)は、H7-122(操作用機器(小型携帯型))に分類する。

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

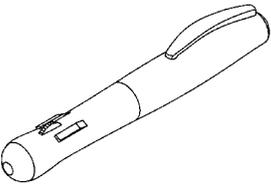
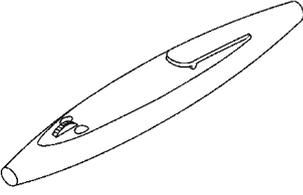
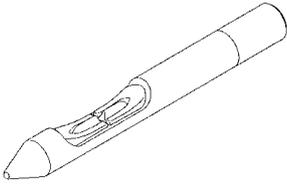
--	--	--

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-1321	電子計算機用マウス

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-924	一	座標指示機から分割
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>再掲載指示</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
電子計算機用マウス		
<b>定義</b>		
電子計算機用マウスを分類する。		
1182335 号 コンピューター用マウス 	1173219 号 コンピューターマウス 	1171483 号 コンピューター用マウス 
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>		
物品名が「マウス」であっても、ペン型の場合はH7-1322に分類する。		
<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-1322	座標入力ペン

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	※	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-925	全	ライトペン
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>再掲載指示</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
座標入力ペン	ライトペン	
<b>定義</b>		
ペン型の座標入力機を分類する。		
1182455 号 座標入力ペン 	1182454 号 座標入力機 	1146777 号 コンピューター用マウス 
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b> 電子的な内部機構を持たない入力ペン(スタイラスペン)はF2-1103へ。		
<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>		
物品名が「マウス」であっても、ペン型のものはここに分類する。		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

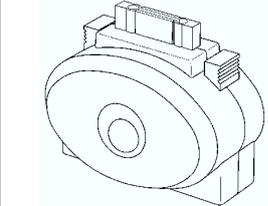
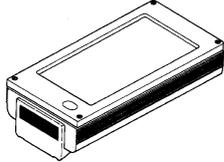
<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-133	バーコードリーダー

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-923	全	バーコード読み取り機

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-51	スキャナー

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
バーコードリーダー	バーコード読み取り機	

<b>定義</b>		
バーコードリーダーを分類する。 手持ち型には、Dターム(A)を付与する。以下の図例は、手持ち型以外のもの。		
1170403 号 バーコードリーダー 	1139228 号 バーコードリーダー 	900747 号 電子計算機用 データ読み取り機 

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

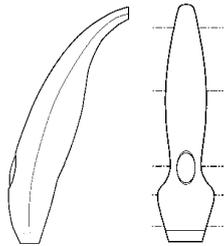
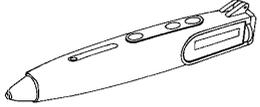
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-133	A	手持ち型

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-923	一	バーコード読み取り機

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-51	スキャナー

**定義 (図例必須)**  
 バーコードリーダーのうち、手持ち型に付与する。

1178487号 バーコードリーダー 	1178439号 光学情報読み取り機 	1153352号 二次元 コード読み取り機 	1101068号 バーコードスキャナー 
---	---	---	--

他のDタームとの関係 (付与しない意匠)

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>	

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-1391	データ入力機等部品

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	※	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-900	—	電子計算機等部品及び付属品
H5-910	—	電子計算機等部品

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

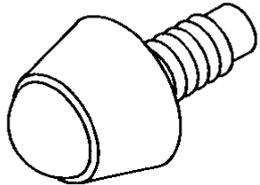
<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>	

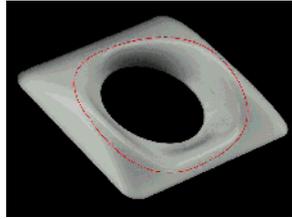
**定義**

データ入力機等のみに用いられる部品。

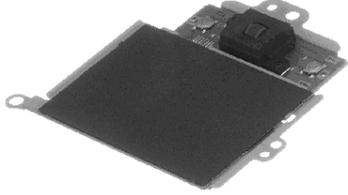
1183058 号  
電子ペン用取り付け部品



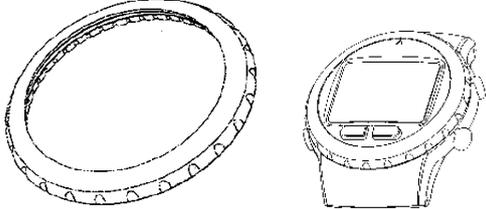
1137490 号  
指紋照合検出器用指当て板



1177622 座標軸入力機



1126045 入力ダイヤル



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

電子計算機等の関連機器の部品の分類の概要は以下のようになっている。

- ディスク挿入式記録機器部品(H6-5291)。
- その他媒体の記録機器等部品及び付属品(H6-549)。
- 情報記録機等部品(H6-591)。
- 電子計算機用中央処理機部品(H6-691)。
- データ入力機等部品(H7-1391)。
- 紙データ入出力機等部品及び付属品(H7-590)、インクカートリッジ(H7-591)、トナーカートリッジ(H7-592)、インクリボンカートリッジ(H7-593)、画像形成機(H7-594)、給排紙機(H7-595)、プリンター用印字ヘッド(H7-596)。
- データ表示機等部品(H7-6291)。
- 電子計算機等部品(H7-791)。

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

<b>過去に分類した物品の名称</b>	

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-1392	データ入力機等付属品

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-900	—	電子計算機等部品及び付属品
H5-920	—	電子計算機等付属品

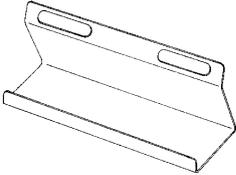
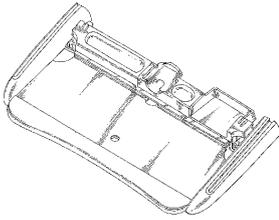
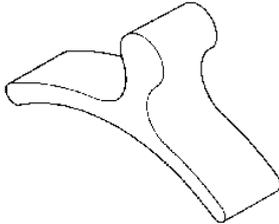
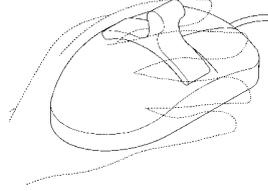
<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
電子計算機用マウス置き	電子計算機用キーボードスタンド	

**定義**

データ入力機のみ用いられる付属品。

1168665 号 キーボード保持具 	1098971 キーボード用トレイ 	1176865 マウス補助具  
--	---	---

**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

マウスパッドは、F2-7311へ。

電子計算機等の関連機器の付属品の分類の概要は以下のようになっている。

- ディスク挿入式記録機器付属品(H6-5292)。
- その他媒体の記録機器等部品及び付属品(H6-549)。
- 情報記録機等付属品(H6-592)。
- 電子計算機用中央処理機付属品(H6-692)。
- データ入力機等付属品(H7-1392)。
- 紙データ入出力機等部品及び付属品(H7-590)、インクカートリッジ(H7-591)、トナーカートリッジ(H7-592)、インクリボンカートリッジ(H7-593)、画像形成機(H7-594)、給排紙機(H7-595)、プリンター用印字ヘッド(H7-596)。
- データ表示機等付属品(H7-6290)。
- 電子計算機等付属品(H7-792)。

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-200	音響情報入出力機器

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="color: red;">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-0	—	その他の音声周波機械器具及び映像周波機械器具
H4-10	—	音響機器

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		

<b>定義</b>
音響情報を入出力する機器のうち、以下の分類に分類できないものを含む。  H7-20: 下位に展開されないもの H7-21: 音響情報記録機器等 H7-22: マイクロフォン等 H7-23: 発音機器等

<b>他の意匠分類との関係、含まれない物品など</b>

<b>分類付与運用メモ</b>

<b>過去に分類した物品の名称</b>

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-201	一組の電気・電子機器セット(オーディオ機器セットを構成するもの)

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H0-0	—	H1～H5に属さないその他の電気電子機械器具及び通信機械器具雑
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
H6-41	ラジオチューナー	
H6-31	音響用増幅器	
H7-232代	スピーカーボックス等	
<b>再掲載指示</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
一組の電気・電子機器セット		
<b>定義</b>		
一組の電気・電子機器セットのうち、アンプ、チューナー、プレーヤー、スピーカーボックス等から構成されるオーディオ機器セットを分類する。		
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>		
一組の電気・電子機器セットのうち、2以上のスピーカーボックスのみから構成されるものは、H7-2321(一組の電気・電子機器セット(2以上のスピーカーボックスから構成されるもの))に分類する。		
<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>		
この分類は組物の意匠分類であり、Dターム VZQ を付与する。		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-202	一組の電気・電子機器セット(車載用オーディオ機器セットを構成するもの)

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H0-0	—	H1~H5に属さないその他の電気電子機械器具及び通信機械器具雑
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
H6-41	ラジオチューナー	
H6-31	音響用増幅器	
H7-232代	スピーカーボックス等	
<b>再掲載指示</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
一組の電気・電子機器セット		
<b>定義</b>		
一組の電気・電子機器セットのうち、車載用アンプ、車載用チューナー、車載用プレーヤー、スピーカーボックス等から構成される車載用オーディオ機器セットを分類する。		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>		
この分類は組物の意匠分類であり、Dターム VZQ を付与する。		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-210	音響情報記録機器等

旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-20	一	電気蓄音機及びステレオ再生装置
H4-210	全	電気蓄音機
H4-210A	全	電気蓄音機(携帯型)
H4-2110	全	付加機能付き電気蓄音機
H4-2111	全	楽器付き電気蓄音機
H4-220	全	ステレオ再生装置
H4-221	全	アンサンブルステレオ
H4-222	全	ステレオセット
H4-222A	全	ステレオセット(セパレート型)
H4-222AA	全	ステレオセット(モジュラー型)
H4-222B	全	ステレオセット(コンポーネント型)
H4-23	全	ジュークボックス
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
<b>再掲載指示</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
電気蓄音機	ステレオ再生機	ジュークボックス
ラジオ受信機付き電気蓄音機		
<b>定義</b>		
<p>H7-21代には、入出力機能を有するラジオ及び音響再生機器を分類する。</p> <p>H7-210には、以下のものを分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レコードプレーヤ、増幅器及びスピーカを一体に装備したレコード再生装置。</li> <li>・レコード再生以外の目的に使用する装置を一体に装備した電気蓄音機。</li> <li>・レコード盤、磁気テープ、ラジオ放送等のプログラムソースをステレオ再生するための機器を装備し、全体が一体的にデザインされている音声再生装置。</li> <li>・レコードプレーヤ、録音機、ラジオチューナ、増幅器、スピーカ等が一体に装備されたステレオ再生装置。</li> <li>・レコードプレーヤ、録音機、ラジオチューナ、増幅器、スピーカ等を数個のブロックにまとめ、ブロック全体を一体的にデザインしたステレオ再生装置。</li> <li>・選曲装置及びレコード盤自動交換装置を一体に装備した電気蓄音機。</li> </ul>		
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スピーカ機能を具備しない音響、映像用の情報記録機は、H6-5代に分類する。</li> <li>・車載用は、スピーカを具備していてもH6に分類する。</li> </ul>		
<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		
ラジオ受信機付き電気蓄音機		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-211	ラジオ受信機

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H3-612	一	無線通信用受信機:防災用無線放送受信機
H3-70	一	放送用受信機器
H3-710	全	ラジオ受信機
H3-710A	全	ラジオ受信機(携帯型)
H3-710AA	全	ラジオ受信機(携帯縦型)
H3-7110	全	付加機能付きラジオ受信機
H3-7111	全	時計付きラジオ受信機

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-31	無線通信機
J2-400	置時計

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
ラジオ受信機	携帯用ラジオ受信機	時計付きラジオ受信機
防災用無線通信受信機		

**定義**

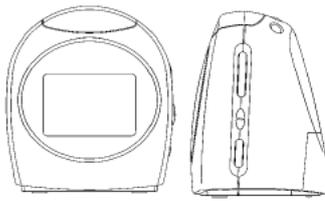
- ・所要のラジオチャンネルの電波を選択して受信し、一体に装備されたスピーカーから音声を出力する機器。
- ・防災用無線放送受信機(災害時に放送される罹災状況や避難場所等の情報を受信するためのもの)、イヤホンで聴くもの、時計付きを含む。
- ・車載用を除く。

Dタームを付与しないもの

持ち運ぶことができるが、基本的に卓上で使用するものは、Dタームを付与しない。

意匠登録第 1135279 号

ラジオ受信機



意匠登録第 1083002 号

防災用無線受信機



A: 小型携帯型

ヘッドホン型含む。

意匠登録第 1135671 号

携帯ラジオ



意匠登録第 1147350 号

ラジオ受信機



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

- ・スピーカーを装備していないもの(ラジオチューナー)はH6-41へ。
- ・車載用は、スピーカーを具備していても、H6-41Aへ。
- ・記録機の付いたものはH7-212(音響情報記録再生機器)へ。
- ・携帯電灯付きラジオ受信機はD3-500、ラジオ付きボールペンはF2-1120、ラジオ付き望遠鏡はJ3-11、ラジオ付き双眼鏡はJ3-12へ。

**分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)**

**過去に分類した物品の名称**

イヤホンガイド

充電器付きラジオ

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-211	A	小型携帯型

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-710A	全	ラジオ受信機(携帯型)
H3-710AA	全	ラジオ受信機(携帯縦型)
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-233	ヘッドホン等	
H7-31	無線通信機	

**定義(図例必須)**

ラジオ受信機のうち、身に付けて持ち運ぶのに適した大きさ・形態のもの。  
スピーカーを装備したもの、イヤホンで聴くもの、ヘッドホン型を含む。

H7-211A  
意匠登録第 1135671 号  
携帯ラジオ



H7-211A  
意匠登録第 1147350 号  
ラジオ受信機

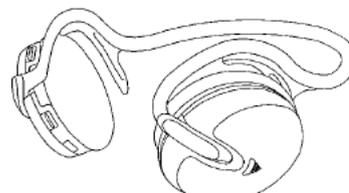
**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

- ・卓上でも使用でき、携帯もできるものには、Dタームを付与しない。
- ・ヘッドホン型のうち、セクター部が目立たないものはH7-233(ヘッドホン)へ。
- ・記録機の付いたものはH7-212(音響情報記録再生機器)へ。
- ・スピーカーを装備していないもの(ラジオチューナー)はH6-41へ。
- ・携帯電灯付きラジオ受信機はD3-500、ラジオ付きボールペンはF2-1120、ラジオ付き望遠鏡はJ3-11、ラジオ付き双眼鏡はJ3-12へ。

H7-233(ヘッドホン)へ  
意匠登録第 907317 号  
ラジオ受信機



H7-233(ヘッドホン)へ  
意匠登録第 1084527 号  
ラジオ受信機付ヘッドホン

**分類付与運用メモ(他のDタームとの関係、含まれない物品など)**

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
過去に分類した物品の名称		
ラジオ受信機		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-212	音響情報記録再生機器

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-10	一	音響機器
H4-133	一	マイクロホン付き拡声器
H4-40	一	音声映像記録再生機器
H4-44	一	磁気シートレコーダー
H4-430	一	テープレコーダー等
H4-430A	一	テープレコーダー等(カセットテープ装填部複数型)
H4-430AA	全	テープレコーダー等(カセットテープ装填部複数型・ラジオ受信機付き)
H4-430B	一	テープレコーダー等(下部大型スピーカー付き)
H4-430C	一	テープレコーダー等(ヘッドホンステレオ型)
H4-432	一	カセット式テープレコーダー
H4-432C	全	カセット式テープレコーダー(スピーカー付き携帯型)
H4-4330	一	付加機能機付きテープレコーダー
H4-4331	全	ラジオ受信機付きテープレコーダー
H4-4331A	全	ラジオ受信機付きテープレコーダー(モノラル型)
H4-4331AA	全	ラジオ受信機付きテープレコーダー(モノラル型・横長型)
H4-4331B	全	ラジオ受信機付きテープレコーダー(ステレオ型)
H4-4331BA	全	ラジオ受信機付きテープレコーダー(ステレオ型・横長, テープ装填部中央型)
H4-4331BAA	全	ラジオ受信機付きテープレコーダー(ステレオ型・横長, テープ装填部中央型・三分節型)
H4-434	一	テーププレーヤー
H4-434C	一	テーププレーヤー(スピーカー携帯型)
H4-4350	一	付加機能付きテーププレーヤー
H4-4351	一	ラジオ受信機付きテーププレーヤー
H4-451	一	ビデオディスクプレーヤー
H4-460	一	デジタルオーディオディスクプレーヤー
H4-460A	一	デジタルオーディオディスクプレーヤー(上面挿入型)
H4-460B	一	デジタルオーディオディスクプレーヤー(前面挿入型)
H4-460BA	一	デジタルオーディオディスクプレーヤー(前面挿入・ディスク横入れ型)
H4-460BB	一	デジタルオーディオディスクプレーヤー(前面挿入・ディスク縦入れ型)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H6-52~52C	ディスク挿入式記録機	
H6-50	情報記録機等	
H6-5320	映像用テープ記録機等	
H6-5321	カセット式ビデオテープレコーダ	
H6-5322	テレビチューナ付きカセット式ビデオテープレコーダ	
H6-31	音響用増幅器	
H6-40~42	チューナー等	
H6-541~542	カード記録機	
H6-530~5312	テープ記録機器	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	

<b>この分類に含まれる物品</b>	
デジタルオーディオディスクレコーダー付きラジオ受信機	デジタルオーディオディスクプレーヤー付きラジオ受信機
ラジオ受信機付きテープレコーダー	テープレコーダー付きラジオ受信機
時計及びラジオ受信機付きテープレコーダー	ラジオ受信機付きテーププレーヤー

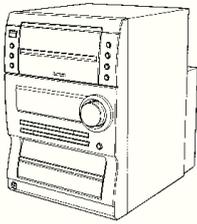
**定義**

- ・スピーカー機能を有する音響情報記録再生機器全てを分類する。CD、MDの記録機器にスピーカーだけ付いたものも含む。
- ・ラジオ受信機付きの記録機器等を含む(所謂ラジカセタイプのもの)。
- ・スピーカー機能を有しない音響、映像用の情報記録機は、除く。
- ・車載用は除く。

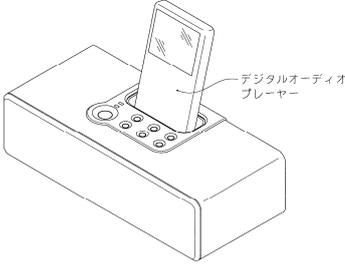
**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

- ・スピーカー機能を有しない音響、映像用の情報記録機は、H6-5台に分類する。(例:登録 1153523 号)
- ・車載用は、スピーカー等出力機能を有していてもH6に分類する。
- ・本体自体にCD、MD、メモリーカード等の記録再生機能はないが、携帯用デジタルオーディオプレーヤーを挿入又は接続し、その内部に保存された音楽データを再生する機能や、音声信号を無線で受信することで音楽データを再生する機能があるスピーカーは、スピーカーボックス(H7-2322)へ。(例:登録 1301995 号、登録 1305931 号)

H6-52AA 登録 1153523 号  
デジタルオーディオディスクプレーヤー及びラジオチューナー付きテープレコーダー



H7-2322 登録 1301995 号  
デジタルオーディオプレーヤー用スピーカー



H7-2322 登録 1305931 号  
デジタルオーディオプレーヤー



**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**

- ・異なる記録媒体機能を複数具備するものには、AA~ADのうち該当する全てのDタームを付与し、その上で更に、形状の観点からB~Eのうちの該当する一つを選択し付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>		
音声映像磁気ディスク記録再生機	ビデオテープレコーダー付きビデオディスクプレイヤー	光ディスクレコーダー
放送局用ビデオサーバー	音声記録再生機	

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-212	AA	テープレコーダ付き

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-430	一	テープレコーダー等
H4-430A	一	テープレコーダー等(カセットテープ装填部複数型)
H4-430AA	全	テープレコーダー等(カセットテープ装填部複数型・ラジオ受信機付き)
H4-430B	一	テープレコーダー等(下部大型スピーカー付き)
H4-430C	一	テープレコーダー等(ヘッドホンステレオ型)
H4-432	一	カセット式テープレコーダー
H4-432C	全	カセット式テープレコーダー(スピーカー付き携帯型)
H4-4330	一	付加機能付きテープレコーダー
H4-4331	全	ラジオ受信機付きテープレコーダー
H4-4331A	全	ラジオ受信機付きテープレコーダー(モノラル型)
H4-4331AA	全	ラジオ受信機付きテープレコーダー(モノラル型・横長型)
H4-4331B	全	ラジオ受信機付きテープレコーダー(ステレオ型)
H4-4331BA	全	ラジオ受信機付きテープレコーダー(ステレオ型・横長, テープ装填部中央型)
H4-4331BAA	全	ラジオ受信機付きテープレコーダー(ステレオ型・横長, テープ装填部中央型・三分節型)
H4-434	一	テーププレーヤー
H4-434C	全	テーププレーヤー(スピーカー携帯型)
H4-4350	一	付加機能付きテーププレーヤー
H4-4351	一	ラジオ受信機付きテーププレーヤー

## 参考分類・参考物品

分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H6-5310	音響用テープ記録機等
H6-5312	カセット式音響用テープ記録機
H6-5320~H6-5322	映像用テープ記録機等
H7-211	ラジオ受信機

## 定義(図例必須)

- ・スピーカー機能を有する音響情報記録再生機のうち、磁気テープを記録媒体とするもの。
- ・テープレコーダーにラジオ受信機機能を付加、或いはラジオ受信機にテープレコーダー機能を付加する、所謂ラジオ受信機付きカセットテープレコーダーを含む

登録 1190713 号  
ラジオ受信機付き  
テープレコーダー



登録 1137395 号  
ラジオ受信機付きテープレ  
コーダー



登録 1173070 号  
ラジオ受信機付テープレ  
コーダー



**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

・スピーカーの無いテープレコーダー、テーププレーヤーは、H6-5312に分類す。……(1)

(1)H6-5312Cを付与 登録 1179010 号  
ラジオ用チューナー付きテーププレーヤー



**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**

・異なる記録媒体機能が複数付加されているものには、DタームAA~ADのうち該当する全てのDタームを付与する。その上で更に、形状の観点からB~Eのうちの該当する一つを選択し付与する。

**このDタームと複数付与しないDターム**

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には  を付与する。

**過去に分類した物品の名称**

ラジオ受信機付きテープレコーダー      ラジオ受信機、増幅器付きテープレコーダー  
デジタルオーディオディスクプレーヤー及びラジオ受信機付きテープレコーダー

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-212	AB	ディスク記録機付き

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-460	—	デジタルオーディオディスクプレーヤー
H4-460A	—	デジタルオーディオディスクプレーヤー(上面挿入型)
H4-460B	—	デジタルオーディオディスクプレーヤー(前面挿入型)
H4-460BA	—	デジタルオーディオディスクプレーヤー(前面挿入・ディスク横入れ型)
H4-460BB	—	デジタルオーディオディスクプレーヤー(前面挿入・ディスク縦入れ型)
H4-451	—	ビデオディスクプレーヤー

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H6-52~52C	ディスク挿入式記録機

**定義(図例必須)**

スピーカー機能を有する音響情報記録再生機器のうち、ディスク(磁気ディスク、光ディスク等)を記録媒体とするもの。

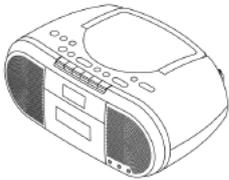
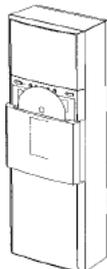
分離可能なスピーカーを有するもの、CD、MDの記録機器にスピーカだけ付いたものを含む。

<p>登録 1137439 号 ラジオ受信機付きデジタルオーディオディスクプレーヤー</p> 	<p>登録 1038879 号 コンパクトディスクプレーヤー及びチューナー付きスピーカー</p> 	<p>登録 1138560 号 ラジオ用チューナー、スピーカー及びデジタルオーディオディスクレコーダー付き デジタルオーディオディスクプレーヤー</p> 
--	--	--

**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**

- 異なる記録媒体機能が複数付加されているものには、DタームAA~ADのうち該当する全てのDタームを付与する。その上で更に形状の観点からB~Eのうち該当する一つを選択し付与する。
- 映像音声再生機(DVD)も、スピーカー付きであればこのDタームを付与する。

<p>DタームAAとAB、Cを付与 登録 1447899 号 ラジオチューナー及びテープレコーダー付デジタルオーディオディスクプレーヤー</p> 	<p>DタームABとBを付与 登録 1153527 号 スピーカー付きデジタルビデオディスクプレーヤー</p> 
--	---

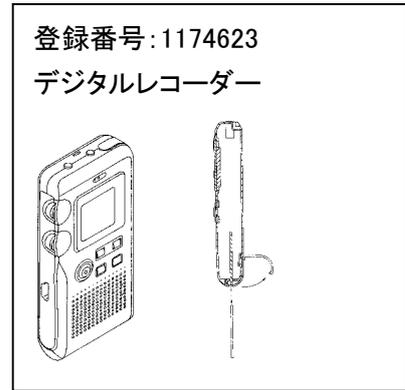
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
過去に分類した物品の名称		
デジタルオーディオディスクレ コーダー付きラジオ受信機	デジタルオーディオディスクプ レーヤ付きラジオ受信機	ラジオ受信機付録音再生機

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-212	AC	カード挿入式記録機付き

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-40	—	音声映像記録再生機器

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H6-541~541CA	カード記録機

**定義(図例必須)**  
 スピーカー機能を有する音響情報記録再生機器のうち、メモリーカードを記録媒体とするもの。メモリーカード挿入孔を有する。



**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**  
 音楽記録再生機を内在していても、操作部が明らかでなく、形状がヘッドホン若しくはイヤホン型の場合は、H7-233~233Dに分類する(1)。ヘッドホン等が音楽記録再生機に付属しているにすぎないものはH7-212に分類する(2)。



**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**  
 異なる記録媒体機能が複数付加されているものには、DタームAA~ADのうち該当する全てのDタームを付与する。その上で更に形状の観点からB~Eのうちの該当する一つを選択し付与する。

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	<b>左記Dタームを複数組み合わせた意匠には</b>  <b>を付与する。</b>

<b>過去に分類した物品の名称</b>	
記録媒体用再生機	メモリーカードプレーヤー

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-212	AD	記録媒体内蔵型

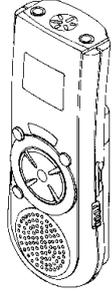
<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-40	—	音声映像記録再生機器

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H6-541~541CA	カード記録機

**定義(図例必須)**

スピーカー機能を有する響情報記録再生機器のうち、記録媒体を内蔵するもの。  
記憶媒体挿入口の不明のもの。

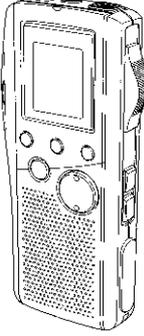
登録番号:1145776  
音声記録再生機



登録番号:1147006  
アイシーレコーダー



登録番号:1163769  
記憶素子内蔵記録機



**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

音楽記録再生機を内在していても、操作部が明らかでなく、形状がヘッドホン若しくはイヤホン型の場合は、H7-233~233Dに分類する(1)。ヘッドホン等が音楽記録再生機に付属しているにすぎないものはH7-212に分類する(2)。

(1)登録番号:1118550



(2)登録番号:1119029



**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**

異なる記録媒体機能が複数付加されているものには、DタームAA~ADのうち該当する全てのDタームを付与する。その上で更に形状の観点からB~Eのうちの該当する一つを選択し付与する。

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には  を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>	
記憶素子内蔵記録機	音声記録再生機

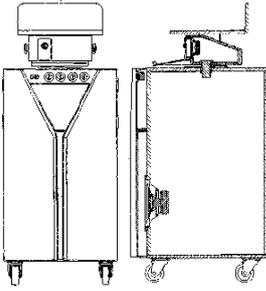
<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-212	B	床置型

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-40	—	音声映像記録再生機器
H4-451	—	ビデオディスクプレーヤー
H4-460	—	デジタルオーディオディスクプレーヤー

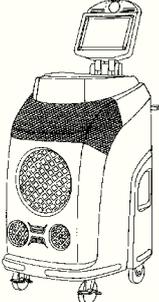
<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-6241AA	ブラウン管型データ表示機(支持具有り)
H7-6242AA	パネル型データ表示機(支持具付き)

**定義(図例必須)**  
 音響情報記録再生機器のうち、床に置いて使用する、キャスター等を具備する大型のもの。  
 音楽等を再生する機能を有し、その音楽をマイクから入力した声と共に出力するカラオケ機器を含む。  
 例外的に表示部付きを含む。

登録 933439  
 デジタルオーディオプレーヤー



登録 1184959  
 ディスプレイ付きカラオケ演奏機



**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

- ・ハンディカラオケ機は、卓上型、小型であっても、  
 E:ハンディカラオケ機型を付与する。……図1  
 ただし、マイクを具備しないものには、  
 C:卓上型、又は、D:小型携帯型を付与する。
- ・記録再生機及びスピーカーを具備しない、いわゆる通信カラオケの本体は、H6-20に分類する。

図1:Eを付与する  
 登録 1066406  
 マイクロホン付き  
 集積回路内蔵カード  
 プレーヤーおもちゃ



**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**

- ・異なる記録媒体機能を複数具備するものには、AA~ADのうち該当する全てのDタームを付与し、その上で更に、形状の観点からB~Eのうちの該当する一つを選択し付与する。
- ・Bには例外的に映像表示機を具備するものも含むが、基本的に映像情報出力することをメインとする機器は、H7-60代の「映像情報記録再生機器」に分類する。

**このDタームと複数付与しないDターム**

<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
C	卓上型
D	小型携帯型
DA	腕時計型
E	ハンディカラオケ機型

**過去に分類した物品の名称**

--	--	--

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-212	C	卓上型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-40	—	音声映像記録再生機器
H4-44	—	磁気シートレコーダー
H4-430AA	—	テープレコーダー等(カセットテープ装填部複数型・ラジオ受信機付き)
H4-430B	—	テープレコーダー等(下部大型スピーカー付き)
H4-4330	—	付加機能機付きテープレコーダー
H4-4331	—	ラジオ受信機付きテープレコーダー
H4-4331A	—	ラジオ受信機付きテープレコーダー(モノラル型)
H4-4331AA	—	ラジオ受信機付きテープレコーダー(モノラル型・横長型)
H4-4331B	—	ラジオ受信機付きテープレコーダー(ステレオ型)
H4-4331BA	—	ラジオ受信機付きテープレコーダー(ステレオ型・横長、テープ装填部中央型)
H4-4331BAA	—	ラジオ受信機付きテープレコーダー(ステレオ型・横長、テープ装填部中央型・三分節型)
H4-4350	—	付加機能付きテーププレーヤー
H4-4351	—	ラジオ受信機付きテーププレーヤー
H4-451	—	ビデオディスクプレーヤー
H4-460	—	デジタルオーディオディスクプレーヤー
H4-460A	—	デジタルオーディオディスクプレーヤー(上面挿入型)
H4-460B	—	デジタルオーディオディスクプレーヤー(前面挿入型)
H4-460BA	—	デジタルオーディオディスクプレーヤー(前面挿入・ディスク横入れ型)
H4-460BB	—	デジタルオーディオディスクプレーヤー(前面挿入・ディスク縦入れ型)

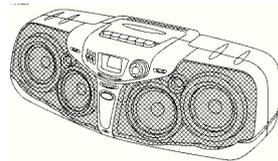
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H6-52A~52AA	ディスク挿入式記録機(卓上型・雑、卓上型・縦型ステレオセンター型)
H6-5310	音響用テープ記録機等
H6-5312A	カセット式音響用テープ記録機(卓上型)
H6-542A	記録媒体内蔵記録機(床置き・卓上型)
H6-541A	カード記録機(床置き・卓上型)

### 定義(図例必須)

スピーカー機能を有する音響情報記録再生機器のうち、主に卓上や棚に据え置いて使用するものを分類する。

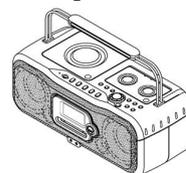
登録 124475 号

ラジオ受信機付きテープレコーダー



登録 1141449 号

「ラジオチューナー、テーププレーヤー、デジタルオーディオディスクレコーダー付デジタルオーディオディスクプレーヤー」

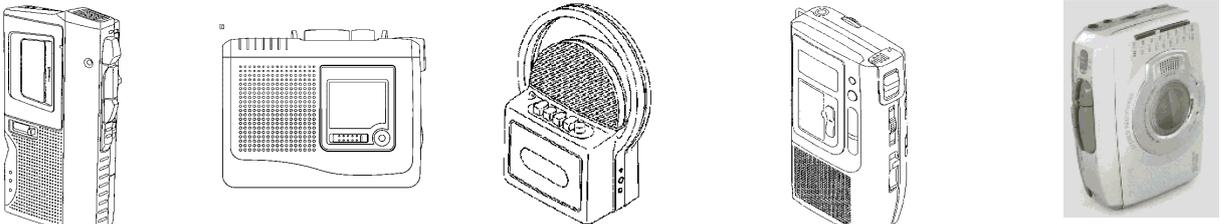


### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

・卓上型、小型であっても、ハンディタイプのマイク付きカラオケ機器には、「E」を優先して付与する。  
ただし、マイクを具備しないものには、C:卓上型、又は、D:小型携帯型を付与する。

分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)		
・異なる記録媒体機能を複数具備するものには、AA～ADのうち該当する全てのDタームを付与し、その上で更に、形状の観点からB～Eのうちの該当する一つを選択し付与する。		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	
B	床置型	
D	小型携帯型	
DA	腕時計型	
E	ハンディカラオケ機型	
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-212	D	小型携帯型

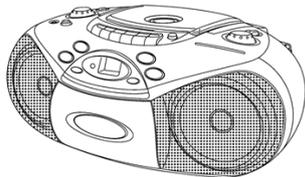
対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-40	一	音声映像記録再生機器
H4-430C	一	テープレコーダー等(ヘッドホンステレオ型)
H4-44	一	磁気シートレコーダー
H4-432C	全	カセット式テープレコーダー等(スピーカー付き携帯型)
H4-4330	一	付加機能付きテープレコーダー
H4-4331	一	ラジオ受信機付きテープレコーダー
H4-4331A	一	ラジオ受信機付きテープレコーダー(モノラル型)
H4-4331AA	一	ラジオ受信機付きテープレコーダー(モノラル型・横長型)
H4-4331B	一	ラジオ受信機付きテープレコーダー(ステレオ型)
H4-4331BA	一	ラジオ受信機付きテープレコーダー(ステレオ型・横長, テープ装填部中央型)
H4-4351	一	ラジオ受信機付きテーププレーヤー
H4-434C	一	テーププレーヤー(スピーカー付き携帯型)
H4-460	一	デジタルオーディオディスクプレーヤー
H4-460A	一	デジタルオーディオディスクプレーヤー(上面挿入型)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H6-52C	ディスク挿入式記録機(小型携帯型)	
H6-5310	音響用テープ記録機等	
H6-5312C	カセット式音響用テープ記録機(小型携帯型)	
H6-542B	記録媒体内蔵記録機(小型携帯型)	
H6-541B	カード記録機(小型携帯型)	
定義(図例必須)		
<p>スピーカー機能付き音響情報記録再生機器のうち、身に付けて持ち運ぶのに適した大きさのもので、携帯しながら再生するもの。腕時計型は除く。</p> <p>登録1167927号 登録1137390号 登録1002880号 登録1069899号 登録1075094号  「テープレコーダー」「テープレコーダー」「テープレコーダー」「テープレコーダー」「ラジオ受信機付き  テープレコーダー」</p>		
		

**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

- ・卓上型、小型であっても、ハンディタイプのマイク付きカラオケ機器には、「E」を優先して付与する。ただし、マイクを具備しないものには、C:卓上型、又は、D:小型携帯型を付与する。
- ・取っ手が付いていても、使用の際は床や机の上に設置するものは、C:卓上型を付与する(1)。

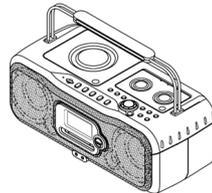
(1) 登録1176912号

「デジタルオーディオディスクプレーヤー及びラジオ受信機付きテープレコーダー」



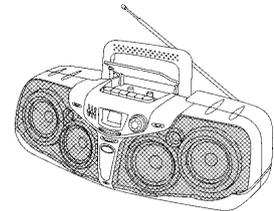
(1) 登録1141449号

「ラジオチューナー、テーププレーヤー、デジタルオーディオディスクレコーダー付デジタルオーディオディスクプレーヤー」



(1) 登録1124475号

「ラジオ受信機付きテープレコーダー」



**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**

- ・異なる記録媒体機能を複数具備するものには、AA~ADのうち該当する全てのDタームを付与し、その上で更に、形状の観点からB~Eのうちの該当する一つを選択し付与する。
- ・DA:腕時計型は、D:小型携帯型に優先する。

**このDタームと複数付与しないDターム**

記号	Dタームの名称
B	床置型
C	卓上型
DA	腕時計型
E	ハンディカラオケ機型

**過去に分類した物品の名称**

テープレコーダー	ラジオ受信機付きテープレコーダー
----------	------------------

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-212	DA	腕時計型

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	※	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-40	一	音声映像記録再生機器
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
H6-542BA	記録媒体内蔵記録機(腕時計型)	
H6-541BA	カード記録機(腕時計型)	
H7-43AF	携帯電話機(腕時計型)	
H7-6243AC	小型データ表示機(腕時計型)	
H7-725AF	表示機付き電子計算機等(携帯型):腕時計型	
<b>定義(図例必須)</b>		
音響情報記録再生機器のうち、腕時計型のものを分類する。		
<b>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</b>		
<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>異なる記録媒体機能を複数具備するものには、AA~ADのうち該当する全てのDタームを付与し、その上で更に、形状の観点からB~Eのうちの該当する一つを選択し付与する。</li> <li>DA:腕時計型は、D:小型携帯型に優先する</li> </ul>		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	
B	床置型	
C	卓上型	
D	小型携帯型	
E	ハンディカラオケ機型	
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-212	E	ハンディカラオケ機型

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-10	—	音響機器
H4-133	—	マイクロホン付き拡声器
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
H7-220	マイクロフォン等	

**定義(図例必須)**

音響情報記録再生機器のうち、マイク付きのもの。  
 主として、以下①～③の特徴を有するハンディタイプのカラオケ機器。

- ①マイク及びスピーカーを有する。又は、マイクのみ有し、スピーカーやテレビ等に接続して(有線・無線を問わない)使用する。
- ②音楽等を再生する機能を有し、その音楽をマイクから入力した声と共に出力する。
- ③携帯できる(床置型は含まない)

登録 1176782  
カラオケ機



登録 1126036  
カラオケ再生機能付きマイクロホン



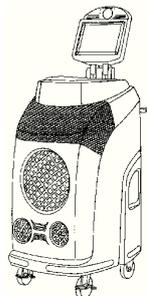
登録 1066406  
マイクロホン付き集積回路内蔵カードプレーヤーおもちゃ



**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

- ・床置型で、スピーカー及びデータ表示機を具備するカラオケ機は、B:床置型を付与する。……図1
- ・表示部及びスピーカーを具備しない通信カラオケは、H6-20に分類する。

図1: Bを付与する  
 登録 1184959  
 ディスプレイ付き  
 カラオケ演奏機



**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**

- ・異なる記録媒体機能を複数具備するものには、AA～ADのうち該当する全てのDタームを付与し、その上で更に、形状の観点からB～Eのうちの該当する一つを選択し付与する。
- ・卓上型、小型であっても、ハンディタイプのマイク付きカラオケ機器には、「E」を優先して付与する。ただし、マイクを具備しないものには、C:卓上型、又は、D:小型携帯型を付与する。

**このDタームと複数付与しないDターム**

記号	Dタームの名称
B	床置型
C	卓上型
D	小型携帯型
DA	腕時計型

**過去に分類した物品の名称**

カラオケ再生機能付きマイクロホン		

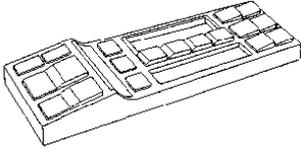
<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-2191	音響情報記録再生機器等部品

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float:right">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H3-719	—	ラジオ受信機部品及び付属品
H4-469	—	デジタルオーディオディスクプレーヤー部品及び付属品
H4-439	—	テープレコーダー等部品及び付属品

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H6-5291	ディスク記録機部品
H6-53191	音響用テープ記録機器等部品
H6-549	その他媒体の記録機器等部品及び付属品
H6-591	情報記録機等部品

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		

<b>定義</b>	
音響情報記録機器等、ラジオ受信機、音響情報記録再生機器等にものみ使用される構成部品を分類する。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>登録 900529 号 車載用ラジオチューナー用パネル</p>  </div>	

<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>	

<b>分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)</b>	

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-2192	音響情報記録再生機器等付属品

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H3-719	—	ラジオ受信機部品及び付属品
H4-469	—	デジタルオーディオディスクプレーヤー部品及び付属品
H4-439	—	テープレコーダー等部品及び付属品

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H6-5292	ディスク記録機付属品
H6-53192	音響用テープ記録機器等付属品
H6-53292	映像用テープ記録機等付属品
H6-549	その他媒体の記録機器等部品及び付属品
H6-592	情報記録機器等付属品

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
ラジオ受信機用ケース	テープレコーダー用取付け具	テーププレーヤー用取付け具

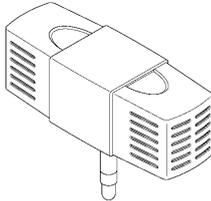
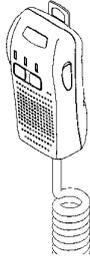
<b>定義</b>
音響情報記録機器等、ラジオ受信機、音響情報記録再生機器等にのみ使用する付属品を分類する。
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>登録 1052118 号</p> <p>「ラジオ受信機用支持器」</p>  </div>

**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**  
 小型携帯用プレーヤーのケースはH6-5代の付属品に分類へ。

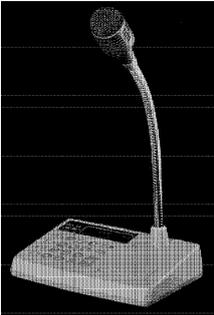
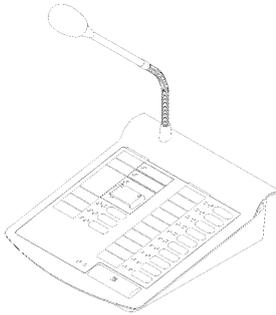
**分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)**

<b>過去に分類した物品の名称</b>

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-220	マイクロホン等

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float: right;">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-110	一	マイクロホン
H4-110A	全	マイクロホン(無線通信機型)
H4-111	全	リモートコントローラー付きマイクロホン
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
H7-212E	音響情報記録再生機器(ハンディカラオケ機型)	
<b>再掲載指示</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
マイクロホン	無線通信機用マイクロホン	
<b>定義</b>		
<p>マイクロホンを分類する。無線通信機用を含む。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; width: 30%;"> <p>登録 1106448 「マイクロホン」</p>  </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; width: 30%;"> <p>登録 1107032 「マイクロフォン」</p>  </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; width: 30%;"> <p>登録 1066310 「無線通信機用マイクロフォン」</p>  </div> </div>		
<p><b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>                  マイクロホン付きプレーヤー(ハンディカラオケ機)は、H7-212に分類する。</p>		
<p><b>分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)</b>                  台付きにはDターム:A、コントローラ付きはDターム:Bを付与する。                  台にコントローラーが付いたものには、A及びBを付与する。</p>		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

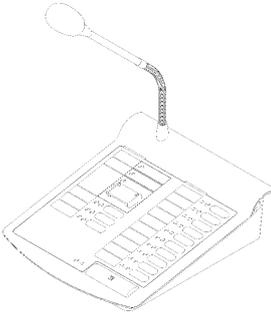
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-220	A	台付き

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	※	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-110	—	マイクロホン
H4-111	—	リモートコントローラー付きマイクロホン
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>定義(図例必須)</b>		
・マイクロホンのうち、台が付いていて、自立するもの		
登録 946262 「無線通信機用マイクロホン」		登録 1134773 「卓上マイクロホン」
		
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)		
台にコントローラーが付いたものには、A及びBを付与する。		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-220	B	コントローラー付き

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-111	全	リモートコントローラー付きマイクロホン

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-12代	操作用機器

<b>定義(図例必須)</b>
<p>・マイクロホンのうち、コントローラーが付いているもの。ただし、オンオフスイッチだけのものは除く。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>登録 1134773 「卓上マイクロホン」</p>  </div>

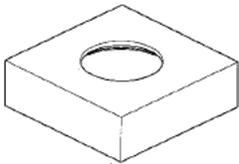
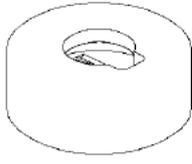
<b>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</b>
----------------------------

<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>
台にコントローラーが付いたものには、A及びBを付与する。

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	

<b>過去に分類した物品の名称</b>

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-2291	マイクロホン部品

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	※	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-119	一	マイクロホン部品及び付属品
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
H7-2391	発音機器等部品	
<b>再掲載指示</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
コンデンサマイクロホン		
<b>定義</b>		
マイクロホンの部品を分類する。 音声を電気信号に変換する電気音響変換器はここに分類する。 音声を電気信号に変換し、かつ電気信号を音声に変換する電気音響変換器はここに分類する。		
登録 1148568 「コンデンサマイクロフォン」		登録 1149861 「電気音響部品用コネクタ」
		
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b> ・電気信号を音声に変換する電気音響変換器は H7-2391(発音機器等部品)へ。		
<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>		
(This section is currently blank in the provided image.)		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		
電気音響部品用コネクタ		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-2292	マイクロホン付属品

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-119	一	マイクロホン部品及び付属品

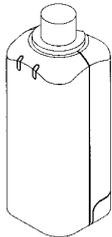
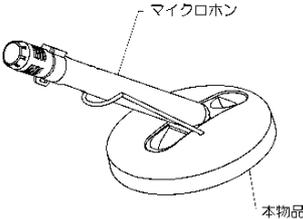
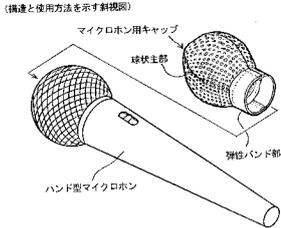
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
集音器	マイクロホンスタンド	マイクロホン用風防
マイクロホン用キャップ		

定義

マイクロホンの付属品を分類する。

<p>登録 1080544 「マイクロホン用送受信機」</p> 	<p>登録 1158911 「マイクロホン用スタンド」</p> 	<p>登録 1183006 「マイクロホン用キャップ」</p> 
---	---	---

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

--	--	--

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-230	発音機器等

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-120	一	発音機器
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
H7-110	防災用機器(感知式の高ス漏れ警報器、盗難警報器)	
H1-5300	配線用開閉器(ボタン押圧式の警報機)	
<b>再掲載指示</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
圧電発音体	ゲーム用発音器	
<b>定義</b>		
電気を利用し、機械的に振動板を振動させ、可聴音を発生させるものを分類する。		
H7-230 下位の展開にあてはまらないもの H7-231 ブザー等 H7-232 スピーカーボックス等 H7-233 ヘッドホン等		
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>		
<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

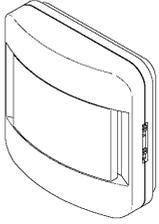
<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-231	ブザー等

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float:right">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-120	一	発音機器
H4-1210	全	電鈴、ブザー、チャイム等
H4-1211	全	ブザー
H4-1212	全	チャイム
H4-1213	全	サイレン

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H1-5300	配線用開閉器(ボタン押圧式の警報機)
H7-23291	スピーカー
H7-44	インターホン

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
ふる用ブザー	携帯用ブザー	ドア用チャイム
サイレン		

<b>定義</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>電磁石等を利用し機械的に振動板を振動させて可聴音を発生させる電鈴、ふる用の温度、水位を知らせるためのブザー、及び携帯用の防犯ブザーをここに分類する。</li> <li>玄関内側等屋内に取り付けて来客を知らせるために音を発する部分を含む。</li> </ul>		
登録 1106005 「警報ブザー」 	登録 1166511 「防犯用ブザー」 	登録 1149599 「チャイム」 

**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

- 機器の内部に取り付ける発音体としてのブザーは部品として、H7-2391に分類する。
- 検知して発音するもののうち、建物に取り付けるものはH7-110へ。
- サイレンのうち発音体部分のないものはスピーカーに分類する。

<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-2320	スピーカーボックス等

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-130	—	スピーカーボックス等

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-212	音響情報記録再生機器

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品	

定義
<p>電気信号をふたたび音声に変える装置。増幅機付きを含む。</p> <p>H7-2320 下位の展開にあてはまらないもの                  H7-2321 一組のスピーカーボックス                  H7-2322 スピーカーボックス:ハウジングとスピーカーから成るもの。機器に取り付けるものを含む。                  H7-2323 マイクロフォン付き拡声器                  H7-2324 マイクロフォン付きスピーカー</p>

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

■スピーカー付きの物品について■  
 ※基本的に、スピーカーを付加的に具備するものは、それぞれの分類へ。

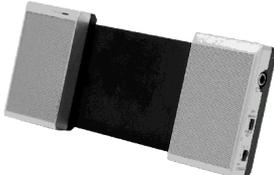
<記録再生機>  
 ・スピーカーを具備する記録再生機は、H7-212(音響情報記録再生機器)へ。

<充電器>  
 ・充電器にスピーカー機能が付加的に付いているものは、H2-2120(充電器)へ。  
 ・スピーカーに充電機能が付加的に付いているものはH7-2322(スピーカーボックス)へ。

充電機能が主 → H2-2120 へ  
 登録 1143698 号  
 デジタルオーディオディスクプレーヤー用  
 スピーカー付充電器

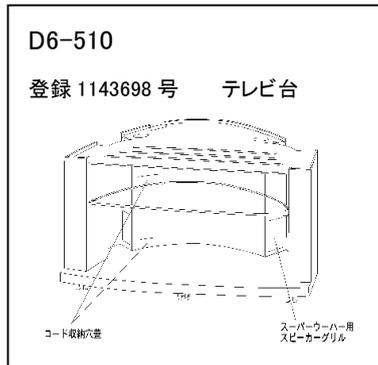


スピーカー機能が主 → H7-2322C へ  
 登録 1145754 号  
 デジタルオーディオディスクプレーヤー用  
 充電器付スピーカーボックス



＜テレビ受像機用台＞

- ・スピーカー付きテレビ受像器用台は、D6へ。  
 収納空間を有するものはD6-51代、  
 収納空間のないものはD6-43。



分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称


意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-2321	一組の電気・電子機器セット(2以上のスピーカーボックスから構成されるもの)

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-130	—	スピーカーボックス等
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-201	一組のオーディオ機器セット	
H7-202	一組の車載用オーディオ機器セット	
H7-212	音響情報記録再生機器	
<b>再掲載指示</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
一組の電気・電子機器セット		
<b>定義</b>		
一組の電気・電子機器セットのうち、2以上のスピーカーボックスから構成されるものを分類する。		
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>		
一組の電気・電子機器セットのうち、オーディオ機器セットを構成するもの(例:アンプ、チューナー、プレーヤー、スピーカーボックス等)は、H7-201(一組の電気・電子機器セット(オーディオ機器セットを構成するもの))に分類する。 一組の電気・電子機器セットのうち、スピーカーボックスと他の電気・電子機器から構成されるものは、構成物品のうち代表的な方が属する意匠分類に分類し、Dターム VZQ を付与する。		
<b>分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)</b>		
この分類は組物の意匠分類であり、Dターム VZQ を付与する。		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-2322	スピーカーボックス

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-130	一	スピーカーボックス等
H4-131	一	スピーカーボックス
H4-131A	全	スピーカーボックス(箱型)
H4-131AA	全	スピーカーボックス(縦長箱型)
H4-131B	全	スピーカーボックス(可搬型)
H4-131C	全	スピーカーボックス(車載型)
H4-131CA	全	スピーカーボックス(車載型・側面台形型)

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-212	音響情報記録再生機器

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
スピーカーボックス	充電器付きスピーカー	

**定義**

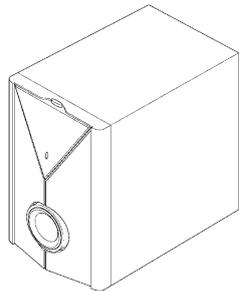
スピーカとハウジングにより形成される電気信号をふたたび音声に変える装置。

<Dタームの概要>

・H7-2322に分類されるものは、Dターム:A~Cの何れかを必ず付与し、車載用についてはDも付与する。

**A: 直方体型**

登録 1174352  
スピーカーボックス



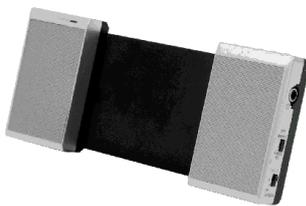
**B: パネル型**

登録 1147538  
スピーカーボックス



**C: その他(A, B除く)**

登録 1145754 号  
デジタルオーディオディスクプレーヤー  
用充電器付スピーカーボックス



**D: 車載用**

登録 1160706  
車載用スピーカー



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

- ・ハウジングに組み込まれるスピーカー、天井や車内に埋め込むものはH7-23291(スピーカー)へ。
- ・発音機器等の内部に組み込む音響発生器はH7-2391(発音機器等部品)へ。

■スピーカー付きの物品について■

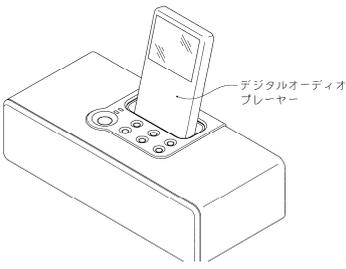
※基本的に、スピーカーを付加的に具備するものは、それぞれの分類へ。

<記録再生機>

- ・携帯用デジタルオーディオプレーヤーを挿入又は接続し、その内部に保存された音楽データを再生する機能や、音声信号を無線で受信することで音楽データを再生する機能を持つスピーカーを含む。

但し、CD,MD,メモリーカード等の記録再生機能があるものは、H7-212(音響情報記録再生機器)へ。

H7-2322 登録 1301995 号  
デジタルオーディオプレーヤー用スピーカー



H7-2322 登録 1305931 号  
デジタルオーディオプレーヤー



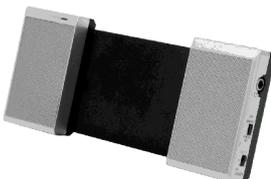
<充電器>

- ・充電器にスピーカー機能が付加的に付いているものは、H2-2120(充電器)へ。
- ・スピーカーに充電機能が付加的に付いているものはH7-2322(スピーカーボックス)へ

充電機能が主 → H2-2120 へ  
登録 1143698 号  
デジタルオーディオディスクプレーヤー用  
スピーカー付充電器



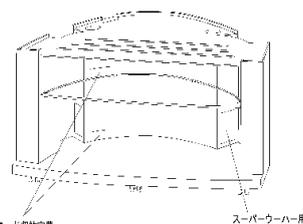
スピーカー機能が主 → H7-2322C  
登録 1145754 号  
デジタルオーディオディスクプレーヤー用  
充電器付スピーカーボックス



<テレビ受像機用台>

- ・スピーカー付きテレビ受像器用台は、D6へ。  
収納空間を有するものはD6-51代、ないものはD6-43に分類する。

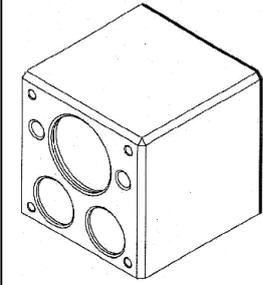
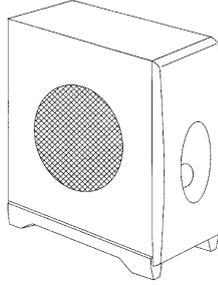
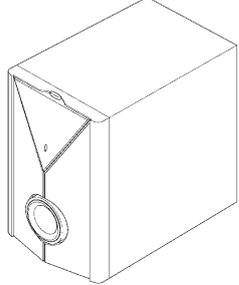
D6-510  
登録 1143698 号 テレビ台



**分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)**

過去に分類した物品の名称	

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-2322	A	直方体

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4-131A	全	スピーカーボックス(箱型)	
H4-131AA	全	スピーカボックス(縦長箱型)	
<b>参考分類・参考物品</b>			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
<b>定義(図例必須)</b>			
<p>スピーカーボックスのうち、箱体の形態が直方体をしているものを付与する。 縦長直方体状、立方体、脚付のもの、正面及び側面が縦長長方形のもの、平面や底面が台形状のものも含む。</p>			
登録 1158340 スピーカー 	登録 1145727 スピーカーボックス 	登録 1110474 スピーカーボックス 	登録 1174352 スピーカーボックス 
<b>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</b>			
側面が極端に薄くパネル型のはDターム「B」を付与する。			
<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>			
H7-2322に分類されるものは、Dターム:A~Cの何れかを必ず付与し、車載用についてはDも付与する。			
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>			
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。	
B	パネル型		
C	その他(A、B除く)		
<b>過去に分類した物品の名称</b>			

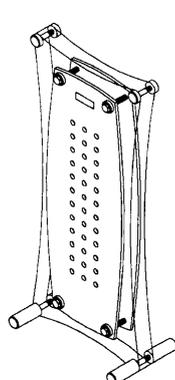
<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-2322	B	パネル型

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float: right;">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-131	—	スピーカーボックス

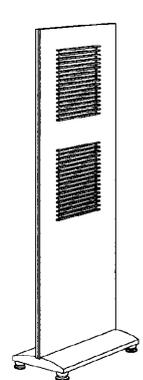
<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

**定義(図例必須)**  
 スピーカーボックスのうち側面が極端に薄く、パネル状のもの。

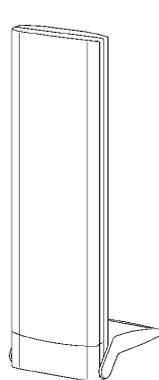
登録 1109444  
スピーカー



登録 1147538  
スピーカーボックス



登録 1158955  
スピーカーボックス



**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**  
 スピーカーボックスのうち側面が極端に薄くなく、直方体状のものはDターム「A」を付与する。

**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**  
 H7-2322に分類されるものは、Dターム:A~Cの何れかを必ず付与し、車載用についてはDも付与する。

**このDタームと複数付与しないDターム**

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A	直方体	
C	その他(A、B除く)	

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

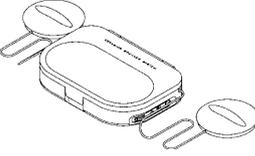
<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-2322	C	その他(A、B除く)

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-130	—	スピーカーボックス等
H4-131	—	スピーカーボックス
H4-131B	—	スピーカーボックス(可搬型)

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

**定義(図例必須)**

Dターム「A」「B」に属さないその他の形態のもの。

登録 1145754 号 デジタルオーディオディスクプレーヤー 用充電器付スピーカーボックス 	登録 1127093 増幅器付きスピーカー 	登録 1147265 スピーカ 	登録 1174569 スピーカースタンド付 スピーカーボックス 
登録 1174599 アイシーレコーダー 用充電器付スピーカーボックス 	登録 1164792 スピーカー付き手提かばん 		

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**  
 H7-2322に分類されるものは、Dターム:A~Cの何れかを必ず付与し、車載用についてはDも付与する。

**このDタームと複数付与しないDターム**

<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A	直方体	
B	パネル型	

<b>過去に分類した物品の名称</b>	

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-2322	D	車載型

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float: right;">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-131C	全	スピーカーボックス(車載型)
H4-131CA	全	スピーカボックス(車載型・側面台形型)

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

**定義(図例必須)**

スピーカーボックスのうち、自動車に取り付けられて使用されるもの。

登録 1160706  
車載用スピーカー



登録 1157499  
車載用増幅器付スピーカーボックス



登録 1094619  
車載用増幅器付スピーカーボックス



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

**分類付与運用メモ(他のDタームとの関係、含まれない物品など)**

・H7-2322に分類されるものは、Dターム:A~Cの何れかを必ず付与し、車載用についてはDも付与する。

**このDタームと複数付与しないDターム**

<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には  を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

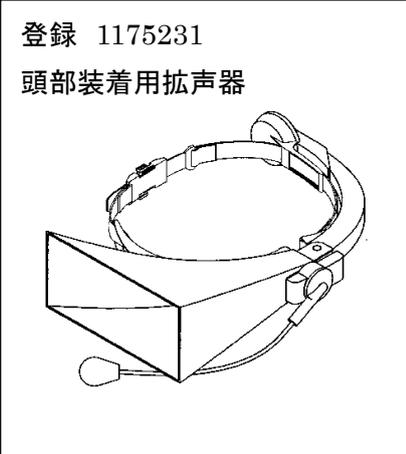
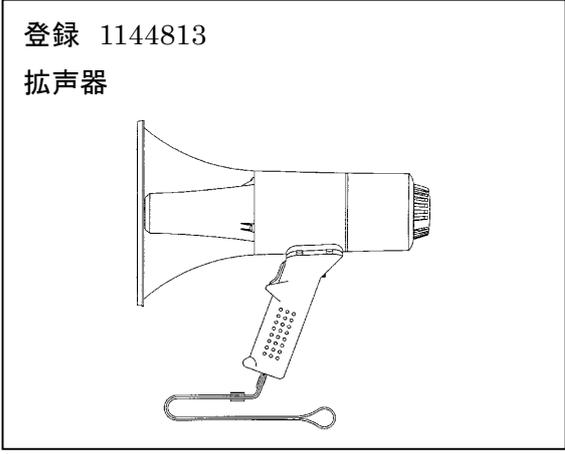
意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-2323	マイクロホン付拡声器

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float: right;">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-133	—	マイクロホン付き拡声器

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-220	マイクロフォン等

<b>再掲載指示</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

<b>この分類に含まれる物品</b>		
拡声器		

<b>定義</b>	
マイクロホン、増幅器、スピーカを備えた拡声装置。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>登録 1175231 頭部装着用拡声器</p>  </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>登録 1144813 拡声器</p>  </div>

**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**  
 通話等に用いられるマイクロホン付きスピーカ等はH7-2324へ。  
 ハンディカラオケ機はH7-212へ。

**分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)**

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-2324	マイクロホン付スピーカー

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-110	一	マイクロホン
H4-130	一	スピーカーボックス等
H4-131	一	スピーカーボックス
H4-133	一	マイクロホン付き拡声器
H3-321	全	電話機用増幅器

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
マイクロホン付きスピーカー	スピーカー付きマイクロホン	会議電話用スピーカー
電話機用マイクロホン付スピーカー		

**定義**

マイクロ部とスピーカー部を備えているもの。  
 主に、会議等において複数人で使用することを目的とするものを含む。  
 電話機と接続することによりハンズフリー送受話器の役目をするものも含む。



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**  
 ・個人的に使用するスティック状のものは、H7-4392(携帯電話機用子機)、又は、H7-49(送受話器)へ。  
 ・マイクロホン付き拡声器はH7-2323へ。

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-23290	スピーカーボックス等部品

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-1390	一	スピーカーボックス等部品及び付属品
H4-1391	全	スピーカー用パネル
H4-1392	全	スピーカー用キャビネット

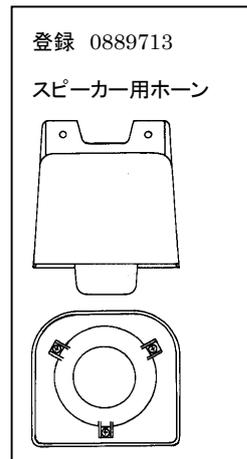
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
D6-43	収納部のない載置台等
D6-43A	収納部のない載置台等(天板なし型)

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
スピーカー用キャビネット	スピーカー用パネル	スピーカー用グリル
スピーカー用振動板	スピーカー用ホーン	スピーカー用フレーム

**定義**

スピーカーボックス等にのみ使用される部品を分類する。  
 使用状態において視認できないような内部部品(印刷基板に取り付けるようなもの)、付属品は除く。



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

- ・ハウジングに組み込まれるスピーカー、天井や車内に埋め込むものはH7-23291(スピーカー)へ。
- ・発音機器等の内部に組み込む音響発生器はH7-2391(発音機器等部品)へ。
- ・使用状態において視認できないような内部部品(印刷基板に取り付けるようなもの)はH7-2391へ。
- ・付属品はH7-2392へ分類する。

**分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)**

過去に分類した物品の名称	

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-23291	スピーカー

**対応する旧意匠分類** ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」

旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-132	全	スピーカー
H4-132A	全	スピーカー(コーン型)
H4-132B	全	スピーカー(ホーン型)
H4-132C	全	スピーカー(グリル付き)
H4-132CA	全	スピーカー(グリル付き前面円形型)

**参考分類・参考物品**

分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-212	音響情報記録再生機器

**再掲載指示**

分類記号	分類の名称 または 物品の名称

**この分類に含まれる物品**

スピーカー		
-------	--	--

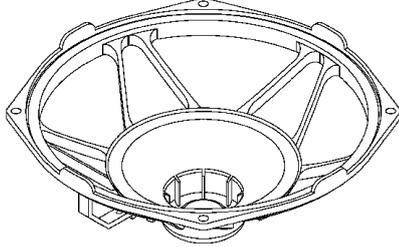
**定義**

ハウジングに組み込まれるスピーカーを分類する。  
天井等に埋め込むもの、車両の外側に設置するものを含む。

登録 1157504  
車載用スピーカー



登録 1137275  
スピーカー



登録 1099990  
スピーカー



登録 1157501  
車載用スピーカー



登録 1175361  
スピーカー



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

--

**過去に分類した物品の名称**

--	--	--

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-233	ヘッドホン等

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-140	全	ヘッドホン等
H4-141	全	ヘッドホン
H4-142	全	マイクロホン付きヘッドホン
H4-143	全	イヤホン

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-211	ラジオ受信機(ヘッドホン型のもの)
H7-212D	音響情報記録再生機:小型携帯型(ヘッドホン型のもの)
B2-66	耳カバー
J7-14	補聴器

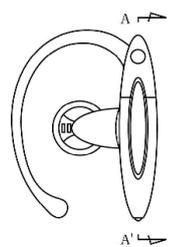
再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
ヘッドホン	マイクロホン付きヘッドホン	イヤホン
携帯電話機用イヤホン	携帯電話用マイクロホン付きヘッドホン	

**定義**

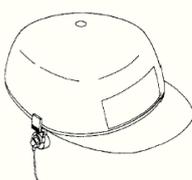
頭部に装着し、発音部を直接耳に当てて使用するレシーバー。  
 ラジオ受信機能、音楽記録再生機能や通話機能を内在していても、操作部が明らかでなく、形状がヘッドホン若しくはイヤホン型のものを含む。

**A: イヤホン型**

<p>登録 1106557</p> <p>マイク、リモートコントローラ付きイヤホン</p> 	<p>登録 1165568</p> <p>ヘッドホン</p> 
---	---

**B: その他留め具付き**

BA~BBに該当しないもの

<p>登録 631917 イヤフォン</p> <p>正面図</p> 	<p>背面図</p> 	<p>使用状態の新規参考図</p> 
---	--	--

BA:ヘッドバンド付き

登録 1165673  
ヘッドホン



登録 1175394  
ヘッドホン



BB:首掛けバンド付き

登録 1179738  
ヘッドホン



登録 1105766  
ヘッドホン

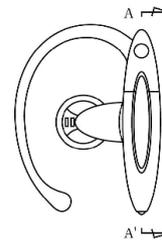


BC:耳掛け付き

登録 1177393  
ヘッドホン



登録 1165568  
ヘッドホン



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

■記録機を具備するものとの関係■

- (1) 音楽記録再生機を内在しているも、操作部が明らかでなく、形状がヘッドホン若しくはイヤホン型の場合は、H7-233に分類する。
- (2) ヘッドホン等が音楽記録再生機に付属しているにすぎないものはH7-212に分類する。

H7-212へ 登録 1119029

デジタルオーディオプレーヤー



分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

- ・H7-233に分類されるものには、Dターム:A~BCのいずれかを必ず付与する。  
例えば、イヤホン型で耳掛け付きのものは、A:イヤホン型と、BC:耳掛け付きを付与する。  
いわゆる「ヘッドホン」には、B~BCの何れか一つを付与する。
- ・複数のバンドを具備する場合の優先関係は、BA>BB>BC>Bとする。  
例えば、ヘッドバンドと首掛けバンドを具備するものには、BA:ヘッドバンド付きを付与する。  
首掛けバンドとその他の留め具(クリップ等)を有するものは、BB:首掛けバンド付きを付与する。
- ・マイクロホン付きには「C」、操作部付きには「D」を付与する。

過去に分類した物品の名称

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-233	A	イヤホン型

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float: right;">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-141	一	ヘッドホン
H4-142	一	マイクロホン付きヘッドホン: マイクロホン付きイヤホン
H4-143	全	イヤホン

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

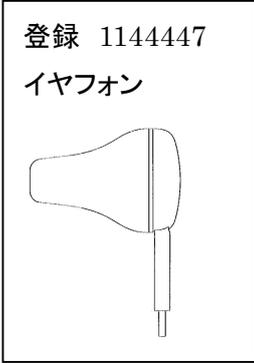
**定義(図例必須)**

・ヘッドホン、イヤホンのうち、耳の中に入れて使うもの。

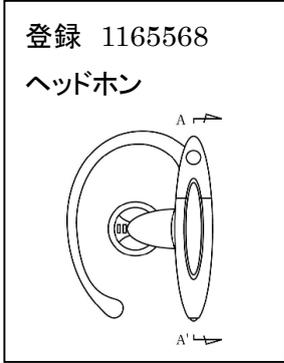
登録 1150984  
イヤホン



登録 1144447  
イヤフォン



登録 1165568  
ヘッドホン



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**

・H7-233に分類されるものには、Dターム:A~BCのいずれかを必ず付与する。

①物品名が「ヘッドホン」でも、イヤホン型で、耳掛け付きのものは、  
A:イヤホン型と、BC:耳掛け付きを付与する。

②物品名が「イヤホン」でも、耳の中に入れて使えないものには、A:イヤホン型を付与せず、  
BA~BDの何れか一つを付与する。

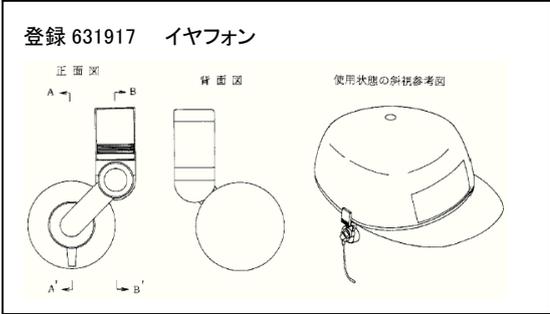
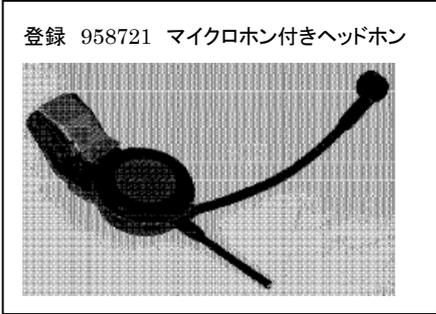
**このDタームと複数付与しないDターム**

<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>

<b>過去に分類した物品の名称</b>

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-233	B	その他留め具付き

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-140	—	ヘッドホン等
H4-141	—	ヘッドホン
H4-142	—	マイクロホン付きヘッドホン
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	

定義(図例必須)	
ヘッドホン、イヤホンのうち、クリップなど、BA~BCに該当しない留め具を有するもの。	
<p>登録 631917 イヤフォン</p> 	<p>登録 958721 マイクロホン付きヘッドホン</p> 

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・H7-233に分類されるものには、Dターム:A~BCのいずれかを必ず付与する。 例えば、イヤホン型で耳掛け付きのものは、A:イヤホン型と、BC:耳掛け付きを付与する。 いわゆる「ヘッドホン」には、B~BCの何れか一つを付与する。</li> <li>・複数のバンドを具備する場合の優先関係は、BA&gt;BB&gt;BC&gt;Bとする。 例えば、ヘッドバンドと首掛けバンドを具備するものには、BA:ヘッドバンド付きを付与する。 首掛けバンドとその他の留め具(クリップ等)を有するものは、BB:首掛けバンド付きを付与する。</li> </ul>	

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠にはBAを最優先、以下昇順に付与する。
BA	ヘッドバンド付き	
BB	首掛けバンド付き	
BC	耳掛け付き	
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-233	BA	ヘッドバンド付き

対応する旧意匠分類		
※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-140	—	ヘッドホン等
H4-141	—	ヘッドホン
H4-142	—	マイクロホン付きヘッドホン

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

定義(図例必須)		
ヘッドホン、イヤホンのうち、頭頂部を通るヘッドバンドの付いているもの。		
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">           登録 1165673 ヘッドホン  </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">           登録 1175394 ヘッドホン  </td> </tr> </table>	登録 1165673 ヘッドホン 	登録 1175394 ヘッドホン 
登録 1165673 ヘッドホン 	登録 1175394 ヘッドホン 	

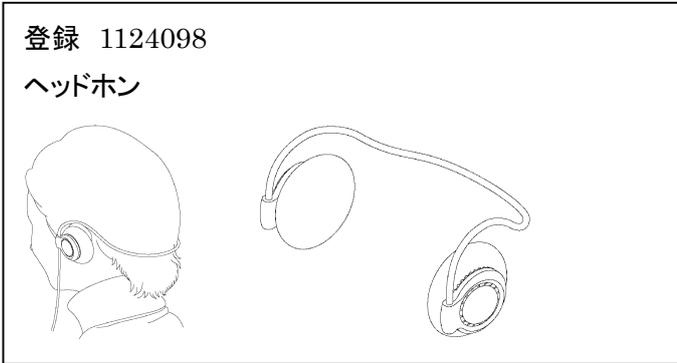
他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・H7-233に分類されるものには、Dターム:A~BCのいずれかを必ず付与する。 例えば、イヤホン型で耳掛け付きのものは、A:イヤホン型と、BC:耳掛け付きを付与する。 いわゆる「ヘッドホン」には、B~BCの何れか一つを付与する。</li> <li>・複数のバンドを具備する場合の優先関係は、BA&gt;BB&gt;BC&gt;Bとする。 例えば、ヘッドバンドと首掛けバンドを具備するものには、BA:ヘッドバンド付きを付与する。 首掛けバンドとその他の留め具(クリップ等)を有するものは、BB:首掛けバンド付きを付与する。</li> </ul>

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠にはBAを最優先、以下昇順に付与する。
B	その他留め具付き	
BB	首掛けバンド付き	
BC	耳掛け付き	

過去に分類した物品の名称

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-233	BB	首掛けバンド付き

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-140	—	ヘッドホン等
H4-141	—	ヘッドホン
H4-142	—	マイクロホン付きヘッドホン
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
定義(図例必須)		
ヘッドホン、イヤホンのうち、後頭部の後を通る、首掛けバンドの付いているもの。		
登録 1179738 ヘッドホン 	登録 1124098 ヘッドホン 	
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・H7-233に分類されるものには、Dターム:A~BCのいずれかを必ず付与する。                例えば、イヤホン型で耳掛け付きのものは、A:イヤホン型と、BC:耳掛け付きを付与する。                いわゆる「ヘッドホン」には、B~BCの何れか一つを付与する。</li> <li>・複数のバンドを具備する場合の優先関係は、BA&gt;BB&gt;BC&gt;Bとする。                例えば、ヘッドバンドと首掛けバンドを具備するものには、BA:ヘッドバンド付きを付与する。                首掛けバンドとその他の留め具(クリップ等)を有するものは、BB:首掛けバンド付きを付与する。</li> </ul>		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠にはBAを最優先、以下昇順に付与する。
B	その他留め具付き	
BA	ヘッドバンド付き	
BC	耳掛け付き	
過去に分類した物品の名称		

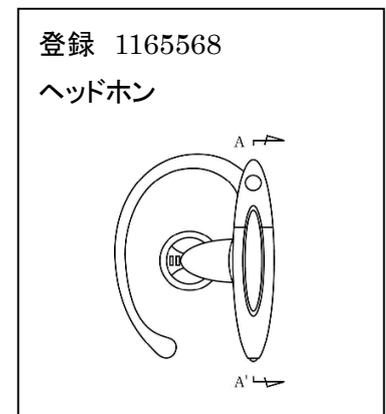
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-233	BC	耳掛け付き

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-140	—	ヘッドホン等
H4-141	—	ヘッドホン
H4-142	—	マイクロホン付きヘッドホン
H4-143	—	イヤホン

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

**定義(図例必須)**

ヘッドホン、イヤホンのうち、耳掛けが付いているもの。



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**

- ・H7-233に分類されるものには、Dターム:A~BCのいずれかを必ず付与する。  
例えば、イヤホン型で耳掛け付きのものは、A:イヤホン型と、BC:耳掛け付きを付与する。  
いわゆる「ヘッドホン」には、B~BCの何れか一つを付与する。
- ・複数のバンドを具備する場合の優先関係は、BA>BB>BC>Bとする。  
例えば、ヘッドバンドと首掛けバンドを具備するものには、BA:ヘッドバンド付きを付与する。  
首掛けバンドとその他の留め具(クリップ等)を有するものは、BB:首掛けバンド付きを付与する。

**このDタームと複数付与しないDターム**

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠にはBAを最優先、以下昇順に付与する。
B	その他留め具付き	
BA	ヘッドバンド付き	
BB	首掛けバンド付き	

<b>過去に分類した物品の名称</b>	

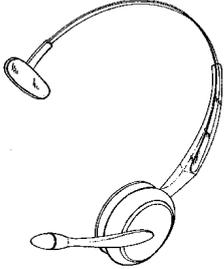
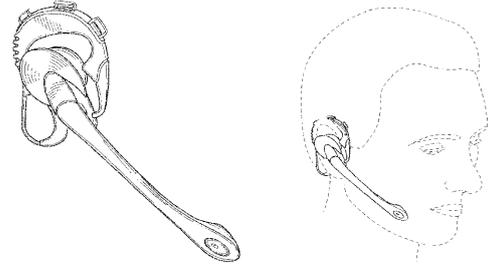
<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-233	C	マイクロホン付き

<b>対応する旧意匠分類</b>			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>	
H4-140	—	ヘッドホン等	
H4-142	—	マイクロホン付きヘッドホン	
H4-143	—	イヤホン	

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

**定義(図例必須)**

ヘッドホン、イヤホンのうち、マイクロホンが付いているもの。

<p>登録 1179000 マイクロホン付きヘッドホン</p> 	<p>登録 1135743 マイクロフォン付きイヤホン</p> 
--	---

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-233	D	操作部付き

<b>対応する旧意匠分類</b>			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>	
H4-140	—	ヘッドホン等	
H4-141	—	ヘッドホン	
H4-142	—	マイクロホン付きヘッドホン	
H4-143	—	イヤホン	

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

**定義(図例必須)**

・ヘッドホン、イヤホンのうち、操作部が付いているもの。



**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

記録再生機を内蔵しているもので、操作部付きは、H7-212に分類する。

**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**

**このDタームと複数付与しないDターム**

<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>

<b>過去に分類した物品の名称</b>	

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-2391	発音機器等部品

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-120	—	発音機器:発音体
H4-129	—	発音機器部品及び付属品
H4-1390	—	スピーカーボックス等部品及び付属品
H4-149	—	ヘッドホン等部品及び付属品

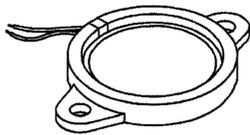
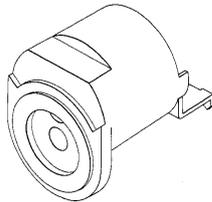
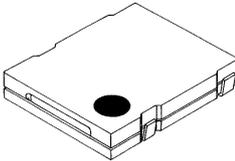
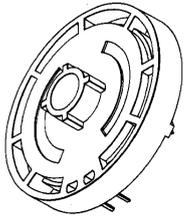
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-2291	マイクロホン部品

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
ブザー用発音体	スピーカー用発音体	発音体
電気音響変換器	振動発生器	スピーカー付き振動発生器用板ばね
振動アクチュエータ	光ピックアップ用アクチュエータ	

定義

発音機器の内部部品(印刷基板に取り付けるようなもの)はここに分類する。  
 携帯電話などに内蔵されるスピーカー(音響発生器)等はここに分類する。  
**電気信号を音声に変換する電気音響変換器はここに分類する。**

登録 964764 「圧電発音体用ケース」 	登録 968283 「電磁音響変換器」 	登録 970181-002 「電気音響変換器」 	登録 914043 「圧電発音体」 
---	---	--	---

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

- ・スピーカーボックスの、使用状態において視認できる範囲の部品は、H7-23290へ。
- ・流体圧アクチュエータのうち、直線運動(直線作動機→K9-17)ではなく回転運動に変換する油圧モータや、揺動・旋回運動に変換する揺動モータなどはK9-10へ。
- ・ハウジングに組み込まれるスピーカー、天井や車内に埋め込むものはH7-23291(スピーカー)へ。
- ・音声を電気信号に変換する電気音響変換器はH7-2291(マイクロホン部品)へ。
- ・音声を電気信号に変換し、かつ電気信号を音声に変換する電気音響変換器はH7-2291(マイクロホン部品)へ。

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

--	--	--

過去に分類した物品の名称

--	--	--

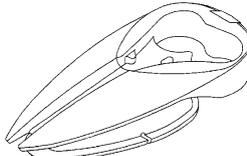
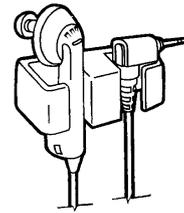
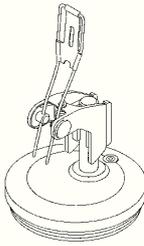
意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-2392	発音機器等付属品

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-129	—	発音機器部品及び付属品
H4-1390	—	スピーカーボックス等部品及び付属品
H4-149	—	ヘッドホン等部品及び付属品

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

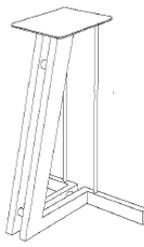
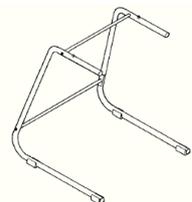
この分類に含まれる物品		
ヘッドホン用収納ケース	イヤホン用収納ケース	スピーカーボックス用スタンド

定義			
・発音機器、スピーカーボックス、及びヘッドホン等の付属品はここに分類する。			
登録 1065074 防犯ブザーケース 	登録 973424 イヤホン用収納ケース 	登録 1005201 イヤホンホルダー 	登録 1093732 スピーカースタンド 

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

＜スピーカースタンドの分類＞

- ①スピーカー取付金具等が付いているスピーカースタンドはここに。
- ②取付金具等が無いものはスピーカー専用のものであってもD6-43へ分類する……(1)
- ③天板無し型は、D6-43Aへ……(2)

(1)D6-43 へ 登録 940489 スピーカースタンド 	(2)D6-43A へ 登録 799170 スピーカースタンド 
--	--

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-30	無線通信機器、探知機等

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H3-60	—	無線通信機器
H3-614	—	携帯用無線通信機

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-44	インターホン

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
マイクロ波応答器	マイクロ波送受波器	携帯電鈴用送信器
携帯電鈴用受信器		

<b>定義</b>
H7-3代には電磁波、光など無線によって、合図、信号送受信、通信する働きをもつものを分類する。  H7-30: 下位の展開にあてはまらないもの H7-31: 双方向通信が可能な無線通信機 H7-32: 方向位置探知用機器

<p><b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボックス型、車載用の無線通信機は H6-43(無線通信機用送受信機)へ。</li> <li>・車載用ETC受信機(高速道路料金自動システム送受信機)は H6-20(通信装置用基本的機器)に。</li> <li>・電話網を利用して会話を主目的とするもの、電話回線に接続するものはH7-4代(電話機)へ。</li> </ul>	<p>H6-43 登録 1108404 無線通信用受信機</p> 
--	--

<b>分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)</b>	
<b>過去に分類した物品の名称</b>	

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-31	無線通信機

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H3-610	—	無線通信機
H3-611	—	無線通信用送信機
H3-612	—	無線通信用受信機
H3-613	—	車載用無線通信機等
H3-614	—	携帯用無線通信機

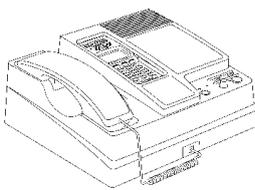
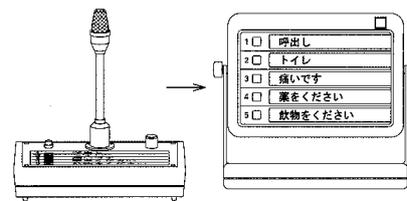
<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H6-43	無線通信機用送受信機
H7-42	電話機用子機
E1-642	トランシーバーおもちゃ

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
トランシーバー	無線通信機	携帯用無線通信機
介護用無線通信機	防災用無線通信機	

**定義**  
 電磁波による信号を送受信することによって、移動しながら、相互に信号を交換するはたらきをもつもののうち、送信、受信若しくは両方の働きをもつもの。  
 主として、ボックス型以外の形状で、双方向の通信ができる無線通信機。

Dタームを付与しないもの

登録 01156121 防災用無線通信機 	登録 1131844 介護用無線送信機 
--	--

A:トランシーバー型

登録 01133756 携帯用無線通信機 	登録 01133875 携帯用無線通信機 
--	--

**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

■ 他無線通信機器との関係 ■

- ・ボックス型、車載用の無線通信機はH6-43(無線通信機用送受信機)へ。
- ・車載用ETC受信機(高速道路料金自動システム送受信機)はH6-20(通信装置用基本的機器)へ
- ・防災用無線通信機のうち、各家庭に設置し、災害時に罹災状況等を受信する防災用無線放送受信機は、H7-211(ラジオ受信機)へ。
- ・電話網を利用して会話を主目的とするもの、電話回線に接続するものはH7-4代(電話機)へ。

H6-43 登録 1108404  
無線通信用受信機



■ カーナビゲーション機器本体はここに含まず、以下の分類へ ■

- ・携帯型GPSや、表示機・記録機を有さない方向探知器は、H7-32へ。
- ・カード型GPS(PC等に挿入するもの)は、H6-20(通信装置用基本的機器)へ。
- ・CD、DVD等記録機部のみは、H6-53(ディスク挿入式記録機)へ。
- ・表示機及びDVD再生機付き、表示機のみ(記録機内蔵型含む)は、H7-624代(データ表示機)へ。
- ・情報端末機にGPS機能がついたものは、H7-720~725(表示機付き電子計算機等)へ。

**分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)**

**過去に分類した物品の名称**


<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-31	A	トランシーバー型

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H3-614	—	携帯用無線通信機

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
E1-642	トランシーバーおもちゃ

**定義(図例必須)**

いわゆるトランシーバー型の無線機。

登録 01133756 携帯用無線通信機 	登録 01169224 携帯用無線通信機 	登録 01133875 携帯用無線通信機 
---	---	---

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>	

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-32	方向位置探知用機器

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-30	—	電話機等
H3-60	—	無線通信機器
H3-610	—	無線通信機
H3-611	—	無線通信用送信機
H3-612	—	無線通信機用受信機
H3-620	—	方向位置探知用機器
H3-621	—	方向探知器
H3-622	—	方向探知器用関連機器
H0-21	—	探知機

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H6-20	通信装置用基本的機器
H6-43	無線通信機用送受信機
J1-70	探知機、探傷機

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

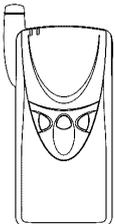
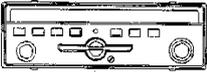
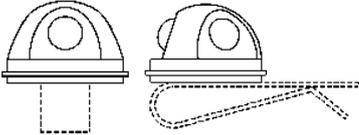
この分類に含まれる物品		
ロラン受信機	オメガ受信機	方向探知機
方向探知用指示機	位置情報端末機	位置測定器
緊急通報機	魚群探知機	レーダー探知機

**定義**

GPS、PHS、電話、その他周波数帯を用いて、携帯している人物の居場所を送受信する為の機器や、緊急事態であることを知らせるための機器、または、魚群探知機等を分類する。  
 カーナビゲーション機器本体、携帯型GPS、表示機・記録機を有さない方向探知器等を含む。

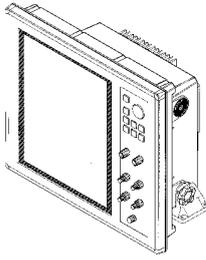
.....

Dタームを付与しないもの

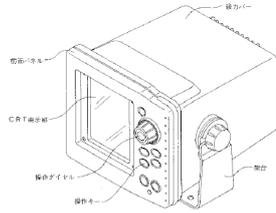
登録 01090607 緊急通報器 	登録 01167079 位置情報送信用端末機 	登録 871645 電波航法用受信機 	登録 1110909 位置検知用発光器 
---	--	--	---

A: 船載型

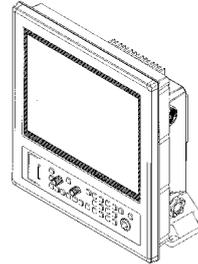
登録 1174202  
魚群探知表示器



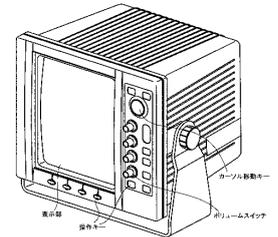
登録 00997505  
魚群探知機



登録 01174203  
航跡表示器



登録 01170454  
船舶レーダ用指示機



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

- ・電話網を利用して会話を主目的とするもの、電話回線に接続するものはH7-4代(電話機)へ。
- ・車載用ETC受信機(高速道路料金自動システム送受信機)は、H6-20(通信装置用基本的機器)に。
- ・超音波探知機や探傷機(光、超音波、電磁波、などの性質を利用して、或る空間、物質中の物体、欠除部などの有無を見出し、知らせるもの)は、J1-70へ。
- カーナビゲーション機器本体の内、以下のものはここに含まず各分類へ■
  - ・カード型GPS(PC等に挿入するもの)は、H6-20(通信装置用基本的機器)へ。
  - ・CD、DVD等記録機部のみは、H6-52(ディスク挿入式記録機)へ。
  - ・表示機付き及び表示機のみ(DVD再生機付き、記録機内蔵型含む)は、H7-624代(データ表示機)へ。
  - ・情報端末機にGPS機能がついたものは、H7-720~725(表示機付き電子計算機等)へ。

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

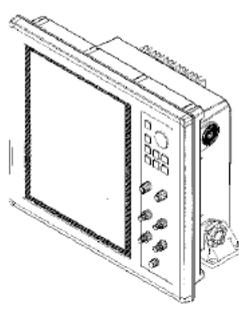
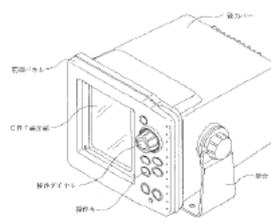
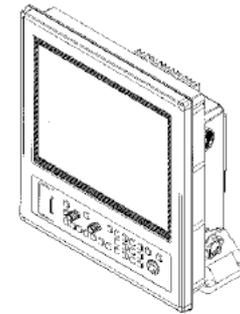
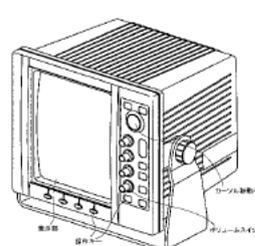
--	--	--

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-32	A	船載型

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H0-21	—	探知機
H3-620	—	方向位置探知用機器
H3-621	—	方向探知器

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

**定義(図例必須)**  
 方向位置探知用機器のうち、船に搭載するもの。

登録 1174202 魚群探知表示器 	登録 00997505 魚群探知機 	登録 01174203 航跡表示器 	登録 01170454 船舶レーダ用指示機 
---	--	---	--

**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**  
 探知器用超音波送受信器はJ1-70

**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>	
魚群探知機	船舶レーダ用指示機

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-39	無線通信機器・探知機等部品及び付属品

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H3-615	一	無線通信機用関連機器（無線通信機器用操作機、防災用無線制御機）
H3-619	一	無線通信機部品及び付属品（無線通信機用ケース、位置情報端末機用車載ホルダー）
H3-622	一	方向探知器用関連機器
H3-629	全	方向探知器用部品及び付属品

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-4390	携帯電話機用部品及び付属品
H7-4391	携帯電話機用ホルダー
H7-49	電話機等部品及び付属品

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

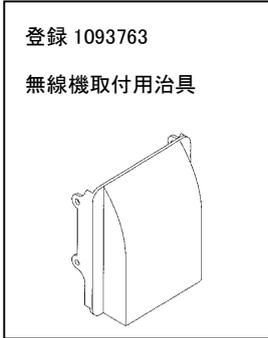
<b>この分類に含まれる物品</b>		
位置情報端末機用車載ホルダー	無線通信機用ケース	無線機取付け用治具

**定義**  
無線通信機及び方向探知機にのみ使用される部品及び付属品。

登録 1082975  
無線機取付け用治具



登録 1093763  
無線機取付け用治具



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

アンテナは H6-12 アンテナ 登録 1167233 	送受話器は H7-220 無線通信機用マイクロフォン 登録 1079516 	ヘッドホン型の送受話器は H7-233 ヘッドセット 登録 1153939 	携帯電話機用ホルダーは H7-4391 登録 1162427 
---	--	--	--

**分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)**

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-40	電話機等

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H3-30	—	電話機等
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>再掲載指示</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
<b>定義</b>		
<p>H7-4代は、相手の加入番号を選択し、相手と双方向に通話するための機器を分類する。 有線・無線を問わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H7-41代 家庭や職場で使用する電話機、コードレス電話機用親機</li> <li>・H7-42代 コードレス電話機用子機</li> <li>・H7-43代 携帯電話機</li> <li>・H7-44代 インターホン</li> <li>・H7-45代 公衆電話機</li> </ul>		
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ周波数帯を受信することで、相手と一方向通信することができる無線通信機は、H7-31へ。</li> </ul>		
<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>		
新規物品がでてここにはできるだけ分類せず、下位の展開に分類する。		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-41	電話機

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H3-30	一	電話機等(無線電話機の親機)
H3-310	全	電話機
H3-312	全	車載用電話機
H4-3450	一	付加機能付きテレビ受像機(テレビ電話)

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-722~724E	表示機付き電子計算機等
E1-641	電話おもちゃ

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

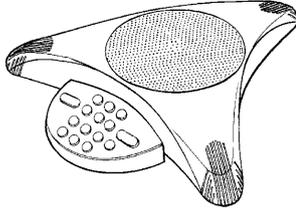
<b>この分類に含まれる物品</b>		
電話機	電話機用親機	車載用電話機
スピーカーホン		

**定義**

- ・電話機のうち、日常生活において、卓上や壁に設置して使用するものを分類する。
- ・電子メール、ブラウジング等の通信機能を有するものを含む。

Dタームを付与しないもの

H7-41 登録 946209 号  
電話機

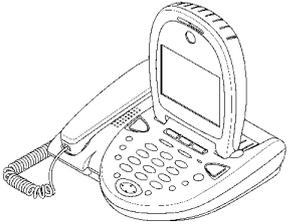


H7-41 登録 1142199 号  
無線電話機の親機



A: 表示機付き

登録 1165226 号  
テレビ電話



登録 1165771 号  
電話機



登録 1126263 号  
応答記録付き電話機用  
中継器本体



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

■ファクシミリとの関係■

・電話機能とファクシミリ機能を有するものは、ファクシミリ機能を優先し、H7-54(ファクシミリ等)へ

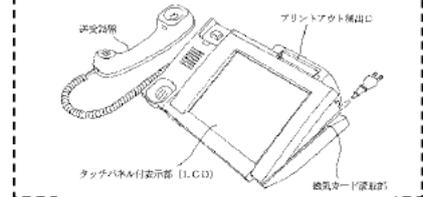
■電子計算機能と、通話機能を有するものについて■

・テンキー及び表示部を具備するものはH7-41(電話機)。

・以下のものは、電子計算機としての形状が主であると考えられるため、H7-722~725へ。

- ①テンキーを具備しているも、表示部が大きくほぼ全面を呈するもの
- ②フルキーを具備するもの
- ③全面表示部で、テンキー又はフルキーを具備しないもの

H7-723E 登録 1075303  
データ入出力端末機

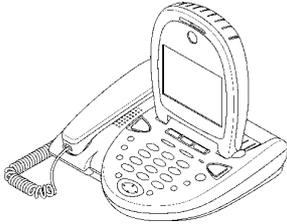


**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

過去に分類した物品の名称	
電話機本体	

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-41	A	表示機付き

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-310	—	電話機
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-624代	データ表示機	
H7-722~724E	表示機付き電子計算機等	
E1-641	電話おもちゃ	

<b>定義(図例必須)</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・テンキー及び送受話器を有する電話機のうち、表示機を具備するもの。表示部の大きさは問わない。</li> <li>・送受話器が外付けのものを含む。</li> </ul>		
登録 1165226 号 テレビ電話 	登録 1165771 号 電話機 	登録 1126263 号 応答記録付き電話機用 中継器本体 

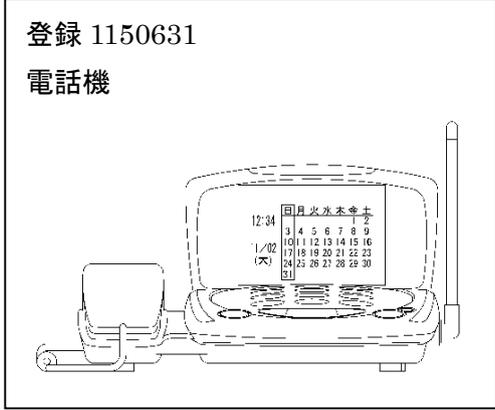
**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示部が起き上がらないものも、このDタームを付与する。</li> <li>・具体的表示のあるものは、「G:具体的表示あり」も併せて付与する(参考図含む)。</li> </ul>	

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>		
テレビ電話機	データ表示機付き電話機	

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-41	G	具体的表示有り

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	※	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-3450	一	付加機能付きテレビ受像機
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
H7-62代 G	データ表示機(具体的表示有り)	
H7-72代 G	表示機付き電子計算機(具体的表示有り)	
<b>定義(図例必須)</b>		
電話機のうち、表示部に具体的表示のあるもの。		
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>登録 1150631 電話機</p>  </div>		
<b>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</b>		
<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>		
<p>参考図、必要図を問わず、具体的な画面表示があるものに付与する。          数字、文字、アイコンを問わず、どのような表示でも付与する。          ただし、画面の位置・大きさ・範囲等の説明のみを目的として、映像等をはめ込んだものには付与しない。</p>		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には  を付与する。
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-42	電話機用子機

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H3-30	—	電話機(電話機用子機)

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-31	無線通信機
H7-4392	携帯電話機用子機
E1-641	電話おもちゃ

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
電話機用子機	コードレス電話機用子機	

**定義**

- ・電話機親機を介して、音声によって相手と双方向に通話するための機器。
- ・通信相手の加入番号を選択する部分を有するものに限る。いわゆる「コードレス用子機」



- 他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**
- ・通信相手の加入番号を選択する部分を具備しないもの(送受話器)は、H7-4910(電話機等部品)へ。
  - ・携帯電話機用子機は、H7-4392(携帯電話機用子機)へ。

**分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)**

- ・物品名が「無線電話機」でも、形状が電話機用子機であれば、H7-43(携帯電話機)ではなく、ここに含む。

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-43	携帯電話機

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機
H3-30	—	電話機: 携帯電話機、カメラ付き携帯電話機

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-31A	【無線送信機】トランシーバー型
H7-6243AB	小型データ表示機(パネル型)
H7-725	表示機付き電子計算機等(携帯型)
E1-641A	【電話おもちゃ】携帯電話おもちゃ型

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
携帯電話機	無線電話機	携帯用無線電話機
カメラ付き携帯電話機	携帯用テレビ電話機	

**定義**  
 通信相手と双方向に通話できる電話機のうち、持ち運びに適した大きさの、一般的に「携帯(電話機)」と称されるものを分類する。カメラ、電子メール、ブラウジング等の通信機能、赤外線等によるデータ通信機能、カード等による記録機能を有するものを含む。

<Dタームの概要>

H7-43に分類されるものについては、A~AFのいずれかのDタームを必ず付与する。

H7-43AA  
 登録 1107934 携帯電話機



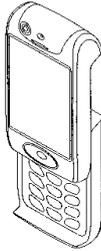
H7-43AB  
 登録 1158392 情報端末機



H7-43AC、C  
 登録 1167436  
 カメラ付き無線電話機



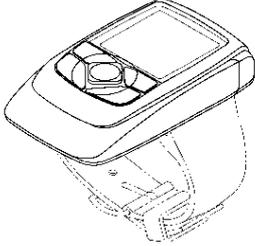
H7-43AD、C  
 登録 1154720 携帯電話機



H7-43AE  
 登録 1104369 携帯電話機



H7-43AF  
 登録 1104614  
 腕型携帯電話



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

■■携帯電話機と、携帯情報端末機(PDA)の関係■■

【経緯】

一昔前は、携帯電話は通話機能のみ、携帯情報端末機は情報管理機能のみを有するものであった。しかし近年、携帯電話機にメールやブラウジング等の通信機能、カメラ(動画・静止画)を搭載した機種や、携帯情報端末機に通話機能やカメラ(動画・静止画)を搭載した機種が広まり、両者の境界が曖昧になっている。しかし、携帯電話機には携帯電話機特有の形状・大きさがあることから、携帯情報端末機と分類をまとめることはせず、形状及び説明を考慮した上で、分類することとする。

【基本的な考え方】

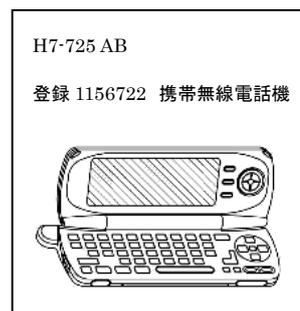
携帯電話機……………携帯できる電話機。通話機能を主たる機能とする。  
電子計算機能は、メール・ブラウジング、電話回線や無線を利用してデータの送受信等。カメラや、バーコード読み取り機能、カード記録機能を有するものもある。

携帯情報端末機……システム手帳を小型の電子計算機に置き換えた機器。いわゆるPDA。  
メール・ブラウジング機能、電話回線や無線を利用してデータの送受信等の他、文章等のデータ作成の機能等を有する。  
カメラ、通話機能を有するものもある。

【意匠分類付与の考え方】

H7-43(携帯電話機) 一般的に「携帯電話」として販売されているものを分類する。  
機能 通話機能を主たる機能とする。  
その他、カメラ、メール・ブラウジング機能、データの送受信等。  
形状 縦長板状の筐体。テンキーを有する。  
正面側において表示部とボタン群がほぼ5対5の割合で配置されている。

H7-725(データ表示機付き電子計算機)  
一般的に「PDA(携帯情報端末機)」として販売されているものを分類する。  
機能 文章等のデータ作成機能、スケジュール管理等を主たる機能とする。  
その他、メール・ブラウジング機能、データの送受信等。  
形状 板状の筐体で、データ表示部が、正面側のほぼ全幅に渡る。  
タッチパネル(及びファンクションキー)又はフルキーを有する。



## 【具体例】

- (1)「テンキー又はフルキー状の操作ボタンを有するものについて」
- ①フルキー状の操作ボタンを有する場合は、H7-725に分類する。  
(テンキー状のボタンが共存する場合も含む)
  - ②テンキー状の操作ボタンのみを有する場合は、H7-43に分類する。
- (2)「操作部がタッチパネル方式のものについて」
- ①図面中(参考図を含む)に、フルキー状のキーが表されている場合は、H7-725に分類する。  
(テンキー状のキーが表された図面が共存する場合も含む)
  - ②図面中(参考図を含む)に、テンキー状のキーのみが表されている場合は、H7-43に分類する。
  - ③図面上、キーの表示がないものについては物品名で判断する。  
「携帯電話機」等 → H7-43、「携帯情報端末機」等 → H7-725
- (3)上記のいずれの条件にも該当しないものは物品名で判断する。  
「携帯電話機」等 → H7-43、「携帯情報端末機」等 → H7-725

<b>分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)</b>		
【備考】		
①分類先に迷うものは、各件毎に担当審査官の協議を必要とする。		
②今後さらに新たな機能が加わった際は、分類・Dタームの構成も含めて、再度検討する。		
・物品名が「無線電話機」でも、形状が電話機用子機であれば、H7-42に分類する。		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

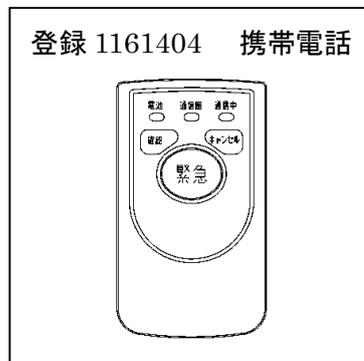
<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-43	A	その他(AA~AF除く)

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float:right">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H3-30	—	電話機等
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-31A	【無線通信機】トランシーバー型
H7-6243AB	小型データ表示機(パネル型)
H7-725	表示機付き電子計算機等(携帯型)
E1-641A	【電話おもちゃ】携帯電話おもちゃ型

**定義(図例必須)**

・H7-43(携帯電話機)のうち、AA~AFに該当しないもの。



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**

H7-43に分類されるものについては、A~AFのいずれかのDタームを必ず付与する。

**このDタームと複数付与しないDターム**

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
AA	ストレート型	
AB	折り畳み型	
AC	回転型	
AD	スライド型	
AE	フリップ型	
AF	腕時計型	

<b>過去に分類した物品の名称</b>	
---------------------	--

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-43	AA	ストレート型

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-30	—	電話機等
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-31A	【無線通信機】トランシーバー型
H7-6243AB	小型データ表示機(パネル型)
H7-725AA	【表示機付き電子計算機(携帯型)】ストレート型
E1-641A	【電話おもちゃ】携帯電話おもちゃ型

<b>定義(図例必須)</b>			
携帯電話機のうち、縦長板状(扁平で角形)のもの。			
<table border="1"> <tr> <td> H7-43AA  登録 1107934 携帯電話機   </td> <td> H7-43AA  登録 1134485 携帯電話機   </td> <td> H7-43AA、C  登録 1106550  カメラ付き無線電話機   </td> </tr> </table>	H7-43AA 登録 1107934 携帯電話機 	H7-43AA 登録 1134485 携帯電話機 	H7-43AA、C 登録 1106550 カメラ付き無線電話機 
H7-43AA 登録 1107934 携帯電話機 	H7-43AA 登録 1134485 携帯電話機 	H7-43AA、C 登録 1106550 カメラ付き無線電話機 	

**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

- ・本体と平行に回転するカバーが付加されたものには、AC:回転型を付与する。
- ・スライド型のカバーが付加されたものには、AD:スライド型を付与する。
- ・ヒンジで縦に開閉するカバーを具備するものには、AE:フリップ型を付与する。

<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>
・H7-43に分類されるものについては、A~AFのいずれかのDタームを必ず付与する。

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A	その他(AA~AF除く)	
AB	折り畳み型	
AC	回転型	
AD	スライド型	
AE	フリップ型	
AF	腕時計型	
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-43	AB	折畳型

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-30	—	電話機等
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-6243AB	小型データ表示機(パネル型)	
H7-725AB	【表示機付き電子計算機(携帯型)】折畳型	
E1-641A	【電話おもちゃ】携帯電話おもちゃ型	

<b>定義(図例必須)</b>		
携帯電話機のうち、表示部を有する筐体と、テンキー部を有する筐体が別体で、ヒンジによって連結され、折り畳むタイプのもの。		
<p>H7-43AB、C 登録 1158526 カメラ付き携帯用無線電話機</p> 	<p>H7-43AB、C 登録 1154370 携帯電話機</p> 	<p>H7-43AB、C 登録 1166737 携帯無線電話機</p> 

**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

・折り畳み型かつ回転型(=マルチヒンジ)は、AC:回転型を付与する。

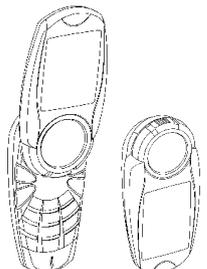
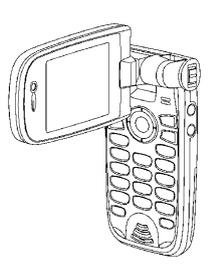
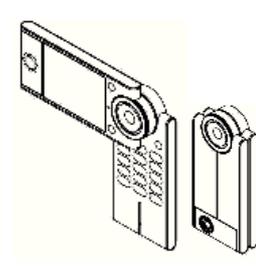
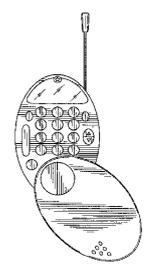
<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>	
・H7-43に分類されるものについては、A~AFのいずれかのDタームを必ず付与する。	

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A	その他(AA~AF除く)	
AA	ストレート型	
AC	回転型	
AD	スライド型	
AE	フリップ型	
AF	腕時計型	
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-43	AC	回転型

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-30	—	電話機等
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-6243AB	小型データ表示機(パネル型)
H7-725AC	【表示機付き電子計算機(携帯型)】回転型
E1-641A	【電話おもちゃ】携帯電話おもちゃ型

<b>定義(図例必須)</b>			
携帯電話機のうち、			
①表示部を有する筐体と、テンキー部を有する筐体が別体で、ヒンジによって連結され、ヒンジを軸に回転し、開閉するもの。本体と平行に回転するものや、マルチヒンジ(参照:登録1167436)を含む。			
②縦長板状の本体に、本体に対して平行に回転するカバーが付加されたもの。			
H7-43AC、C 登録1174575 カメラ付き無線電話機 	H7-43AC、C 登録1167436 カメラ付き無線電話機 	H7-43AC、C 登録1143093 携帯無線電話機 	登録1086437 携帯用電話機 

**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

- ・本体に対して上下にスライドするカバーを具備するものには、AD:スライド型を付与する。
- ・ヒンジで観音開きに開閉するカバーを具備するものには、AE:フリップ型を付与する。

**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**

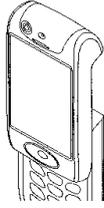
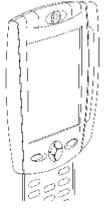
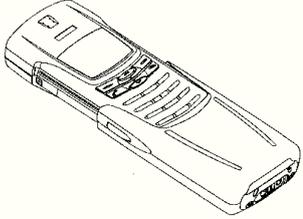
- ・H7-43に分類されるものについては、A~AFのいずれかのDタームを必ず付与する。

**このDタームと複数付与しないDターム**

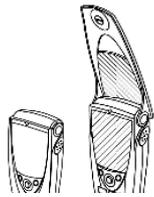
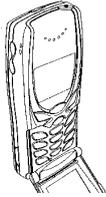
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A	その他(AA~AF除く)	
AA	ストレート型	
AB	折り畳み型	
AD	スライド型	
AE	フリップ型	
AF	腕時計型	

過去に分類した物品の名称	
--------------	--

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-43	AD	スライド型

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-30	—	電話機等
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-6243AB	小型データ表示機(パネル型)	
H7-725AD	【表示機付き電子計算機(携帯型)】スライド型	
E1-641A	【電話おもちゃ】携帯電話おもちゃ型	
<b>定義(図例必須)</b>		
携帯電話機のうち、		
①表示部を有する筐体と、テンキー部を有する筐体が別体で、上下にスライドして開閉するもの。		
②縦長板状の本体に、上下にスライドするカバーが付加されたもの。		
<p>H7-43AD 登録 1154720 携帯電話機</p> 	<p>H7-43AD、C 登録 1126722 カメラ付き携帯用情報通信機</p> 	<p>H7-43AD 登録 1170400 携帯電話機</p> 
<b>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体に対して平行に回転するカバーを具備するものには、AC:回転型を付与する。</li> <li>・ヒンジで観音開きに開閉するカバーを具備するものには、AE:フリップ型を付与する。</li> </ul>		
<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>		
・H7-43に分類されるものについては、A~AFのいずれかのDタームを必ず付与する。		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A	その他(AA~AF除く)	
AA	ストレート型	
AB	折り畳み型	
AC	回転型	
AE	フリップ型	
AF	腕時計型	
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-43	AE	フリップ型

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-30	—	電話機等
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-31A	【無線通信機】トランシーバー型	
H7-6243AB	小型データ表示機(パネル型)	
H7-725AE	【表示機付き電子計算機(携帯型)】フリップ型	
E1-641A	【電話おもちゃ】携帯電話おもちゃ型	
<b>定義(図例必須)</b>		
携帯電話機のうち、縦長板状の本体にヒンジで縦に開閉するカバーが付加されたもの。 主としてテンキー部のみカバーするものだが、全体、一部のみも含む。		
<p>H7-43 AE 登録 1159727 携帯電話機</p> 	<p>H7-43 AE 登録 1124382 携帯電話機</p> 	<p>H7-43 AE 登録 1104369 携帯電話機</p> 
<b>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体と平行に回転するカバーが付加されたものには、AC:回転型を付与する。</li> <li>・スライド型のカバーが付加されたものには、AD:スライド型を付与する。</li> </ul>		
<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・H7-43に分類されるものについては、A~AFのいずれかのDタームを必ず付与する。</li> <li>・ストレート型で、テンキー用のカバーが付加されたものには、AD:フリップ型を優先して付与する。</li> </ul>		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A	その他(AA~AF除く)	
AA	ストレート型	
AB	折り畳み型	
AC	回転型	
AD	スライド型	
AF	腕時計型	
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-43	AF	腕時計型

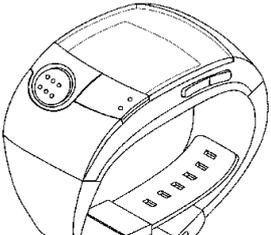
<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float: right;">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H3-30	—	電話機等
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
J2-300	腕時計
H7-31	無線通信機
H7-6243AB	小型データ表示機(パネル型)
H7-725AE	【表示機付き電子計算機(携帯型)】フリップ型

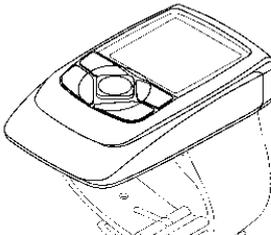
**定義(図例必須)**

携帯電話機のうち、腕時計型のもの。ベルトを具備しないものも含む。

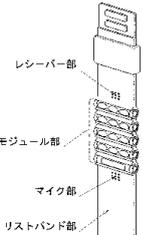
H7-43 AF  
登録 1104611 携帯電話機



H7-43 AF  
登録 1104614 腕型携帯電話



H7-43 AF  
登録 1167405 無線電話機



**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**

- ・電話機、電子計算機、腕時計の何れに分類するかは、物品名及び説明で判断する。
- ・内部機構を具備しないものは、物品名に関係なく、J2-391(腕時計用側)へ
- ・H7-43に分類されるものについては、A~AFのいずれかのDタームを必ず付与する。

**このDタームと複数付与しないDターム**

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には  を付与する。
A	その他(AA~AF除く)	
AA	ストレート型	
AB	折り畳み型	
AC	回転型	
AD	スライド型	
AE	フリップ型	

<b>過去に分類した物品の名称</b>	
---------------------	--

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-43	B	プリンター付き

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float:right">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H3-30	—	電話機: 携帯電話機、カメラ付き携帯電話機
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機: カメラ付き携帯電話機

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-6243AB	小型データ表示機(パネル型)
H7-725B	【表示機付き電子計算機(携帯型)】プリンター付き

**定義(図例必須)**

携帯電話機のうち、プリンター部を有するもの。

H7-43 AA、B  
登録 1174532 無線電話機



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-43	C	カメラ付き

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float: right;">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H3-30	—	電話機等
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-6243AB	小型データ表示機(パネル型)
H7-725D	【表示機付き電子計算機(携帯型)】カメラ付き

**定義(図例必須)**  
 携帯電話機のうち、カメラ部を有するもの。

<p>H7-43 AB、C 登録 1121658 カメラ付き無線電話機</p> 	<p>H7-43 AB、C 登録 1173363 カメラ付き無線電話機</p> 	<p>H7-43 AB、C 登録 1173700 カメラ付き無線電話機</p> 
--	---	--

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**  
 カメラか否かは、図面、物品名から判断する。  
 カメラと判断できないものには付与しない。

**このDタームと複数付与しないDターム**

<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>	

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-43	G	具体的表示有り

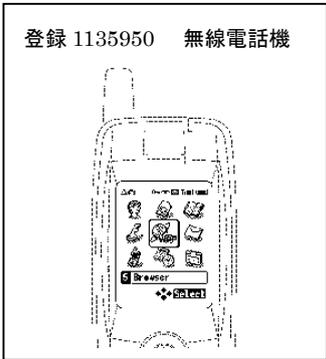
<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float: right;">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H3-30	—	電話機等
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-62代 G	データ表示機(具体的表示有り)
H7-72代 G	表示機付き電子計算機(具体的表示有り)

**定義(図例必須)**

携帯電話機のうち、表示部に具体的表示のあるもの。

登録 1135950 無線電話機



登録 1168150 携帯電話機



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**

参考図、必要図を問わず、具体的な画面表示があるものに付与する。  
 数字、文字、アイコンを問わず、どのような表示でも付与する。  
 ただし、画面の位置・大きさ・範囲等の説明のみを目的として、映像等をはめ込んだものには付与しない。

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には  を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>	
---------------------	--

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-4390	携帯電話機用部品及び付属品

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H3-3190	一	電話機部品及び付属品

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
携帯電話機用前カバー		

**定義**

携帯電話機にのみ使用される、部品及び付属品。

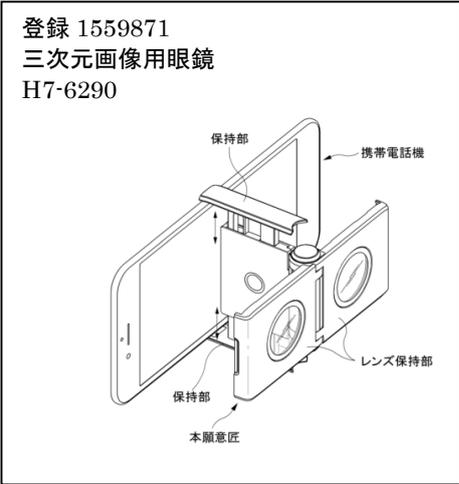
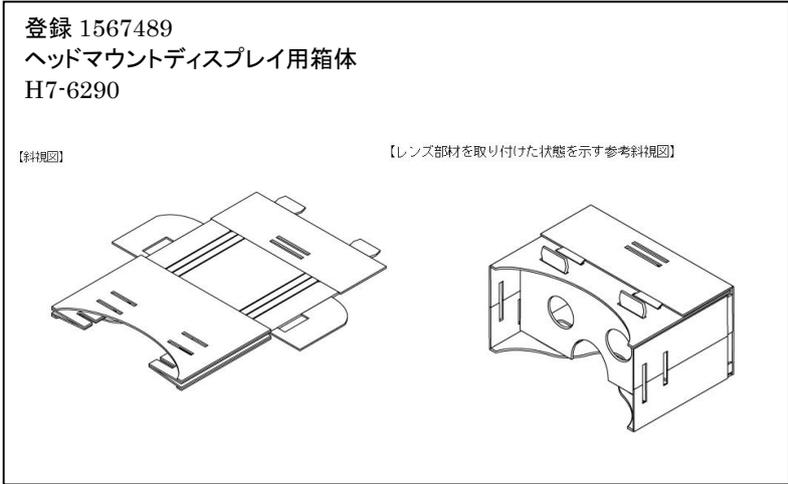


**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

- ・携帯電話機用充電器は、H2-2120(充電器)
- ・携帯電話機用アンテナはH6-12(アンテナ)
- ・アンテナ用飾り玉はH6-191(通信電送路用器具等部品)
- ・携帯用ストラップはB3-02(身の回り品ストラップ)
- ・手に持って持ち運ぶ際に使用する、袋状の携帯電話機用ケースは、B4-18(携帯電話入れ)
- ・外付けの携帯電話機用デジタルカメラは、J3-230(テレビカメラ)
- ・カメラ付き携帯電話機の、内部部品であるカメラ部は、J3-2910(カメラ等部品)

**■携帯型の電子機器を取り付ける型式のビューワーについて(H7-6290との関係)**

携帯型の電子機器を取り付け、頭部に装着したり、手で持ったのぞき込んで使用したりする立体視ビューワーは、H7-6290に分類する。



**分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)**

**過去に分類した物品の名称**


<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-4391	携帯電話機用ホルダー

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H3-3190	—	電話機部品及び付属品
H3-320	—	電話機用関連機器

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
B4-18	携帯電話機入れ
F2-7212	ペン立て

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
携帯電話機用ホルダー	自動車用携帯電話機保持具	携帯電話機用置き台

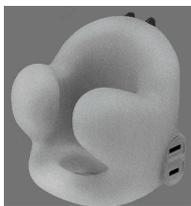
**定義**

- ・携帯電話機を卓上や車内等で保持するためのもの。
- ・運搬や把持を目的としたホルダーも含む。

登録 1162472  
自動車用携帯電話機  
保持具



登録 1126993  
携帯電話用ホルダー  
付差し込みタップ



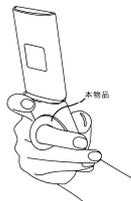
登録 1143597  
携帯電話機置台



登録 1135726  
携帯電話機用ケース



登録 1386534  
携帯機器用  
指ストラップ



登録 1126281  
携帯電話機用フォルダ



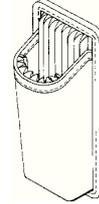
**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

携帯電話機用ケースのうち、汎用性のある袋状のものはB4-18(携帯電話入れ)へ……(1)、(2)  
 その他の携帯電話機用ケース、カバーはH7-4390(携帯電話機用部品及び付属品)へ……(3)、(4)

(1) B4-18(携帯電話入れ)へ  
 登録 1143763  
 携帯電話機用ホルダー



(2) B4-18(携帯電話入れ)へ  
 登録 1143897  
 携帯電話機用ケース



(3) H7-4390(携帯電話機用  
 部品及び付属品)へ  
 登録 1536604  
 携帯電話機用ケース



(4) H7-4390(携帯電話機用  
 部品及び付属品)へ  
 登録 1462987  
 携帯電話機用ケース



**分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)**

**過去に分類した物品の名称**

--	--	--

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-4392	携帯電話機用子機

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H3-3191	一	電話機用送受信器(携帯電話機用子機)

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-31	無線通信機
H7-42	電話機用子機

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>	
携帯電話機用子機	携帯情報端末機用ハンドセット

**定義**

携帯電話機が着信したことを感知し、ボタン等を押下することで通話することができる機器。



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

- ・ヘッドホン型及びイヤホン型は、H7-233(ヘッドホン等)へ
- ・携帯電話機が着信したことを感知し、音や振動等により知らせる機能のみを有する機器は、H7-30(無線通信機器・探知機等)へ。
- ・テンキーを有するものは、H7-43(携帯電話機)へ。
- ・電話機用子機は、H7-42(電話機用子機)へ。

**分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)**

--	--

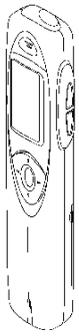
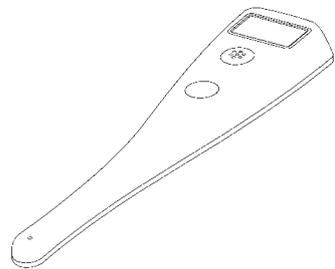
<b>過去に分類した物品の名称</b>	
携帯電話機用送受信器	送受信機

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-4392	A	スティック型

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float: right;">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H3-3191	一	電話機用送受話器(携帯電話機用子機)

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-31	無線送信機

**定義(図例必須)**  
 携帯電話機用子機のうち、細長棒状のもの。

登録 1158461 携帯電話機子機 	登録 1160817 携帯情報端末機用ハンドセット 	登録 1101351 移動電話用送受話器 
---	--	---

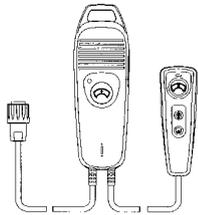
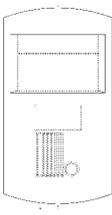
他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には  を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-44	インターホン

<b>対応する旧意匠分類</b>			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H3-330	全	インターホン	
H3-330A	全	インターホン(送受話器付き型)	
H3-330B	全	インターホン(子機型)	
H4-3450	一	付加機能付きテレビ受像機	
<b>参考分類・参考物品</b>			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
H7-231	ブザー等		
H7-30	無線通信機器、探知機等		
H7-31	無線通信機		
<b>再掲載指示</b>			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
<b>この分類に含まれる物品</b>			
インターホン	インターホン親機	インターホン子機	
ナースコール			
<b>定義</b>			
電話回線以外で、特定の場所の内部連絡通話に用いられる通信用機器。 有線、無線は問わない。			
登録 1109116 インターホン子機 	登録 1179458 ナースコール用インターホン子機 	登録 1177893 インターホン付き表札灯 	
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>			
・「インターホン」という物品名であっても、インターホンとそれを設置させる支柱とが一体になっているものは、「インターホン付き門柱」として、L3-520(門柱)へ。 ・インターホンに、照明器具、表札が付加された程度のもはここに。……参照: 登録1177893 ・照明器具、表札、インターホン、郵便受け等が一体になったユニットは、D0-0へ。 ・新聞・郵便受け等にインターホンが付加されたものは、D0-10、D0-110へ。			
<b>分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)</b>			
過去に分類した物品の名称			

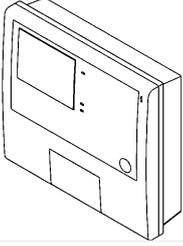
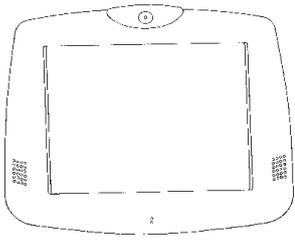
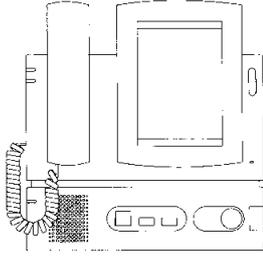
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-44	A	表示機付き

<b>対応する旧意匠分類</b>			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H3-330	—	インターホン	
H3-330A	—	インターホン(送受話器付き型)	
H3-330B	—	インターホン(子機型)	
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機	

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-6243AB	小型データ表示機(パネル型)
H7-6244B	埋込み・取付型データ表示機(壁埋込み・取付型):浴室用テレビ受像機
H7-722	表示機付き電子計算機等(取付け型)

**定義(図例必須)**

インターホンのうち、表示機が設けられたもの。  
表示部は、モニター、データ表示部を問わない。

<p>H7-44B 登録 1150770 モニターテレビ付きインターホン</p> 	<p>H7-44 A、B 登録 1144405 インターホン</p> 	<p>H7-44B、C 登録 1167092 セキュリティ付きインターホン</p> 
--	--	---

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ(他のDタームとの関係、含まれない物品など)

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には  を付与する。

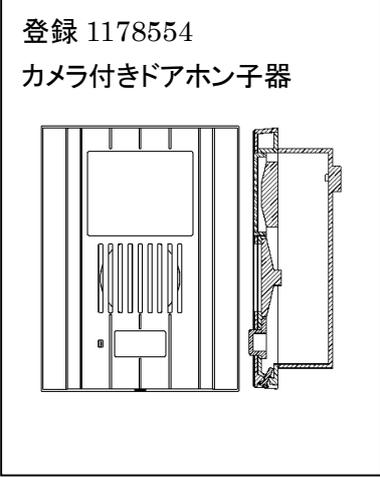
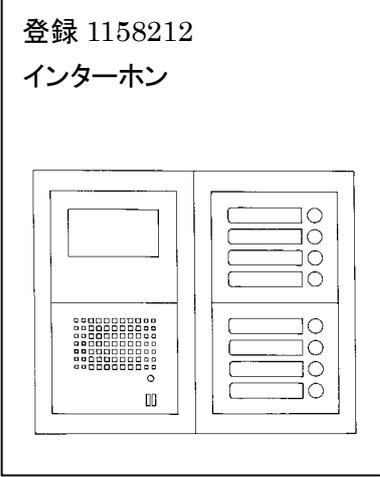
過去に分類した物品の名称		

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-44	B	カメラ付き

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H3-330	—	インターホン
H3-330A	—	インターホン(送受話器付き型)
H3-330B	—	インターホン(子機型)

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

**定義(図例必須)**  
 インターホンのうち、カメラ機能が設けられたもの。

<p>登録 1178554 カメラ付きドアホン子器</p> 	<p>登録 1158212 インターホン</p> 	<p>登録 1132239 テレビカメラ付き表札インターホン子機</p> 
--	--	---

**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**  
 内蔵のカメラのみは、H7-611(テレビカメラ)へ。

**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-44	C	送受話器付き

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-330A	一	インターホン(送受話器付き型)

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

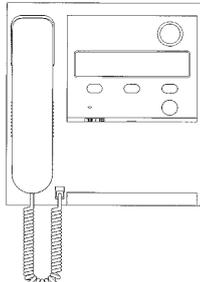
**定義(図例必須)**

インターホンのうち、送受話器を具備するもの。

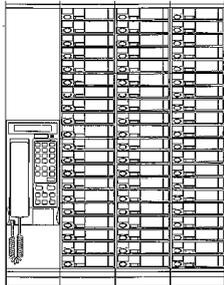
H7-44 登録 1149144  
インターホン



H7-44C 登録 1066690  
インターホン付き住宅情報盤



H7-44C 登録 1089568  
ナースコール親機



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**

**このDタームと複数付与しないDターム**

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-45	公衆電話機

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float:right">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H3-311	全	公衆電話機

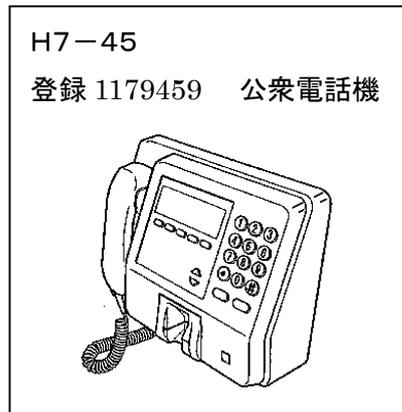
<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-722~724	表示機付き電子計算機

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>	
公衆電話機	

**定義**

電話機のうち、特に公衆利用を目的に作られているもの。一般に料金・プリペイドカード投入口を有する。



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

自動預払い機能や、チケット購入機能等、電子計算機機能が付加されたものは、H7-722~724(表示機付き電子計算機)へ。

**分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)**

<b>過去に分類した物品の名称</b>	

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-49	電話機等部品及び付属品

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-30	一	電話機等・緊急通報機
H3-3190	一	電話機部品及び付属品
H3-3191	一	電話機用送受話器(送受話器)
H3-3192	全	電話機用台
H3-3193	全	電話機用カバー
H3-3194	全	電話機用芳香器等
H3-320	一	電話機用関連機器(電話機用使用状態表示器)
H3-322	全	電話機用中継切替え器(電話機用中継切替え器)
H3-323	全	電話機用ダイヤル発信器
H3-324	全	電話機用応答記録器
H3-329	一	電話機用関連機器部品及び付属品
H3-331	全	インターホン用関連機器
H3-339	全	インターホン部品及び付属品

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

<b>再掲載指示</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

<b>この分類に含まれる物品</b>		
緊急通報機	電話機用送受話器	電話機台
電話機用通話度数計	電話機用送受話器置台	電話機用カバー
電話番号表示機	電話機用送受話器カバー	電話機用消毒器
電話機用使用状態表示機	電話機用芳香器	電話自動ダイヤル発信器
電話機用応答記録器	電話呼出器	

**定義**

電話機等にのみ使用される部品及び付属品。  
電話機等の一部を構成するものや、電話機等に取り付けて使用するものを含む。



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

- ・電話機子機用充電器は、H2-2120へ。ただし、横置き型や、中継機能のあるものはここに。
- ・物品名が「電話機用台」であっても、形態が家具に近いものはD6-45へ。
- ・通話用のマイクロフォン付きスピーカーは、H7-2324(マイクロフォン付きスピーカー)へ。
- ・自動回線切替え器(スプリッター)はH6-20(通信装置用基本的機器)へ。
- ・携帯電話機部品及び付属品はH7-4390へ。

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

--	--

**過去に分類した物品の名称**


<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-50	紙データ入出力機等

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float:right">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-441	全	紙テープ読み取り穿孔機
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>再掲載指示</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
電子計算機用紙テープ読み取り機	紙テープ読み取り機	紙テープ穿孔機
電子計算機用紙テープ穿孔機		
<b>定義</b>		
<p>H7-5代には主に画像情報を電子データに変換するもの、又は、電子データを画像情報に変換して出力するもの、若しくはその両方を行うものを分類する。</p> <p>H7-50: 下位の展開にあてはまらないもの 紙カード、紙テープ等のデータの読み取り及び穿孔を行なうもの等</p> <p>H7-51(スキャナー): 印刷物等の画像情報を読み取って電子データに変換する機器</p> <p>H7-52(プリンター): 電子データを画像情報に変換して紙等へ出力する機器</p> <p>H7-53(複写機): 原稿を電子的に複写する機器</p> <p>H7-54(ファクシミリ): 原稿を電気信号に変換して送信し、受信した電気信号を画像情報に変換して原稿を復元する機器</p>		
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>		
<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-51	スキャナー

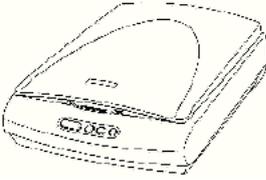
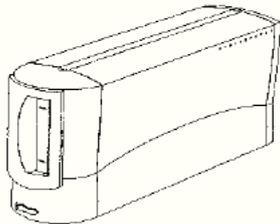
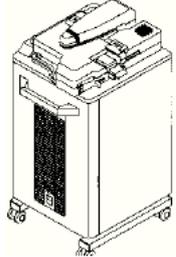
<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-41B	—	データ入力機(画像入力機型)
H5-440	—	電子計算機用データ読み取り穿孔機
H5-440A	—	電子計算機用データ読み取り穿孔機(床置型)
H5-440B	—	電子計算機用データ読み取り穿孔機(卓上型)

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-133	バーコードリーダー
H7-590	紙データ入出力機等部品及び付属品
J3-230	テレビカメラ
J7-360	医療用撮影機及び関連機械器具
J7-361	医療用X線カメラ
J7-362	一組の医療用X線撮影機セット

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
スキャナー	画像入力機	画像読み取り機

**定義**  
印刷物等の画像情報を読み取って電子データに変換する機器。

登録 01142475 画像入力機 	登録 01140701 イメージスキャナ 	登録 01122664 画像入力機 	登録 01135700 画像読み取り機 
---	--	--	---

**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

■医療用画像処理機器との関係

医療用の画像処理機器(X線撮影機、MRI機器、超音波撮像機器、等)はJ7-360~362。

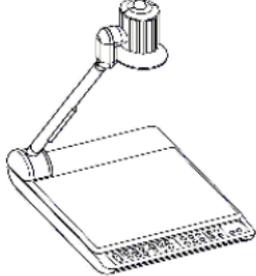
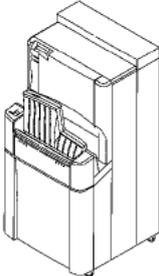
■複数の紙データ入出力機能を持つものの関係■

◎基本的に、主たる機能と形状に基づき分類する

- ・スキャナー機能、プリンター機能、複写機能を持つものは、H7-53(複写機)
- ・スキャナー及びプリンター機能についての記載がなく、複写機能を具備しているか否か不明のものについては、殆どの「スキャナー付きプリンター」が複写機能を具備するものであり、また、H7-52(プリンター)よりもH7-53(複写機)に分類されているものの形状に近いことから、願書及び添付図面において特に複写機能について言及されていなくても、複写機能を具備するものとみなし、H7-53(複写機)に分類する。
- ・プリンター機能、スキャナー機能、ファクシミリ機能を持つものは、H7-54(ファクシミリ)

■その他の読み取り機等■

- ・ビデオカメラによるイメージスキャナーはJ3-230(ビデオカメラ)
- ・バーコード読み取り機はH7-133(バーコードリーダー)
- ・プリンター、複写機、ファクシミリ等の付属品として一体的に付加される読み取り機はH7-590(紙データ出力機等部品及び付属品)
- ・医療用診断画像等の読み取り機はJ7-360(医療用撮影機及び関連機械器具)
- ・非破壊検査等に用いる探傷機、探知機はJ1-70(探知機、探傷機)

<p>H7-133 登録 1117557 バーコードリーダー</p> 	<p>J3-230 登録 1171417 画像読取機</p> 	<p>J7-360 登録 1176588 医療用画像記録機</p> 
--	--	---

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

**過去に分類した物品の名称**

--	--	--

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-52	プリンター

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0	一	その他の電子計算機等:定期券発行機
H5-0A	一	その他の電子計算機等(床置き型)
H5-0B	一	その他の電子計算機等(卓上型)
H5-450	全	電子計算機用データ出力機
H5-450A	全	電子計算機用データ出力機(床置き型)
H5-450B	全	電子計算機用データ出力機(卓上型)
H5-451	全	電子計算機用図機 :エクスワイプロッター、自動製図器

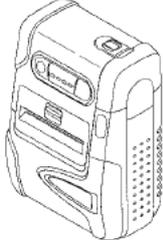
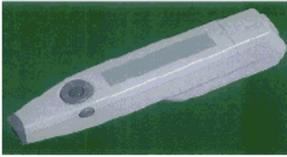
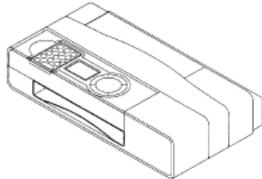
<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-53	複写機
H7-54	ファクシミリ等
J3-41	写真用プリンター及び写真用現像機
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機
J7-360	医療用撮影機及び関連機械器具
K0-2200	印刷機、印刷具等
F2-22600	ラベル印字器

<b>再掲載指示</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

<b>この分類に含まれる物品</b>		
プリンター	電子計算機用プリンター	電子計算機用データ印字機
鉄道用乗車券発行機	航空券発行機	エクスワイプロッター
自動製図機		

**定義**  
 電子データを画像情報に変換して紙等に出力する機器。

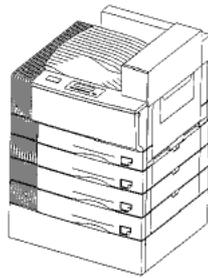
Dタームを付与しないもの(携帯型など)

登録 1105998 携帯プリンター 	登録 1150301 ラベル印字機 	登録 1143199 プリンター 	登録 1184435 デジタルフォトプリンター 
--	---	---	---

**A: 床置型**

登録 1086525

プリンター



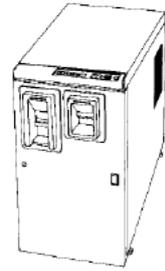
登録 1141252

電子計算機用プリンタ



登録 916290

鉄道用乗車券発行機



**B: 卓上型**

登録 1171365

プリンタ



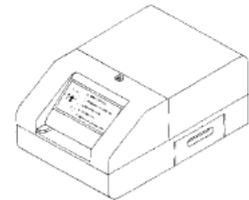
登録 01150100

電子計算機用プリンター



登録 01149966

事務用プリンタ



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

■複数の紙データ入出力機能を持つものの関係■

◎基本的に、意匠に係る物品の主たる機能に基づいて分類を付与する

- ・スキャナー機能、プリンター機能、複写機能、ファクシミリ機能を持つものはH-54(ファクシミリ)
- ・スキャナー及びプリンター機能についての記載がなく複写機能を具備しているか否か不明のもの等については、意匠に係る物品の名称に基づいて分類を付与する。

■乗車券自動販売機との関係■

乗車券自動販売機の発券機であっても、購買者等の操作端末機から筐体が独立しており、主たる機能がプリンターと同等であると見なせるものは、H7-52(プリンター)

■ラベルプリンターについて■

- ・原稿から文字等を読み取ってラベル等へ出力するものは、H7-52(プリンター)。
- ・操作部(キーボードに類するもの)のあるものは、F2-22600(ラベル印字機)。

H7-52

登録 1150301 ラベル印字機



F2-22600

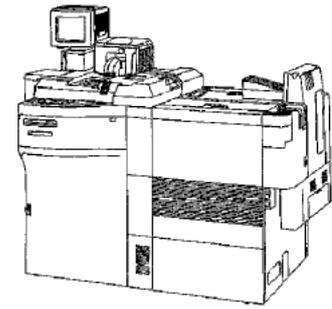
登録 01131637 ラベルプリンター



■写真用プリンター及び写真用現像機との関係■

- ・写真用現像機は、J3-41(写真用プリンター及び写真用現像機)
- ・画像をフィルムに出力するものは、J3-41
- ・デジタルカメラに接続して、  
画像を紙等に出力するものは、H7-52(プリンター)

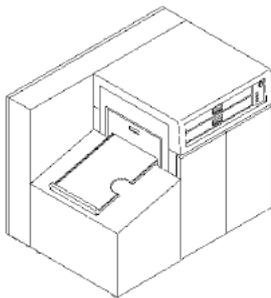
J3-41 登録 1075177写真焼付現像機



■印刷機との関係■

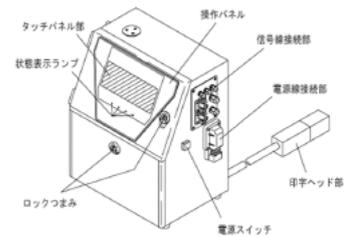
- ・刷版を使用する印刷機は、K0-2200(印刷機、印刷具等)。  
(生産ラインを流れる製品又はその梱包、包装に直接印字する産業用インクジェットプリンターはK0-2200に分類する。)
- ・物品名が「印刷機」であっても、刷版を用いずに、電子写真方式、インクジェット方式等を用いて  
画像を紙等に出力するものは、H7-52(プリンター)

K0-2200 登録 1150469 印刷機



K0-2200 登録 1437030 インクジェット記録機

【使用状態を示す参考図】



■医療用プリンター、現像機との関係■

- ・X線撮影装置(レントゲン)、CT、MRI、超音波診断装置  
などの診断画像をフィルム等に出力する機器は、  
J7-360(医療用撮影機及び関連機械器具)
- ・医療用の診断画像等を現像する機器も、  
J7-360(医療用撮影機及び関連機械器具)
- ・病院等の医療現場で使用されるプリンターであっても、一般的な  
文書等の出力が可能な汎用性のあるものは、  
H7-52(プリンター)

J7-360 登録 1169818

医療用画像記録機



分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-52	A	床置型

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-0	一	その他の電子計算機等:定期券発行機
H5-0A	一	その他の電子計算機等(床置き型)
H5-450A	全	電子計算機用データ出力機(床置き型)
H5-451	一	電子計算機用作図機 :エクスワイプロッター、自動製図器

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-53A	複写機(床置き型)
H7-54AA	ファクシミリ等(床置き型)
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機 : 乗車券発行機
K0-2200	印刷機、印刷具等

**定義(図例必須)**

プリンターのうち、床置き型のもの。  
 床置き型とは給紙トレイが3段以上あるもの、プリンターの高さを出すための脚部が付いたもの又はそれらに類するものをいう。

登録 01086525 プリンター 	登録 01141252 電子計算機用プリンタ 	登録 915027 航空券発行機 
---	--	--

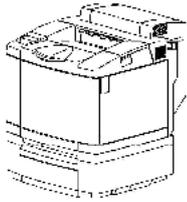
**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**  
 給紙トレイが2段以下のものは、B:卓上型を付与する。

**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**  
 卓上型、床置き型の判断が迷うとき、給紙トレイの数でも判断できないものは、Dタームを付与しない。

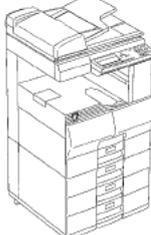
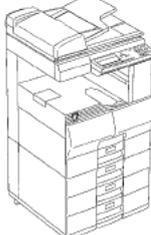
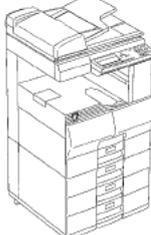
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
B	卓上型	

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

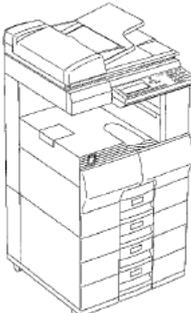
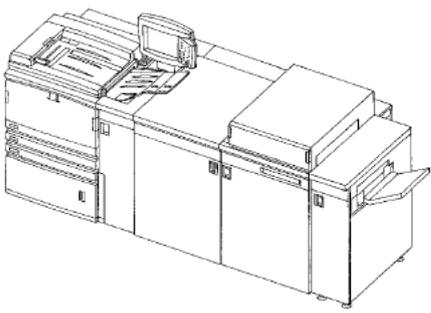
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-52	B	卓上型

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0	一	その他の電子計算機等:定期券発行機
H5-0B	一	その他の電子計算機等(卓上型)
H5-450B	全	電子計算機用データ出力機(卓上型)
H5-451	一	電子計算機用作図機 :エクスワイプロッター、自動製図器
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-53B	複写機(卓上型)	
H7-54AB	ファクシミリ等(卓上型)	
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機 : 乗車券発行機	
K0-2200	印刷機、印刷具等	
<b>定義(図例必須)</b>		
<p>プリンターのうち卓上型のもの。 卓上型とは給紙トレイが2段までのものをいう。</p>		
<p>登録 1171365 プリンタ</p> 	<p>登録 01150100 電子計算機用プリンター</p> 	<p>登録 01149966 事務用プリンタ</p> 
<p><b>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</b> 3段以上の給紙トレイを持つものは、A:床置型を付与する。</p>		
<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>		
<p>・卓上型、床置型の判断に迷うとき、給紙トレイの数でも判断できないものは、Dタームは付与しない。</p> <p>・携帯型や、携帯型か卓上型かどうか判断に迷うものには、Dタームを付与しない。</p>		
登録 1105998	<p>携帯プリンター</p> 	
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
A	床置型	
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-53	複写機

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」				
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>				
J4-20	全	複写機				
J4-21	全	電子複写機				
J4-21A	全	電子複写機(床置型)				
J4-21B	全	電子複写機(卓上型)				
<b>参考分類・参考物品</b>						
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>					
H7-52	プリンター					
H7-54	ファクシミリ等					
K0-2200	印刷機、印刷具等					
<b>再掲載指示</b>						
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>					
<b>この分類に含まれる物品</b>						
複写機	電子複写機	ジアゾ複写機				
<b>定義</b>						
<p>本体に設けられたスキャナーで原稿を読み込み、電子写真方式等を用いて複写する機器。</p>						
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%; padding: 5px;">                 登録 1045560 電子複写機  </td> <td style="width:33%; padding: 5px;">                 登録 1100344 電子複写機  </td> <td style="width:33%; padding: 5px;">                 登録 1128376 複写機  </td> </tr> </table>				登録 1045560 電子複写機 	登録 1100344 電子複写機 	登録 1128376 複写機 
登録 1045560 電子複写機 	登録 1100344 電子複写機 	登録 1128376 複写機 				
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>						
<p>■複数の紙データ入出力機能を持つものの関係■</p> <p>◎基本的に、意匠に係る物品の主たる機能に基づいて分類を付与する</p> <p>・スキャナー機能、プリンター機能、複写機能、ファクシミリ機能を持つ複合機や、スキャナー及びプリンター機能についての記載しかなく複写機能を具備しているか否か不明のもの等については、意匠に係る物品の名称等に基づいて分類を付与する。</p>						
<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>						
<b>過去に分類した物品の名称</b>						

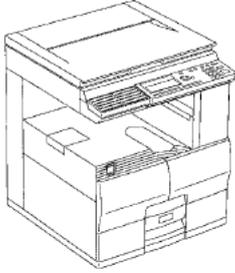
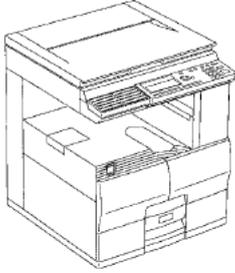
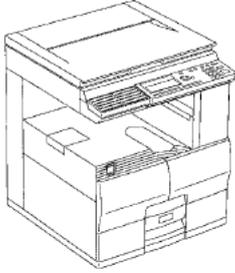
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-53	A	床置型

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J4-20	一	複写機
J4-21	一	電子複写機
J4-21A	全	電子複写機(床置型)
<b>関連分類・関連物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-52A	プリンター(床置型)	
H7-54AA	ファクシミリ等(床置型)	
<b>定義(図例必須)</b>		
<p>複写機のうち床置型のもの。 床置型とは、給紙トレイが3段以上あるもの、複写機の高さを出すための脚部が付いたもの又はそれらに類するものをいう。</p>		
登録 1100344 電子複写機 	登録 1128376 複写機 	登録 1146517 複写機 
<b>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</b>		
<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>		
<p>給紙トレイが2段以下のものは、B:卓上型を付与する。 卓上型、床置型の判断が迷うとき、給紙トレイの数でも判断できないものについてはDタームを付与しない。</p>		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
B	卓上型	
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-53	B	卓上型

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J4-20	一	複写機
J4-21	一	電子複写機
J4-21B	全	電子複写機(卓上型)

<b>関連分類・関連物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-52B	プリンター(卓上型)
H7-54AB	ファクシミリ等(卓上型)

<b>定義(図例必須)</b>			
<p>プリンター機能、スキャナー機能を持つ複写機のうち卓上型のもの。 卓上型とは給紙トレイが2段までのものをいう。</p>			
<table border="1"> <tr> <td> <p>登録 1096426 電子複写機</p>  </td> <td> <p>登録 1144905 電子複写機</p>  </td> <td> <p>登録 1045560 電子複写機</p>  </td> </tr> </table>	<p>登録 1096426 電子複写機</p> 	<p>登録 1144905 電子複写機</p> 	<p>登録 1045560 電子複写機</p> 
<p>登録 1096426 電子複写機</p> 	<p>登録 1144905 電子複写機</p> 	<p>登録 1045560 電子複写機</p> 	

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>
<p>3段以上の給紙トレイを持つものは、A:床置型を付与する。 卓上型、床置型の判断に迷うとき、給紙トレイの数でも判断できないものについてはDタームは付与しない。</p>

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
A	床置型	

<b>過去に分類した物品の名称</b>

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-54	ファクシミリ等

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>	
H3-50	全	電信用機器	
H3-510	全	電信機	
H3-520	全	模写電送機気	
H3-520A	全	模写電送機気(床置型)	
H3-520B	全	模写電送機気(卓上型)	
H3-521	全	模写伝送用送信機	
H3-522	全	模写伝送用受信機	
H4-3450	一	付加機能付きテレビ受像機	
<b>参考分類・参考物品</b>			
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>		
H7-41	電話機		
H7-52	プリンター		
H7-53	複写機		
H7-721~723	表示機付き電子計算機等		
<b>再掲載指示</b>			
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>		
<b>この分類に含まれる物品</b>			
ファクシミリ	写真電送機	データ表示機付ファクシミリ	
電話付ファクシミリ	電信機	テレックス	
テレプリンター			
<b>定義</b>			
原稿を電気信号に変換して通信回線を通じて送信し、受信した電気信号を画像情報に変換して原稿を復元する機器。モールス信号を印刷物にして復元するものを含む。			
A: その他(AA~AB除く)			
給紙トレイの無いものなど。		登録 1093652 ファクシミリ送受信機	
H7-54(ファクシミリ等)に分類されるものは、A~ABのいずれかのDタームを必ず付与する。			
AA: 床置型			
給紙トレイが3段以上あるもの、脚部が付いたもの等		登録 1152841 ファクシミリ送受信機	
			

AB: 卓上型  
給紙トレイが2段までのもの

登録 1171371  
ファクシミリ送受信機



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

■ 電子計算機との関係 ■

- ・ファクシミリ機能及び通話機能を有するものは、H7-54(ファクシミリ等)
- ・電子計算機機能を主たる機能とし、ファクシミリ機能を有するものは、H7-722~725(表示機付き電子計算機)。
- ・フルキーを具備するものはテレプリンター、テレックス等を除き、電子計算機機能を主たる機能とみなして、H7-722~725(表示機付き電子計算機)へ。

■ 複数の紙データ入出力機能を持つものの関係 ■

◎ 基本的に、意匠に係る物品の主たる機能に基づいて分類を付与する

- ・スキャナー機能、プリンター機能、複写機能、ファクシミリ機能を持つ複合機や、スキャナー及びプリンター機能についての記載しかなく複写機能を具備しているか否か不明のもの等については、意匠に係る物品の名称等に基づいて分類を付与する。

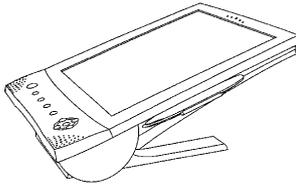
**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

H7-54(ファクシミリ等)に分類されるものについては、A~ABのいずれかのDタームを必ず付与する。

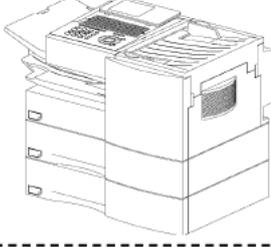
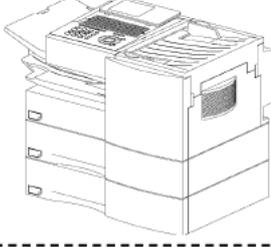
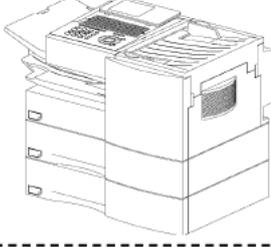
**過去に分類した物品の名称**

ファクシミリ送信機	ファクシミリ受信機	

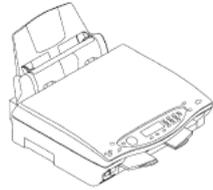
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-54	A	その他(AA~AB除く)

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-50	—	電信用機器
H3-510	—	電信機
H3-520	—	模写電送機
H3-521	—	模写伝送用送信機
H3-522	—	模写伝送用受信機
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-41	電話機	
H7-52	プリンター	
H7-53	複写機	
H7-721~723E	表示機付き電子計算機等	
<b>定義(図例必須)</b>		
ファクシミリのうち、AA~ABに該当しないもの。		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>登録 1093652 ファクシミリ送受信機</p>  </div>		
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>		
H7-54(ファクシミリ等)に分類されるものについては、A~ABのいずれかのDタームを必ず付与する。		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
AA	床置型	
AB	卓上型	
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-54	AA	床置型

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品		
H3-50	—	電信用機器		
H3-510	—	電信機		
H3-520	—	模写電送機気		
H3-520A	全	模写電送機気(床置型)		
H3-521	—	模写伝送用送信機		
H3-522	—	模写伝送用受信機		
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機		
<b>参考分類・参考物品</b>				
分類記号	分類の名称 または 物品の名称			
H7-41	電話機			
H7-52A	プリンター(床置型)			
H7-53A	複写機(床置型)			
H7-721~723E	表示機付き電子計算機等			
<b>定義(図例必須)</b>				
<p>ファクシミリのうち、床置型のものを分類する。          床置型とは、給紙トレイが3段以上あるもの、複写機の高さを出すための脚部が付いたもの又はそれらに類するものをいう。</p>				
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>登録 1152841 ファクシミリ送受信機</p>  </td> <td style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>登録 1153301 電子複写機</p>  </td> </tr> </table>			<p>登録 1152841 ファクシミリ送受信機</p> 	<p>登録 1153301 電子複写機</p> 
<p>登録 1152841 ファクシミリ送受信機</p> 	<p>登録 1153301 電子複写機</p> 			
<b>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</b>				
<b>分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・H7-54(ファクシミリ等)に分類されるものについては、A~ABのいずれかのDタームを必ず付与する。</li> <li>・給紙トレイが2段以下のものは、AB:卓上型を付与する。</li> <li>・卓上型、床置型の判断が迷うとき、給紙トレイの数でも判断できないものはDタームを付与しない。</li> </ul>				
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>				
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。		
A	その他(AA~AB除く)			
AB	卓上型			
<b>過去に分類した物品の名称</b>				

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-54	AB	卓上型

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-50	一	電信用機器
H3-510	一	電信機
H3-520	一	模写電送機気
H3-520B	全	模写電送機気(卓上型)
H3-521	一	模写伝送用送信機
H3-522	一	模写伝送用受信機
H4-3450	一	付加機能付きテレビ受像機
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-41	電話機	
H7-52B	プリンター(卓上型)	
H7-53B	複写機(卓上型)	
H7-721~723E	表示機付き電子計算機等	
<b>定義(図例必須)</b>		
<p>ファクシミリのうち、卓上型のもの。 卓上型とは給紙トレイが2段までのものをいう。</p>		
<p>登録 1171371 ファクシミリ送受信機</p> 	<p>登録 1171687 コピー、スキャナー、ファクシミリ機能付プリンター</p> 	<p>登録 1153300 ファクシミリ送受信機</p> 
<b>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</b>		
<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・H7-54(ファクシミリ等)に分類されるものについては、A~ABのいずれかのDタームを必ず付与する。</li> <li>・3段以上の給紙トレイを持つものは、A:床置型を付与する。</li> <li>・卓上型、床置型の判断に迷うとき、給紙トレイの数でも判断できないものはDタームを付与しない。</li> </ul>		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A	その他(AA~AB除く)	
AA	床置型	
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-54	B	表示機付き

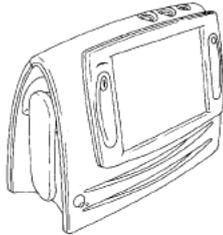
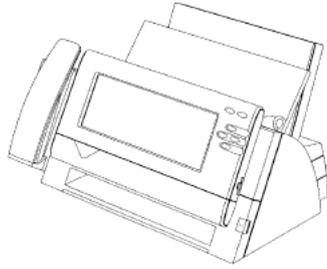
<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-50	—	電信用機器
H3-510	—	電信機
H3-520	—	模写電送機気
H3-520A	—	模写電送機気(床置型)
H3-520B	—	模写電送機気(卓上型)
H3-521	—	模写伝送用送信機
H3-522	—	模写伝送用受信機
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-721	表示機付き電子計算機等(床置型)
H7-722	表示機付き電子計算機等(取り付け型)
H7-723	表示機付き電子計算機等(卓上型)
H7-41	電話機

**定義(図例必須)**

ファクシミリのうち、表示機付きのもの。

- ・表示画面内に3行以上の文字等が表示ができる物に付与する。
- ・表示画面に表示される文字数等が不明の場合は、全体の大きさ等から判断する。
- ・表示画面内の表示が3行程度の物でも、表示部(表示のための画面+枠)が、可動したり、取り外しができる物など、表示部として見たときに、全体の構成要素として大きい物に付与する。

登録 1058601 電話機及び電子メール送受信器付 ファクシミリ送受信機 	登録 1142193 ファクシミリ送受信機 	登録 1140973 ファクシミリ送受信機 
--	--	---

**他のDタームとの関係(付与しない意匠)のみ**

表示機付きファクシミリの表示機のみは、H7-6243AB(小型データ表示機(パネル型))へ。

**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**

--	--

**このDタームと複数付与しないDターム**

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には
		を付与する。

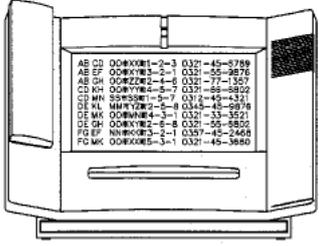
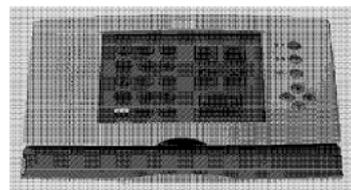
<b>過去に分類した物品の名称</b>	

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-54	G	具体的表示有り

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H3-50	—	電信用機器
H3-510	—	電信機
H3-520	—	模写電送機気
H3-520A	—	模写電送機気(床置型)
H3-520B	—	模写電送機気(卓上型)
H3-521	—	模写伝送用送信機
H3-522	—	模写伝送用受信機
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-41	電話機
H7-721~723E	表示機付き電子計算機等

**定義(図例必須)**  
 ファクシミリのうち、表示部に具体的表示のあるもの。

登録 1024802 ファクシミリ用表示器付電話機 	登録 1020584 ファクシミリ付無線電話機 	登録 1035372-001 応答記録器付電話機用中継器本体 
---	---	--

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**  
 参考図、必要図を問わず、具体的な画面表示があるものに付与する。  
 数字、文字、アイコンを問わず、どのような表示でも付与する。  
 ただし、画面の位置・大きさ・範囲等の説明のみを目的として、映像等をはめ込んだものには付与しない。

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には  を付与する。
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-590	紙データ入出力機等部品及び付属品

**対応する旧意匠分類** ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」

旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J4-290	一	複写機部品及び付属品
H3-511	一	電信機用関連機器
H3-519	全	電信機部品及び付属品
H3-523	一	模写電送機器用関連機器
H3-529	全	模写電送機器部品及び付属品
H5-910	一	電子計算機等部品

**参考分類・参考物品**

分類記号	分類の名称 または 物品の名称

**再掲載指示**

分類記号	分類の名称 または 物品の名称

**この分類に含まれる物品**

感光ドラム	給紙機カセット
-------	---------

**定義**

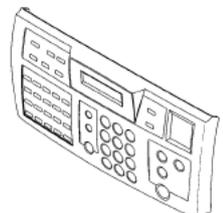
スキャナー、プリンター、複写機、ファクシミリ等の紙データ入出力機等にのみ使用される部品及び付属品を分類する。下位に展開するものを除く。

下位に展開するインクカートリッジ、給排紙機等の部品及び付属品も含む。

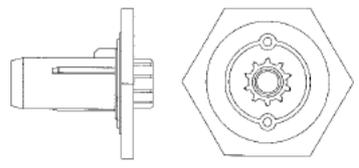
登録 1182348  
複写機用原稿送り機



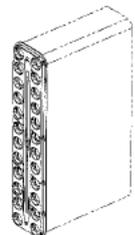
登録 1169642  
レーザーファックス用  
操作板



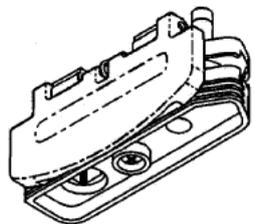
登録 1183057 号  
インクフィルムリール用ギヤ



登録 167733 号  
インクジェットプリントヘッド  
用メンテナンス具



登録 1151870 号  
プリンタ用紙送り装置

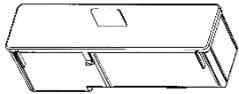
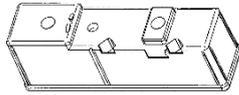
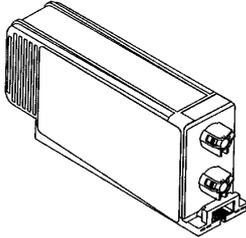
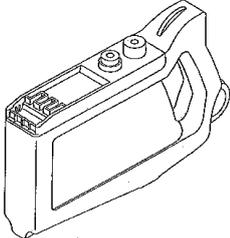


**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

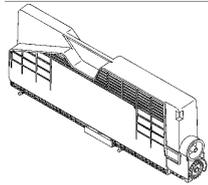
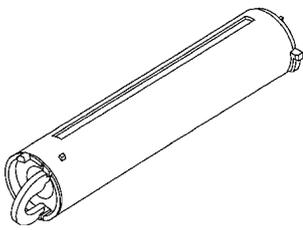
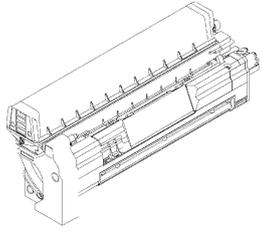
表示機付きファクシミリの表示機のみは、H7-6243AB(小型データ表示機(パネル型))へ。

<b>分類付与運用メモ（付与優先関係、懸案事項など）</b>		
下位に展開するインクカートリッジ、給排紙機等の部品及び付属品は、基本的にH7-590に分類する。		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-591	インクカートリッジ

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-920	一	電子計算機等付属品から分割
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>再掲載指示</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
プリンター用インクカートリッジ	複写機用インクカートリッジ	プリンター用インクタンク
<b>定義</b>		
インクを充填してプリンター等に装着して使用する、インクカートリッジを分類する。		
1166743 号 インクカートリッジ  	1166732 号 プリンター用インクカートリッジ 	1108484 号 電子計算機プリンター用インクタンク 
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>		
補充用のインクを入れて販売するものは、F4-4台(包装用袋)、7台、9台(包装用容器)に分類する。		
<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>		
インクカートリッジの部品及び付属品は、基本的にH7-590に分類する。		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-592	トナーカートリッジ

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	※	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-920	一	電子計算機等付属品から分割
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>再掲載指示</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
プリンター用トナーカートリッジ	複写機用トナーカートリッジ	
<b>定義</b>		
主にレーザープリンター等に装着して使用する、トナーカートリッジを分類する。		
トナー【toner】電子写真・静電記録などで、静電潜像を現像する着色粉末。 電荷のある部分に吸引され、画像を形成する。(広辞苑第五版より)		
1179153 号 トナー用カートリッジ 	1166760 号 複写機用トナー補給容器 	1129400 号 画像形成機用トナー供給 プロセスカートリッジ 
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>		
<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>		
トナーカートリッジの部品及び付属品は、基本的にH7-590に分類する。		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

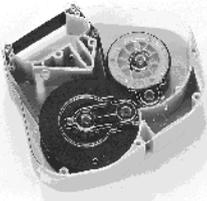
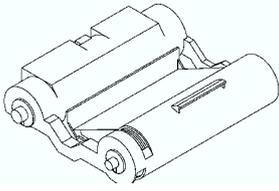
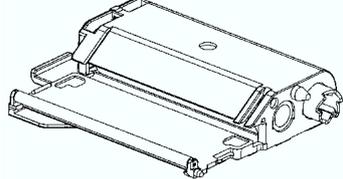
意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-593	インクリボンカートリッジ

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float: right;">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-921	全	インクリボンカートリッジ

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

<b>再掲載指示</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

<b>この分類に含まれる物品</b>		
インクリボンカートリッジ		

<b>定義</b>		
インクリボンカートリッジを分類する。  インク-リボン【ink ribbon】ワープロなどのプリンターで用いる、インクを吸着させた薄いテープ。 (広辞苑第五版より)		
1179099 号 インクリボンカセット 	1121652 号 テープ印字機用インクリボン カートリッジ 	1119439 号 インクリボン付きカートリッジ 

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>
インクリボンカートリッジの部品及び付属品は、基本的にH7-590に分類する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-594	画像形成機

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-910	—	電子計算機等部品
H5-920	—	電子計算機等付属品

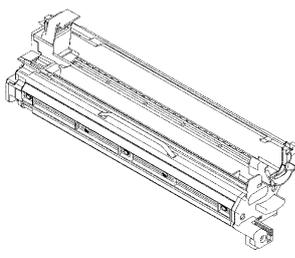
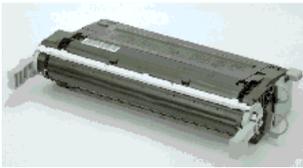
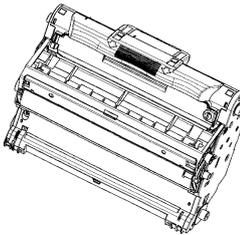
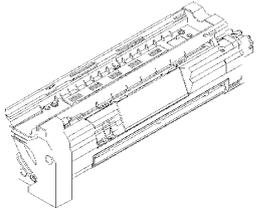
<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
画像形成機	トナーカートリッジ付き画像形成機	

**定義**

画像形成機を分類する。

<p>1167360号 電子写真プリンタ用画像機本体</p> 	<p>1166938号 画像形成機</p> 	<p>1166762号 画像形成機</p> 	<p>1129399号 画像形成機用トナー供給プロセスカートリッジ本体</p> 
--	---	--	---

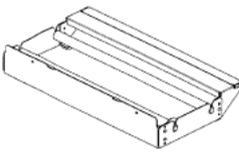
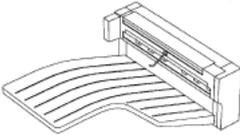
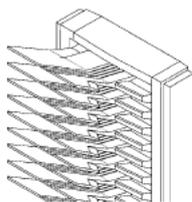
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

画像形成機の部品及び付属品は、基本的にH7-590に分類する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-595	給紙機、排紙機

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>	
J4-290	一	複写機部品及び付属品	
J4-291	全	複写機用コレクター	
H5-922	全	プリンター用給排紙機	
<b>参考分類・参考物品</b>			
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>		
<b>再掲載指示</b>			
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>		
<b>この分類に含まれる物品</b>			
プリンター用給紙機	プリンター用排紙機	給紙カセット	
ソーター	複写機用コレクター		
<b>定義</b>			
<p>スキャナー、プリンター、複写機、ファクシミリ等の紙データ入出力機に付属させ、紙をストックするために使用する給紙機や排紙機を分類する。ソーターやコレクター、給紙カセットも含む。</p> <p>ソーター【sorter】（「分類するもの」の意）印刷機・複写機などで、印刷物・複写物などを分類したりページ順に並べかえたりする補助装置。【広辞苑第5版より】</p>			
登録 1138885 号 電子計算機用プリンタの ロール紙保持具 	登録 1121529 号 プリンタ用自動給紙機 	登録 1096860 電子複写機用自動 排紙機 	登録 1151201 複写機の後処理機 トレイ 
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>			
<b>分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)</b>			
給紙機、排紙機の部品及び付属品は、基本的にH7-590に分類する。			
<b>過去に分類した物品の名称</b>			
コレクター			

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-596	プリンター用印字ヘッド

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-911	一	プリンター用印字ヘッド

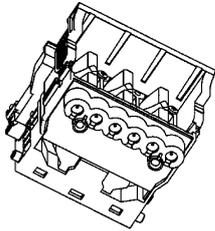
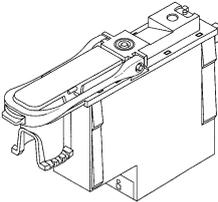
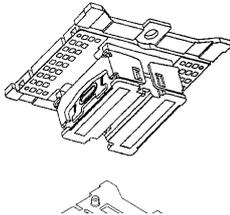
<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
プリンター用印字ヘッド		

**定義**

プリンター用印字ヘッドを分類する。

<p>1143547号 プリンター用印字ヘッド</p> 	<p>1084027号 インクジェットプリンターの プリントヘッド</p> 	<p>1050186号 プリンター用印字ヘッド</p> 
---	---	--

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

プリンター用印字ヘッドの部品及び付属品は、基本的にH7-590に分類する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-60	映像情報入出力機器

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-30	—	映像機器(一組のテレビ受像機セットを除く)
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>再掲載指示</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
J3-230	テレビカメラ	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
<b>定義</b>		
<p>・電子データを映像化する出力機器(データ表示機、テレビ受像機等)を分類する。</p>		
<p><b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>                  映像を電子データ化する入力機器(テレビカメラ、デジタルカメラ等。フィルム記録式カメラを含む。)は、J3-2代に分類する。</p>		
<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>		
<p>・ほとんどの機器は以下の分類に展開し、この分類はほぼ空分類とする。</p>		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-61	ビデオプロジェクター

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-342	一	テレビ投射機からビデオプロジェクターを分割
H4-3490	一	テレビ受像機部品及び付属品

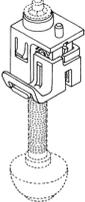
<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
データ投射機	テレビ 投影機	ビデオプロジェクター

**定義**

映像表示方法に投影式を利用したデータ投射機。部品及び付属品を含む

1129904 液晶プロジェクター 	1174974 液晶ビデオプロジェクター 	1177377 液晶プロジェクター 	1183323 投射機用昇降脚 
---	--	--	---

**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

投射型データ表示機はH7-6245。

**分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)**

<b>過去に分類した物品の名称</b>		
データ投射機	テレビ 投射機	ビデオプロジェクター
液晶プロジェクター	投射機用昇降脚	投影機用容器

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-620	データ表示機等

<b>対応する旧意匠分類</b>			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4-330	—	映像表示機器	
<b>参考分類・参考物品</b>			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
F5-101	広告用具及び表示用具(床置型及び路上設置型)		
H6-50	情報記録機器等		
H7-720	表示機付き電子計算機等		
<b>再掲載指示</b>			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
<b>この分類に含まれる物品</b>			
<b>定義</b>			
<p>・画像、映像等のデータをディスプレイに表示する機器を分類する。</p> <p>H7-620 下位に展開されないもの</p> <p>H7-621 一組のテレビ受像機セット</p> <p>H7-622 一組の光ディスク再生機セット</p> <p>H7-623 一組の車載用経路誘導機セット</p> <p>H7-6240 データ表示機</p> <p>H7-62410 ブラウン管型データ表示機</p> <p>H7-62411 ブラウン管型付加機能付きデータ表示機</p> <p>H7-6242 パネル型データ表示機</p> <p>H7-6243 小型データ表示機</p> <p>H7-6244 埋込型データ表示機</p> <p>H7-6245 投射型データ表示機</p> <p>H7-6246 複数映像標示部付きデータ表示機</p> <p>H7-6290 データ表示機等部品及び付属品</p> <p>H7-6291 データ表示機用支持具</p>			
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>			
<p>・意匠に係る物品が利用者を特定せず、多数の者を対象として表示内容を一方的に表示する表示機器と認められる場合は、広告器としての性格を強く有するため、F5-101代に分類する。</p> <p>・情報記録機器に表示画面が付いているものは、データ表示機(H7-62代)に分類する。</p> <p>・電子計算機能を有するものは、H7-7代に分類する。</p>			
<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>			
<b>過去に分類した物品の名称</b>			

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-621	一組の電気・電子機器セット(テレビ受像機、テレビ台等から構成されるもの)

対応する旧意匠分類 <span style="float: right;">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-30	一	一組のテレビ受像機セット
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
一組の電気・電子機器セット		
定義		
一組の電気・電子機器セットのうち、テレビ受像機、テレビ台等から構成されるものを分類する。		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)		
この分類は組物の意匠分類であり、Dターム VZQ を付与する。		
過去に分類した物品の名称		

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-621	A	ブラウン管型

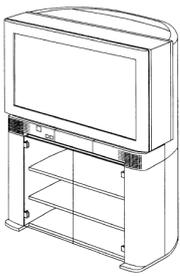
<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float: right;">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-30	一	一組のテレビ受像機セット

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-6241AA	【ブラウン管型データ表示機】支持具有り

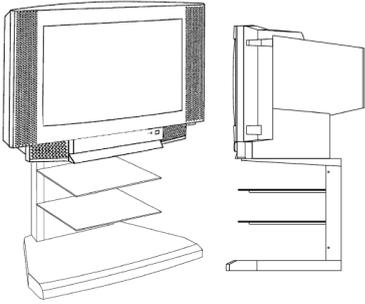
**定義(図例必須)**

一組の電気・電子機器セット(テレビ受像機、テレビ台等から構成されるもの)のうち、テレビ受像機がブラウン管型のもの。

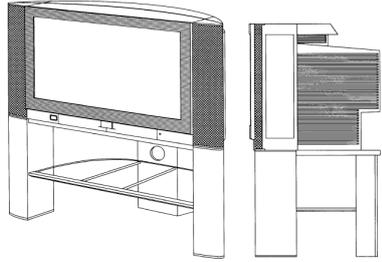
1173245  
一組のテレビ受像機セット



1143233  
一組のテレビ受像機セット



1114610  
一組のテレビ受像機セット



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

**分類付与運用メモ**

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	
B	パネル型	

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-621	B	パネル型

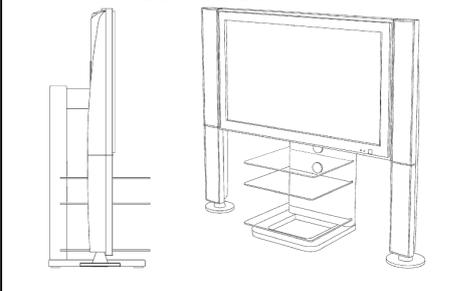
<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float:right">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-30	一	一組のテレビ受像機セット

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-6242AA	【パネル型データ表示機】支持具付き

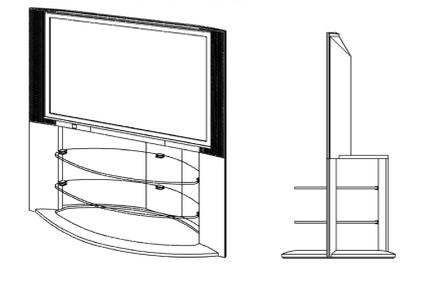
**定義(図例必須)**

一組の電気・電子機器セット(テレビ受像機、テレビ台等から構成されるもの)のうち、テレビ受像機がパネル型のもの。

1169687  
一組のテレビ受像機セット



1178907  
一組のテレビ受像機セット



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ(他のDタームとの関係、含まれない物品など)

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	
A	ブラウン管型	

<b>過去に分類した物品の名称</b>		



意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-622	一組の電気・電子機器セット(テレビ受像機、光ディスク再生機等から構成されるもの)

対応する旧意匠分類		
※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-0	一	一組の光ディスク再生機セット
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
一組の電気・電子機器セット		
定義		
一組の電気・電子機器セットのうち、テレビ受像機、光ディスク再生機等から構成されるものを分類する。		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)		
この分類は組物の意匠分類であり、Dターム VZQ を付与する。		
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-622	A	ブラウン管型

<b>対応する旧意匠分類</b>			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品			
H4-30	一	一組の光ディスク再生機セット			
<b>参考分類・参考物品</b>					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
<b>定義(図例必須)</b>					
一組の電気・電子機器セット(テレビ受像機、光ディスク再生機等から構成されるもの)のうち、テレビ受像機がブラウン管型のもの。					
他のDタームとの関係(付与しない意匠)					
分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)					
このDタームと複数付与しないDターム					
記号	Dタームの名称				
B	パネル型				
<b>過去に分類した物品の名称</b>					

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-622	B	パネル型

<b>対応する旧意匠分類</b>			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品			
H4-30	一	一組の光ディスク再生機セット			
<b>参考分類・参考物品</b>					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
<b>定義(図例必須)</b>					
一組の電気・電子機器セット(テレビ受像機、光ディスク再生機等から構成されるもの)のうち、テレビ受像機がパネル型のもの。					
他のDタームとの関係(付与しない意匠)					
分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)					
このDタームと複数付与しないDターム					
記号	Dタームの名称				
A	ブラウン管型				
<b>過去に分類した物品の名称</b>					

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-622	G	具体的表示有り

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-0	一	一組の光ディスク再生機セット
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
<b>定義(図例必須)</b>		
一組の電気・電子機器セット(テレビ受像機、光ディスク再生機等から構成されるもの)のうち、表示部に具体的表示のあるもの。		
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
<b>分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・数字、文字、アイコンを問わず、どのような表示でも付与する。</li> <li>・ただし、公知資料における、単なるビデオ再生画面やテレビ番組等の受像画面及び表示機の大きさを示すインチ数のみの具体的表示を除く。</li> <li>・参考図、必要図を問わず付与する。</li> </ul>		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-623	一組の電気・電子機器セット(車載用経路誘導機本体、テレビ受像機等から構成されるもの)

<b>対応する旧意匠分類</b>			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
HO-0	一	一組の車載用経路誘導機セット	
<b>参考分類・参考物品</b>			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
H7-6244A	【埋込み・取付型データ表示機】車載埋込み・取付型		
<b>再掲載指示</b>			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
<b>この分類に含まれる物品</b>			
一組の電気・電子機器セット			
<b>定義</b>			
一組の電気・電子機器セットのうち、車載用経路誘導機本体、テレビ受像機等から構成されるものを分類する。			
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>			
<b>分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)</b>			
この分類は組物の意匠分類であり、D ターム VZQ を付与する。			
<b>過去に分類した物品の名称</b>			

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-623	G	具体的表示有り

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
HO-0	—	一組の車載用経路誘導機セット
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
<b>定義(図例必須)</b>		
一組の電気・電子機器セット(車載用経路誘導機本体、テレビ受像機等から構成されるもの)のうち、表示部 具体的表示のあるもの。		
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
<b>分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・数字、文字、アイコンを問わず、どのような表示でも付与する。</li> <li>・ただし、公知資料における、単なるビデオ再生画面やテレビ番組等の受像画面及び表示機の大きさを示すインチ数のみの具体的表示を除く。</li> <li>・参考図、必要図を問わず付与する。</li> </ul>		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-6240	データ表示機

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機
H4-342	—	投射型テレビ受像機
H4-343	—	ブラウン管型テレビ受像機
H4-343A	—	ブラウン管型テレビ受像機(携帯型)
H4-343B	—	ブラウン管型テレビ受像機(標準型)
H4-343BA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構型)
H4-343BAA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構上部型)
H4-343BAB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構下部型)
H4-343BAC	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部縦分割型)
H4-343BAD	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・選局機構部スピーカー部右側部上部及び下部型)
H4-343BAE	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部上部及び下部型)
H4-343BAF	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・選局機構前面無し型)
H4-343BAG	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・右側部全体操作部型)
H4-343BB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構型)
H4-343BBA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構上部型)
H4-343BBB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構下部型)
H4-343BBC	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部縦分割型)
H4-343BBD	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・選局機構部スピーカー部右側部上部及び下部型)
H4-343BBE	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部上部及び下部型)
H4-343C	—	ブラウン管型テレビ受像機(ステレオ型)
H4-343D	—	ブラウン管型テレビ受像機(脚付き)
H4-343E	—	ブラウン管型テレビ受像機(コンソール型)
H4-344	—	複数映像表示部付きテレビ受像機
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機
H4-3451	—	ラジオ受信機付きテレビ受像機
H4-3452	—	テープレコーダー付きテレビ受像機及びビデオテープレコーダー付きテレビ受像機
H4-3490	—	テレビ受像機部品及び付属品
H4-3491	—	テレビ受像機用拡大レンズ及びテレビ受像機用カバー
H4-40	—	音声映像記録再生機器

参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
定義		
・画像、映像等の各種データを表示するための機器を分類する。		
H7-6241	ブラウン管型データ表示機	
H7-6242	パネル型データ表示機	
H7-6243	小型データ表示機	
H7-6244	埋込型データ表示機	
H7-6245	投射型データ表示機	
H7-6246	複数映像標示部付きデータ表示機	
・H7-6240には、 下位展開に含まれないものを分類する。		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
H7-624代の分類優先順位は、6246(複数映像標示部付き)を最優先とし、以下降順に優先する。 6241(ブラウン管型) < 6242(パネル型) < 6243(小型) < 6244(埋込み・取付型) < 6245(投射型) < 6246(複数映像標示部付き)		
過去に分類した物品の名称		
装着型映像表示機		

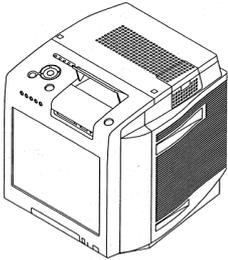
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6240	G	具体的表示有り

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機
H4-342	—	投射型テレビ受像機
H4-343	—	ブラウン管型テレビ受像機
H4-343A	—	ブラウン管型テレビ受像機(携帯型)
H4-343B	—	ブラウン管型テレビ受像機(標準型)
H4-343BA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構型)
H4-343BAA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構上部型)
H4-343BAB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構下部型)
H4-343BAC	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部縦分割型)
H4-343BAD	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・選局機構部スピーカー部右側部上部及び下部型)
H4-343BAE	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部上部及び下部型)
H4-343BAF	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・選局機構前面無し型)
H4-343BAG	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・右側部全体操作部型)
H4-343BB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構型)
H4-343BBA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構上部型)
H4-343BBB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構下部型)
H4-343BBC	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部縦分割型)
H4-343BBD	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・選局機構部スピーカー部右側部上部及び下部型)
H4-343BBE	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部上部及び下部型)
H4-343C	—	ブラウン管型テレビ受像機(ステレオ型)
H4-343D	—	ブラウン管型テレビ受像機(脚付き)
H4-343E	—	ブラウン管型テレビ受像機(コンソール型)
H4-344	—	複数映像表示部付きテレビ受像機
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機
H4-3451	—	ラジオ受信機付きテレビ受像機
H4-3452	—	テープレコーダー付きテレビ受像機及びビデオテープレコーダー付きテレビ受像機
H4-3490	—	テレビ受像機部品及び付属品
H4-3491	—	テレビ受像機用拡大レンズ及びテレビ受像機用カバー
H4-40	—	音声映像記録再生機器

参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
定義(図例必須)		
データ表示機のうち、表示部に具体的表示のあるもの。		
<p><b>分類付与運用メモ(他のDタームとの関係、含まれない物品など)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・数字、文字、アイコンを問わず、どのような表示でも付与する。</li> <li>・ただし、公知資料における、単なるビデオ再生画面やテレビ番組等の受像画面及び表示機の大きさを示すインチ数のみの具体的表示を除く。</li> <li>・参考図、必要図を問わず付与する。</li> </ul>		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
過去に分類した物品の名称		

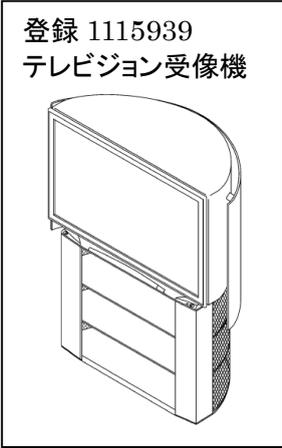
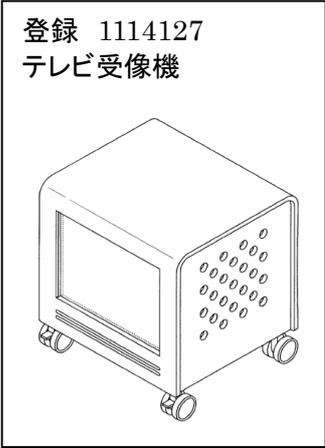
意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-6241	ブラウン管型データ表示機

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-343	—	ブラウン管型テレビ受像機
H4-343A	—	ブラウン管型テレビ受像機(携帯型)
H4-343B	—	ブラウン管型テレビ受像機(標準型)
H4-343BA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構型)
H4-343BAA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー一部横分割・選局機構上部型)
H4-343BAB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー一部横分割・選局機構下部型)
H4-343BAC	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー一部縦分割型)
H4-343BAD	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・選局機構部スピーカー一部右側部上部及び下部型)
H4-343BAE	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー一部上部及び下部型)
H4-343BAF	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・選局機構前面無し型)
H4-343BAG	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・右側部全体操作部型)
H4-343BB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構型)
H4-343BBA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー一部横分割・選局機構上部型)
H4-343BBB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー一部横分割・選局機構下部型)
H4-343BBC	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー一部縦分割型)
H4-343BBD	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・選局機構部スピーカー一部右側部上部及び下部型)
H4-343BBE	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー一部上部及び下部型)
H4-343C	—	ブラウン管型テレビ受像機(ステレオ型)
H4-343D	—	ブラウン管型テレビ受像機(脚付き)
H4-343E	—	ブラウン管型テレビ受像機(コンソール型)
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機
H4-3451	—	ラジオ受信機付きテレビ受像機
H4-3452	—	テープレコーダー付きテレビ受像機及びビデオテープレコーダー付きテレビ受像機
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-721	表示機付き電子計算機等(床置型)	
H7-723	表示機付き電子計算機等(卓上型)	

<b>再掲載指示</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
ラジオ受信機付きテレビ受像機	ビデオテープレコーダー付きテレビ受像機	
<b>定義</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ表示機のうち、ブラウン管(CRT)型のものを分類する。下位に展開するものを除く。ブラウン管型かどうかは、本体の厚み等から判断する。</li> <li>・記録再生機器付きを含む。</li> <li>・記録機器以外の付加機能付きデータ表示機を含む。</li> </ul>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>登録 1120809 プリンター付テレビジョン受像機</p>  </div>		
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数映像表示部付き、投射型、埋込型、小型は下位の展開に分類する。</li> <li>・電子計算機付きは、H7-72台に分類する。</li> <li>・GPSと一体になったものは、H7-6244に付与する。</li> </ul>		
<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>		
H7-6241に分類されるものは、Dターム:AA又はABの何れかを必ず付与する。		
H7-6240に優先して付与する。H7-6242~6246を優先。		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		
テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6241	AA	支持具有り

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-343	—	ブラウン管型テレビ受像機
H4-343A	—	ブラウン管型テレビ受像機(携帯型)
H4-343B	—	ブラウン管型テレビ受像機(標準型)
H4-343BA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構型)
H4-343BAA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー一部横分割・選局機構上部型)
H4-343BAB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー一部横分割・選局機構下部型)
H4-343BAC	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー一部縦分割型)
H4-343BAD	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・選局機構部スピーカー一部右側部上部及び下部型)
H4-343BAE	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー一部上部及び下部型)
H4-343BAF	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・選局機構前面無し型)
H4-343BAG	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・右側部全体操作部型)
H4-343BB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構型)
H4-343BBA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー一部横分割・選局機構上部型)
H4-343BBB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー一部横分割・選局機構下部型)
H4-343BBC	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー一部縦分割型)
H4-343BBD	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・選局機構部スピーカー一部右側部上部及び下部型)
H4-343BBE	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー一部上部及び下部型)
H4-343C	—	ブラウン管型テレビ受像機(ステレオ型)
H4-343D	—	ブラウン管型テレビ受像機(脚付き)
H4-343E	—	ブラウン管型テレビ受像機(コンソール型)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-621A	【一組のテレビ受像機セット】ブラウン管型	
H7-721	表示機付き電子計算機等(床置型)	
H7-723AA	【表示機付き電子計算機等(卓上型)】ブラウン管型	

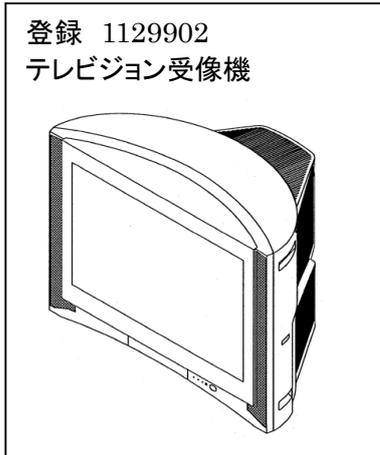
<b>定義(図例必須)</b>		
<p>・ブラウン管型データ表示機のうち、台、脚、アーム等の支持具を有するもの。支持具が意匠の特徴として表れているもの。</p>		
<p>登録 1115939 テレビジョン受像機</p> 	<p>登録 1114127 テレビ受像機</p> 	
<p>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</p>		
<b>分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)</b>		
<p>H7-6241 に分類されるものは、Dターム:AA又はABの何れかを必ず付与する。</p>		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	<p>左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には  を付与する。</p>
AB	支持具無し	
<b>過去に分類した物品の名称</b>		
テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6241	AB	支持具無し

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-343	—	ブラウン管型テレビ受像機
H4-343A	—	ブラウン管型テレビ受像機(携帯型)
H4-343B	—	ブラウン管型テレビ受像機(標準型)
H4-343BA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構型)
H4-343BAA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー一部横分割・選局機構上部型)
H4-343BAB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー一部横分割・選局機構下部型)
H4-343BAC	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー一部縦分割型)
H4-343BAD	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・選局機構部スピーカー一部右側部上部及び下部型)
H4-343BAE	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー一部上部及び下部型)
H4-343BAF	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・選局機構前面無し型)
H4-343BAG	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・右側部全体操作部型)
H4-343BB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構型)
H4-343BBA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー一部横分割・選局機構上部型)
H4-343BBB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー一部横分割・選局機構下部型)
H4-343BBC	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー一部縦分割型)
H4-343BBD	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・選局機構部スピーカー一部右側部上部及び下部型)
H4-343BBE	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー一部上部及び下部型)
H4-343C	—	ブラウン管型テレビ受像機(ステレオ型)
H4-343D	—	ブラウン管型テレビ受像機(脚付き)
H4-343E	—	ブラウン管型テレビ受像機(コンソール型)
参考分類・参考物品		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称

**定義(図例必須)**

ブラウン管型データ表示機のうち、台、脚、アーム等の支持具を有さないもの。支持具が意匠の特徴として表れていないもの。



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**

H7-6241に分類されるものは、Dターム:AA又はABの何れかを必ず付与する。

**このDタームと複数付与しないDターム**

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
AA	支持具付き	

**過去に分類した物品の名称**

テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機

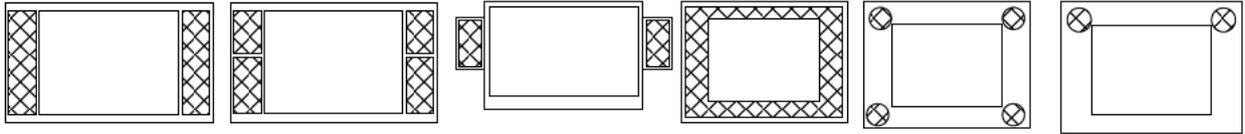
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6241	B	スピーカー付き

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-343	—	ブラウン管型テレビ受像機
H4-343A	—	ブラウン管型テレビ受像機(携帯型)
H4-343B	—	ブラウン管型テレビ受像機(標準型)
H4-343BA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構型)
H4-343BAA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構上部型)
H4-343BAB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構下部型)
H4-343BAC	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部縦分割型)
H4-343BAD	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・選局機構部スピーカー部右側部上部及び下部型)
H4-343BAE	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部上部及び下部型)
H4-343BAF	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・選局機構前面無し型)
H4-343BAG	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・右側部全体操作部型)
H4-343BB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構型)
H4-343BBA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構上部型)
H4-343BBB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構下部型)
H4-343BBC	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部縦分割型)
H4-343BBD	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・選局機構部スピーカー部右側部上部及び下部型)
H4-343BBE	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部上部及び下部型)
H4-343C	—	ブラウン管型テレビ受像機(ステレオ型)
H4-343D	—	ブラウン管型テレビ受像機(脚付き)
H4-343E	—	ブラウン管型テレビ受像機(コンソール型)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
定義(図例必須)		
ブラウン管型データ表示機のうち、スピーカーを有するもので、下位のDタームに属さないものを付与する。スピーカーか否かは、図面等から判断する。		

**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

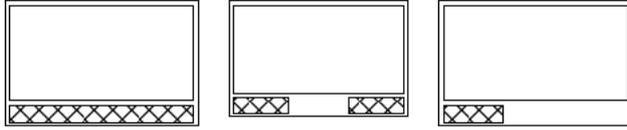
①表示画面の両脇にスピーカー部を有するもの。表示部本体の側面に配されているものを含む。

→BA(ステレオ型)へ



②表示画面の下部のみにスピーカー部を有するもの

→BB(画面下部配置型)へ



③データ表示機用支持具のみにスピーカー部を有するもの

→B(スピーカー付き)を付与

**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**

**このDタームと複数付与しないDターム**

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
BA	ステレオ型(画面両脇配置型)	
BB	画面下部配置型	

**過去に分類した物品の名称**

テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機

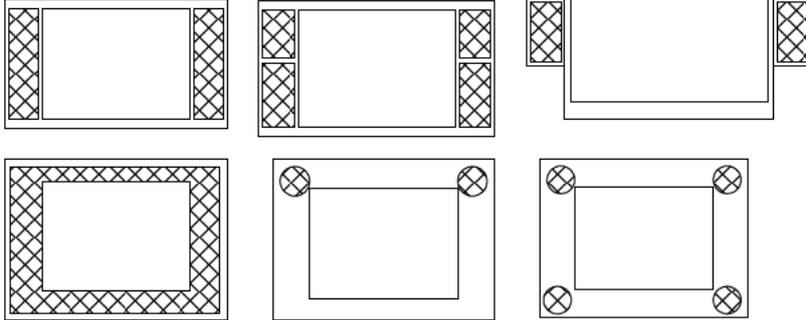
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6241	BA	スピーカー正面両脇配置型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-343	—	ブラウン管型テレビ受像機
H4-343A	—	ブラウン管型テレビ受像機(携帯型)
H4-343B	—	ブラウン管型テレビ受像機(標準型)
H4-343BA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構型)
H4-343BAA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構上部型)
H4-343BAB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構下部型)
H4-343BAC	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部縦分割型)
H4-343BAD	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・選局機構部スピーカー部右側部上部及び下部型)
H4-343BAE	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部上部及び下部型)
H4-343BAF	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・選局機構前面無し型)
H4-343BAG	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・右側部全体操作部型)
H4-343BB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構型)
H4-343BBA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構上部型)
H4-343BBB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構下部型)
H4-343BBC	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部縦分割型)
H4-343BBD	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・選局機構部スピーカー部右側部上部及び下部型)
H4-343BBE	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部上部及び下部型)
H4-343C	—	ブラウン管型テレビ受像機(ステレオ型)
H4-343D	—	ブラウン管型テレビ受像機(脚付き)
H4-343E	—	ブラウン管型テレビ受像機(コンソール型)
参考分類・参考物品		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称

**定義(図例必須)**

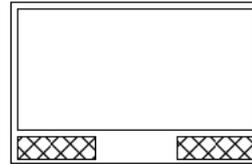
スピーカーを有するブラウン管型データ表示機のうち、表示画面の両脇にスピーカーが配置されているものを付与する。表示機本体の側面に付いているものも含む。

＜このタームに含まれる類型＞



**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

・画面の下部のみにスピーカーが配置されているもの。  
→BB(スピーカー画面下部配置型)を付与



・データ表示機用支持具にのみスピーカーが配されているもの  
→B(スピーカー付き)を付与

**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**

**このDタームと複数付与しないDターム**

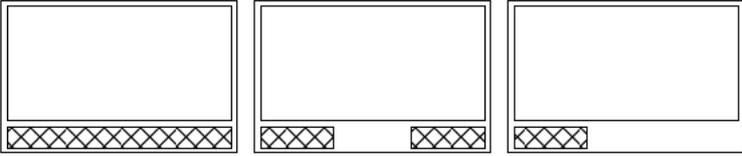
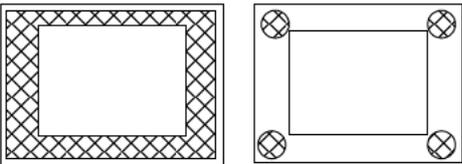
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
B	スピーカー付き	
BB	スピーカー画面下部配置型	

**過去に分類した物品の名称**

テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機
-----------	--------	------------

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6241	BB	スピーカー画面下部配置型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-343	—	ブラウン管型テレビ受像機
H4-343A	—	ブラウン管型テレビ受像機(携帯型)
H4-343B	—	ブラウン管型テレビ受像機(標準型)
H4-343BA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構型)
H4-343BAA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構上部型)
H4-343BAB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構下部型)
H4-343BAC	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部縦分割型)
H4-343BAD	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・選局機構部スピーカー部右側部上部及び下部型)
H4-343BAE	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部上部及び下部型)
H4-343BAF	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・選局機構前面無し型)
H4-343BAG	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・右側部全体操作部型)
H4-343BB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構型)
H4-343BBA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構上部型)
H4-343BBB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構下部型)
H4-343BBC	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部縦分割型)
H4-343BBD	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・選局機構部スピーカー部右側部上部及び下部型)
H4-343BBE	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部上部及び下部型)
H4-343C	—	ブラウン管型テレビ受像機(ステレオ型)
H4-343D	—	ブラウン管型テレビ受像機(脚付き)
H4-343E	—	ブラウン管型テレビ受像機(コンソール型)
参考分類・参考物品		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称

<b>定義(図例必須)</b>		
<p>スピーカーを有するブラウン管型データ表示機のうち、表示画面の下部のみにスピーカーを有するタイプを付与する。</p> <p>&lt;このタームに含まれる類型&gt;</p> 		
<p><b>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>画面の両脇にも配置されているもの→BAを付与</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>画面下部であっても、データ表示機用支持具にのみスピーカーが配されているもの → B(スピーカー付き)を付与</li> </ul>		
<b>分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)</b>		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には  を付与する。
B	スピーカー付き	
BA	スピーカー付画面両脇配置型	
<b>過去に分類した物品の名称</b>		
テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6241	C	把持部付き

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-343	—	ブラウン管型テレビ受像機
H4-343A	—	ブラウン管型テレビ受像機(携帯型)
H4-343B	—	ブラウン管型テレビ受像機(標準型)
H4-343BA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構型)
H4-343BAA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構上部型)
H4-343BAB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構下部型)
H4-343BAC	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部縦分割型)
H4-343BAD	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・選局機構部スピーカー部右側部上部及び下部型)
H4-343BAE	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部上部及び下部型)
H4-343BAF	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・選局機構前面無し型)
H4-343BAG	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・右側部全体操作部型)
H4-343BB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構型)
H4-343BBA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構上部型)
H4-343BBB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構下部型)
H4-343BBC	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部縦分割型)
H4-343BBD	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・選局機構部スピーカー部右側部上部及び下部型)
H4-343BBE	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部上部及び下部型)
H4-343C	—	ブラウン管型テレビ受像機(ステレオ型)
H4-343D	—	ブラウン管型テレビ受像機(脚付き)
H4-343E	—	ブラウン管型テレビ受像機(コンソール型)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	

<b>定義(図例必須)</b>		
ブラウン管型データ表示機のうち、把持部を有するもの。本体側面等に凹陷部のみをもつものは含まない。		
登録 1116120 モニターテレビ受像機		
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
<b>分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)</b>		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
<b>過去に分類した物品の名称</b>		
テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-6241	D	記録機器付き

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機
H4-3451	—	ラジオ受信機付きテレビ受像機
H4-3452	—	テープレコーダー付きテレビ受像機及びビデオテープレコーダー付きテレビ受像機

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-723AA	【表示機付き電子計算機等(卓上型)】ブラウン管型
H7-721	表示機付き電子計算機等(床置型)

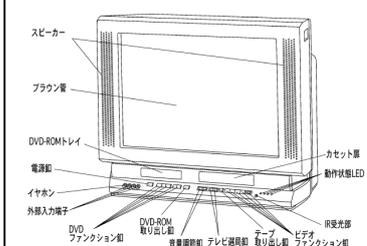
**定義(図例必須)**

- ・ブラウン管型データ表示機のうち、意匠の外観上の特徴となって表れる記録機器を有するものを分類する。
- ・記録媒体が、主にテープや、12センチ径ディスク以上の大きさである場合には、意匠の外観上の特徴となる場合が多い。
- ・記録媒体が、機器に内蔵されたハードディスクであったり、切手大程度の薄板状記録媒体(メモリーカード)を使用しているものについては、意匠の外観に特徴として表れない場合が多い。

登録 1105780  
ラジオ用チューナー、デジタルオーディオディスクプレーヤー、デジタルオーディオディスクレコーダー、及びモニター付きデジタルビデオディスクプレーヤー



登録 11066615  
デジタルビデオディスクプレーヤー及びビデオテープレコーダー付きテレビジョン受像機



登録 1104481  
ビデオディスクプレーヤー付きテレビ受像機



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には  を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>		
ビデオディスクプレーヤー付きテレビ受像機	ビデオテープレコーダー付きテレビ受像機	オーディオディスクプレーヤー付きテレビ受像機
テレビ受像機		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6241	G	具体的表示有り

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-343	—	ブラウン管型テレビ受像機
H4-343A	—	ブラウン管型テレビ受像機(携帯型)
H4-343B	—	ブラウン管型テレビ受像機(標準型)
H4-343BA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構型)
H4-343BAA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構上部型)
H4-343BAB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構下部型)
H4-343BAC	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部縦分割型)
H4-343BAD	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・選局機構部スピーカー部右側部上部及び下部型)
H4-343BAE	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・操作部スピーカー部上部及び下部型)
H4-343BAF	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・選局機構前面無し型)
H4-343BAG	—	ブラウン管型テレビ受像機(ロータリースイッチ式選局機構・右側部全体操作部型)
H4-343BB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構型)
H4-343BBA	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構上部型)
H4-343BBB	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部横分割・選局機構下部型)
H4-343BBC	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部縦分割型)
H4-343BBD	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・選局機構部スピーカー部右側部上部及び下部型)
H4-343BBE	—	ブラウン管型テレビ受像機(ボタンスイッチ式選局機構・操作部スピーカー部上部及び下部型)
H4-343C	—	ブラウン管型テレビ受像機(ステレオ型)
H4-343D	—	ブラウン管型テレビ受像機(脚付き)
H4-343E	—	ブラウン管型テレビ受像機(コンソール型)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
定義(図例必須)		
ブラウン管型データ表示機のうち、表示部に具体的表示のあるもの。		

他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
<b>分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)</b> ・数字、文字、アイコンを問わず、どのような表示でも付与する。 ・ただし、公知資料における、単なるビデオ再生画面やテレビ番組等の受像画面及び表示機の大きさを示すインチ数のみの具体的表示を除く。 ・参考図、必要図を問わず付与する。		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
過去に分類した物品の名称		
テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-6242	パネル型データ表示機

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
F5-101B	【広告用具及び表示用具(床置型及び路上設置型)】電光式	
H7-44A	【インターホン】表示機付き	
H7-721	表示機付き電子計算機等(床置型)	
H7-722	表示機付き電子計算機等(取り付け型)	
H7-723	表示機付き電子計算機等(卓上型)	
J7-330	生体現象監視検査用機械器具	
<b>再掲載指示</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
テレビ受像機	モニターテレビ受像機	
<b>定義</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ表示機のうち、液晶、プラズマ等を用いたパネル状のディスプレイを有するものを分類する。</li> <li>・パネル状か否かはディスプレイの厚み等から判断する。</li> <li>・記録再生機器付きを含む。</li> </ul>		
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・意匠に係る物品が利用者を特定せず、多数の者を対象として表示内容を一方的に表示する表示器具と認められる場合は、広告器としての性格を強く有するため、F5-101代に分類する。</li> <li>・小型、埋込み・取付型、複数映像表示部付きを除く。</li> <li>・電子計算機付きは、H7-72代に分類する。</li> <li>・GPSと一体になったものは、H7-6244に付与する。</li> <li>・金銭登録機は、J4-6代に分類する。</li> </ul>		
<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>		

H7-6242に分類されるものは、Dターム:AA又はABの何れかを必ず付与する。

H7-6240~6241に優先して付与する。H7-6243~6246に非優先。

■ H7-624代(データ表示機)と、H7-725(データ表示機付き電子計算機)との関係

願書の記載及び添付図面から総合的に判断しても区別が困難な場合には、一般的な販売形態にしたがって分類を付与する。よって、主たる機能の一つとしてナビゲーション機能を有していても、他物品(例: PDA等)として一般的に販売されるものはH7-725に分類する。

【具体例】

①ナビゲーション機能を有する「携帯情報端末」のうち、

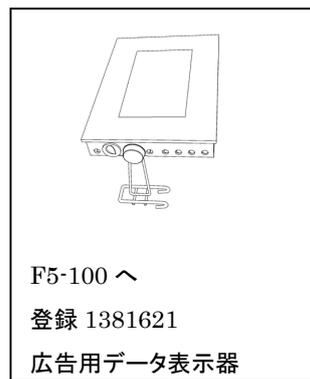
一般的に車両に取り付けて使用し、いわゆる「カーナビ」として販売されるもの →H7-624代

一般的にポータブル機器として利用され、いわゆる「携帯情報端末」として販売されるもの →H7-725

■ F5-1代との関係

データ表示機のうち、公共の場で使用され、不特定多数の者に対し広告、情報を一方的に表示するものをF5に分類する。

一時的に特定の者に対し占有状態で使用される状態があったとしても、それ以外の状態において上記の性格を強く有するものはF5に分類する。



■ J7-330(生体現象監視検査用機械器具)との関係

医療用表示機については、意匠に係る物品及び意匠の説明より、その用途・機能が医療用機械器具(医療施設において、診断、治療及び機能回復のために使用する機械器具及び設備品)であると判断できるものはJ7に分類する。医療用以外の用途にも使用する表示機や汎用の表示機はH7に分類する。また、画像デザインについても同様に本体の用途・機能に基づいて分類する。

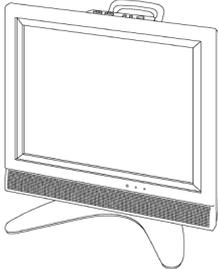
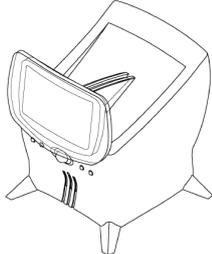
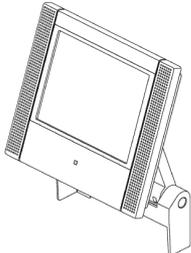
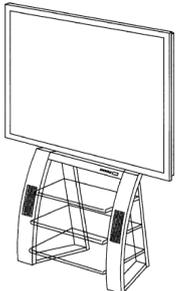
過去に分類した物品の名称		
テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6242	AA	支持具付き

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-621B	【一組のテレビ受像機セット】パネル型
H7-721	表示機付き電子計算機等(床置型)
H7-723AB	【表示機付き電子計算機等(卓上型)】パネル型
J4-6代	金銭登録機等

**定義(図例必須)**  
 パネル型データ表示機のうち、台、脚、アーム等の支持具を有するもの。支持具が意匠の特徴として表れているもの。

登録 1170333 テレビジョン受像機 	登録 1158435 テレビジョン受像機 	登録 1106159 音響用情報通信再生装置 
登録 1169241 電子ゲーム機用ディスプレイ 	登録 1124666 映像表示機 	登録 1106076 テレビジョン受像機 

**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

・意匠に係る物品が利用者を特定せず、多数の者を対象として表示内容を一方的に表示する表示器具と認められる場合は、広告器としての性格を強く有するため、F5-101代に分類する。

・床置型のカラオケ用機器は、  
H7-212(音響用記録再生機)へ

H7-212 へ

登録 1184959  
ディスプレイ付き  
カラオケ演奏機

**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**

H7-6242に分類されるものは、Dターム:AA又はABの何れかを必ず付与する。

**このDタームと複数付与しないDターム**

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
AB	支持具無し	

**過去に分類した物品の名称**

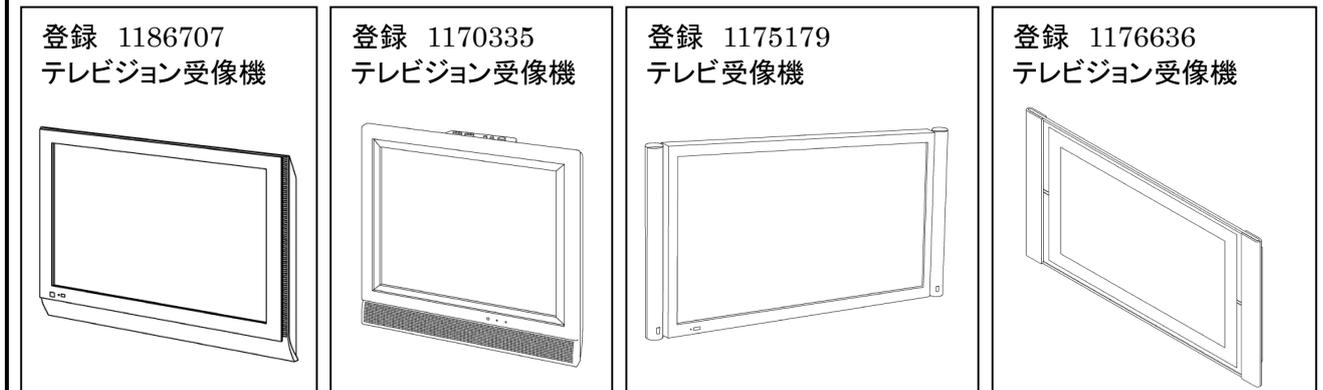
テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6242	AB	支持具無し

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
F5-101B	【広告用具及び表示用具(床置型及び路上設置型)】電光式
H7-44A	インターホン(表示機付き)
H7-722	表示機付き電子計算機等(取り付け型)

**定義(図例必須)**  
 パネル型データ表示機のうち、台、脚、アーム等の支持具を有さないもの。支持具が意匠の特徴として表れていないもの。



**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

・意匠に係る物品が利用者を特定せず、多数の者を対象として表示内容を一方的に表示する表示器具と認められる場合は、広告器としての性格を強く有するため、F5-101代に分類する。

**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**  
 H7-6242に分類されるものは、Dターム:AA又はABの何れかを必ず付与する。

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
AA	支持具付き	

<b>過去に分類した物品の名称</b>		
テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機

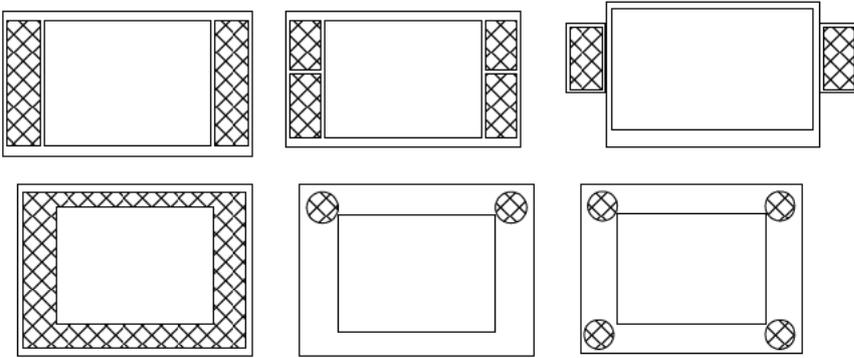
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6242	B	スピーカー付き

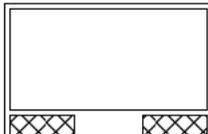
<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
F5-101B	【広告用具及び表示用具(床置型及び路上設置型)】電光式	
<b>定義(図例必須)</b>		
パネル型データ表示機のうち、スピーカーを有するもので、下位のDタームに属さないものを付与する。スピーカーか否かは、図面等から判断する。		
<b>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</b>		
①表示画面の両脇にスピーカー部を有するもの。表示部本体の側面に配されているものを含む。 →BA(画面両脇配置型)を付与		
②表示画面の下部のみにスピーカー部を有するもの。 →BB(画面下部配置型)を付与		
③データ表示機用支持具にのみスピーカーが配されているもの →B(スピーカー付き)を付与		
<b>分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)</b>		
・意匠に係る物品が利用者を特定せず、多数の者を対象として表示内容を一方的に表示する表示器具と認められる場合は、広告器としての性格を強く有するため、F5-101代に分類する。		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
BA	スピーカー画面両脇配置型	
BB	スピーカー画面下部配置型	
<b>過去に分類した物品の名称</b>		
テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6242	BA	スピーカー画面両脇配置型

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
F5-101B	【広告用具及び表示用具(床置型及び路上設置型)】電光式

<b>定義(図例必須)</b>
<p>スピーカーを有するパネル管型データ表示機のうち、表示画面の両脇にスピーカーが配置されているものを付与する。表示機本体の側面に付いているものも含む。</p> <p>〈このタームに含まれる類型〉</p> 

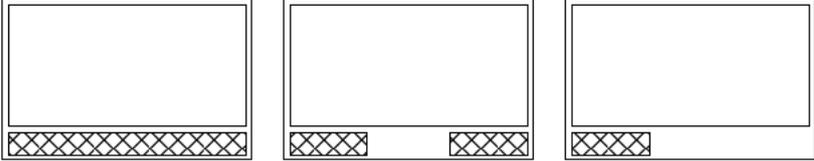
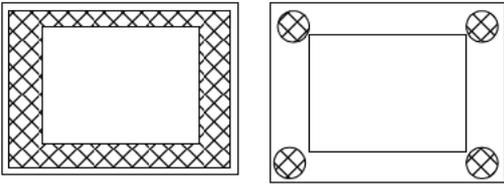
<b>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>画面の下部のみにスピーカーが配置されているもの →BB(スピーカー画面下部配置型)を付与</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>データ表示機用支持具にのみスピーカーが配置されているもの →B(スピーカー付き)を付与</li> </ul>

<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>意匠に係る物品が利用者を特定せず、多数の者を対象として表示内容を一方的に表示する表示器具と認められる場合は、広告器としての性格を強く有するため、F5-101代に分類する。</li> </ul>

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
B	スピーカー付き	
BB	スピーカー画面下部配置型	

<b>過去に分類した物品の名称</b>		
テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6242	BB	スピーカー画面下部配置型

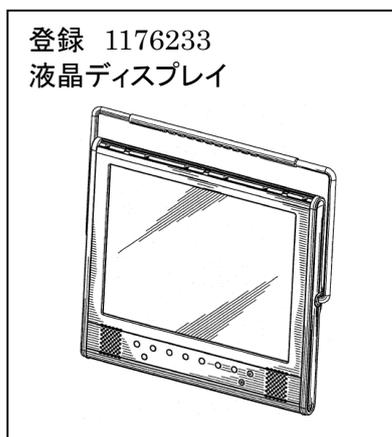
<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
F5-101B	【広告用具及び表示用具(床置型及び路上設置型)】電光式	
<b>定義(図例必須)</b>		
<p>スピーカーを有するパネル型データ表示機のうち、表示画面の下部のみにスピーカーを有するタイプを付与する。</p> <p>&lt;このタームに含まれる類型&gt;</p>		
		
<b>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</b>		
<p>・画面の両脇にも配置されているもの→BA(スピーカー画面両脇配置型)を付与</p>		
		
<p>・データ表示機用支持具にのみスピーカーが配されているもの →C(スピーカー付き)を付与</p>		
<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>		
<p>意匠に係る物品が利用者を特定せず、多数の者を対象として表示内容を一方的に表示する表示器具と認められる場合は、広告器としての性格を強く有するため、F5-101代に分類する。</p>		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
B	スピーカー付き	
BA	スピーカー画面両脇配置型	
<b>過去に分類した物品の名称</b>		
テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6242	C	把持部付き

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
F5-101B	【広告用具及び表示用具(床置型及び路上設置型)】電光式

<b>定義(図例必須)</b>
パネル型データ表示機のうち、把持部を有するもの。本体背面等に凹陷部のみを持つものは含まない。



**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

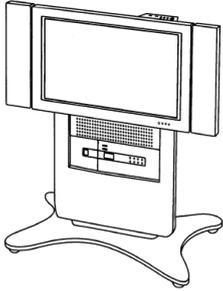
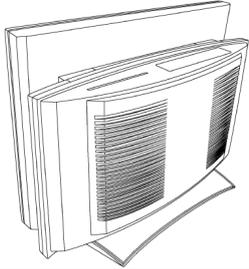
・意匠に係る物品が利用者を特定せず、多数の者を対象として表示内容を一方的に表示する表示器具と認められる場合は、広告器としての性格を強く有するため、F5-101代に分類する。

<b>分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)</b>
---------------------------------

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>		
テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6242	D	記録機器付き

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
F5-101B	【広告用具及び表示用具(床置型及び路上設置型)】電光式	
H7-722	表示機付き電子計算機等(取付型)	
H7-723AB	【表示機付き電子計算機等(卓上型)】パネル型	
<b>定義(図例必須)</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・パネル型データ表示機のうち、記録機器を有するもの。</li> <li>・記録機器の媒体が、主にテープや、12センチ径のディスク以上の大きさのものであり、意匠の外観に特徴として表れるものであること。</li> <li>・ハードディスク内蔵型や、チューインガム大、切手大の薄板状の記録媒体を用いるものについては、意匠の外観に特徴として表れないので、このタームに含まない。</li> </ul>		
登録 1157901 テレビジョン受像機 	登録 1158966 ビデオディスクプレーヤー付 テレビジョン受像機 	登録 1126709 デジタルビデオディスクプレーヤー 及びビデオテープレコーダー付液 晶テレビジョン受像機 
登録 1135701 デジタルビデオディスク及びデジタル オーディオディスクプレーヤー付きテレビ ジョン受像機 		
<b>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・意匠に係る物品が利用者を特定せず、多数の者を対象として表示内容を一方的に表示する表示器具と認められる場合は、広告器としての性格を強く有するため、F5-101台に分類する。</li> <li>・物品名が「電気計算機」とあるものは、H7-72台に。</li> </ul>		

分類付与運用メモ（付与優先順位、懸案事項など）		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には  を付与する。
過去に分類した物品の名称		
テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6242	G	具体的表示有り

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	※	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
F5-101B	【広告用具及び表示用具(床置型及び路上設置型)】電光式	
<b>定義(図例必須)</b>		
パネル型データ表示機のうち、表示部に具体的表示のあるもの。		
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・数字、文字、アイコンを問わず、どのような表示でも付与する。</li> <li>・参考図、必要図を問わず付与する。</li> <li>・ただし、公知資料における、単なるビデオ再生画面やテレビ番組等の受像画面及び表示機の大きさを示すインチ数のみの具体的表示を除く。</li> <li>・意匠に係る物品が利用者を特定せず、多数の者を対象として表示内容を一方的に表示する表示器具と認められる場合は、広告器としての性格を強く有するため、F5-101台に分類する。</li> </ul>		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
<b>過去に分類した物品の名称</b>		
テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-6243	小型データ表示機

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-620	—	方向位置探知用機器
H3-621	—	方向探知機
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機
H4-3451	—	ラジオ受信機付きテレビ受像機
H4-3452	—	テープレコーダー付きテレビ受像機及びビデオテープレコーダー付きテレビ受像機
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-44A	インターホン(表示機付き)	
H7-722	表示機付き電子計算機等(取り付け型)	
H7-725	表示機付き電子計算機等(携帯型)	
<b>再掲載指示</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
<b>定義</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ表示機のうち、ディスプレイが小型のものを分類する。 (非優先)Aその他&lt;AAブラウン管型&lt;ABパネル型&lt;AC腕時計型=ADヘッドマウント型(優先)</li> <li>・「小型」とは、常時携行が可能であって、本体を手で持って操作可能なもの。いわゆる「手のひらサイズ」程度の大きさで、主としてディスプレイが4～6インチ(ディスプレイの対角線で、10～15cm)程度以下のもの。不明なものは含まない。</li> <li>・記録再生機器付きを含む。ただし、表示部が映像用の表示画面であるか不明なものを含まない。(H6-542)</li> </ul>		
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>		
電子計算機付きのものを除く。		
<b>分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)</b>		

H7-6240~6242に優先して付与する。H7-6244~6246を優先。

■ H7-624代(データ表示機)と、H7-725(データ表示機付き電子計算機)との関係

願書の記載及び添付図面から総合的に判断しても区別が困難な場合には、一般的な販売形態にしたがって分類を付与する。よって、主たる機能の一つとしてナビゲーション機能を有していても、他物品(例: PDA等)として一般的に販売されるものはH7-725に分類する。

【具体例】

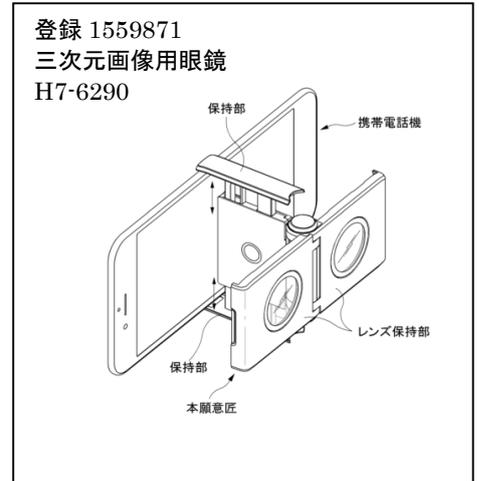
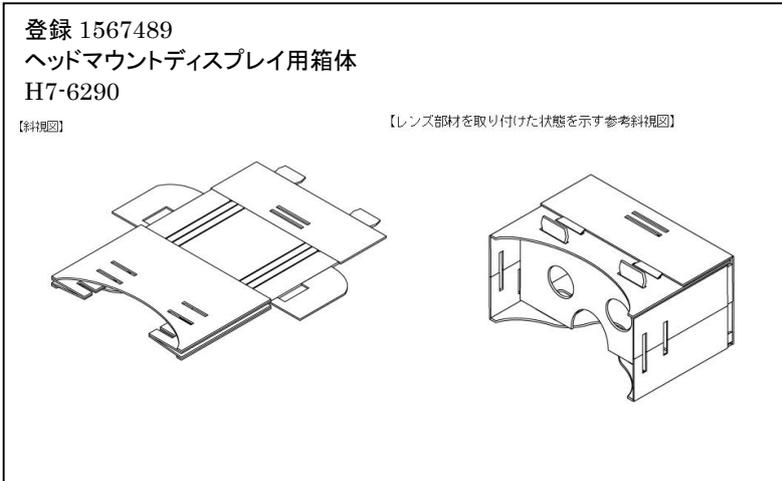
①ナビゲーション機能を有する「携帯情報端末」のうち、

一般的に車両に取り付けて使用し、いわゆる「カーナビ」として販売されるもの →H7-624代

一般的にポータブル機器として利用され、いわゆる「携帯情報端末」として販売されるもの →H7-725

■ 携帯型の電子機器を取り付ける型式のビューワーについて(H7-6290及び H7-4390、H7-792等との関係)

携帯型の電子機器を取り付け、頭部に装着したり、手で持ったのぞき込んで使用したりする立体視ビューワーは、H7-6290に分類する。



■ H6-542 との関係

記録再生機器付きで、表示画面を有するもので、物品名、物品の説明、意匠の説明、図面等から総合的に判断し、その物品の主たる機能の一つが動画、写真等映像表示機能と判断できるものは、ここに分類する。

表示部があっても曲名や、再生・記録等の状態表示程度に止まる場合はH6-542に分類する。

例: 物品名が「メディアプレーヤー」、「マルチメディアプレーヤー」の場合は、基本的に動画、写真等映像表示機能を有するものと判断してここに分類するが、図面から表示部が曲名や、再生・記録等の状態表示程度に止まると判断できるものや説明で音声再生機能しかないと判断できる場合についてはH6-542に分類する。

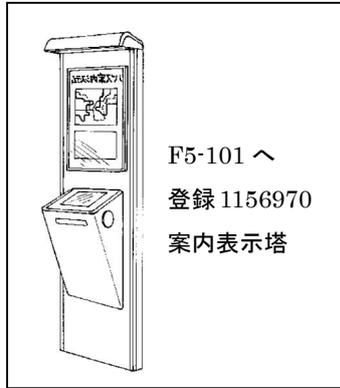
例: 物品名が「デジタルオーディオプレーヤー」、「音声記録再生機」であれば基本的にH6-542に分類する。ただし、その物品の主たる機能の一つが動画、写真等映像表示機能と判断できるものは、ここに分類する。



■ F5-1 代との関係

データ表示機のうち、公共の場で使用され、不特定多数の者に対し広告、情報を一方的に表示するものをF5に分類する。

一時的に特定の者に対し占有状態で使用される状態があったとしても、それ以外の状態において上記の性格を強く有するものはF5に分類する。



過去に分類した物品の名称		
テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機
無線表示機		

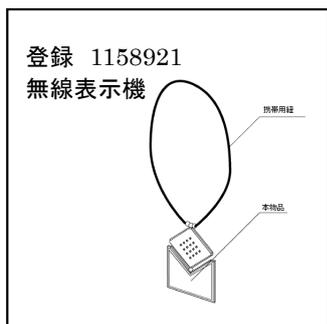
<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-6243	A	その他(AA~AD除く)

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H3-620	—	方向位置探知用機器
H3-621	—	方向探知機
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機
H4-3451	—	ラジオ受信機付きテレビ受像機
H4-3452	—	テープレコーダー付きテレビ受像機及びビデオテープレコーダー付きテレビ受像機

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

**定義(図例必須)**

小型データ表示機のうち、AA~ADの付与されないもの。



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**

(非優先)Aその他<AAブラウン管型<ABパネル型<AC腕時計型=ADヘッドマウント型(優先)

**このDタームと複数付与しないDターム**

<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には <b>を付与する。</b>
AA	ブラウン管型	
AB	パネル型	
AC	腕時計型	
AD	ヘッドマウント型	

**過去に分類した物品の名称**

テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機
無線表示機		

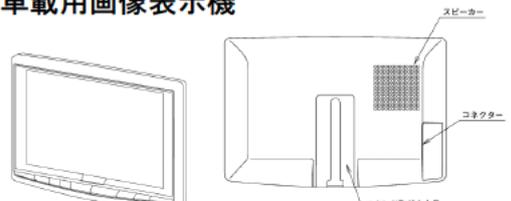
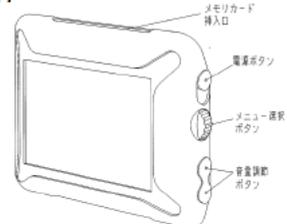
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6243	AA	ブラウン管型

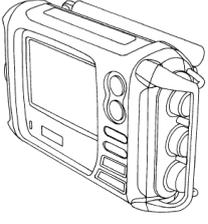
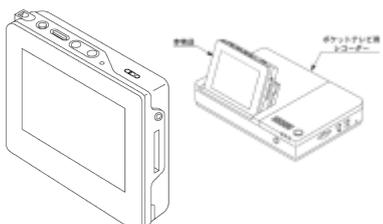
<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H3-620	—	方向位置探知用機器
H3-621	—	方向探知機
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機
H4-3451	—	ラジオ受信機付きテレビ受像機
H4-3452	—	テープレコーダー付きテレビ受像機及びビデオテープレコーダー付きテレビ受像機
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>定義(図例必須)</b>		
小型データ表示機のうち、表示機がブラウン管型のもの。		
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
<b>分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)</b>		
(非優先)Aその他<AAブラウン管型<ABパネル型<AC腕時計型=ADヘッドマウント型(優先)		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A	その他(AA~AD除く)	
AB	パネル型	
AC	腕時計型	
AD	ヘッドマウント型	
<b>過去に分類した物品の名称</b>		
テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機
無線表示機		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6243	AB	パネル型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-620	—	方向位置探知用機器
H3-621	—	方向探知機
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機
H4-3451	—	ラジオ受信機付きテレビ受像機
H4-3452	—	テープレコーダー付きテレビ受像機及びビデオテープレコーダー付きテレビ受像機

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-43	携帯電話機
H7-44	インターホン
H7-722	表示機付き電子計算機等(取付け型)
H7-723AB	【表示機付き電子計算機等(卓上型)】パネル型
H7-725	表示機付き電子計算機等(携帯型)

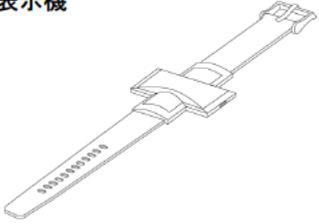
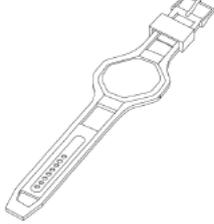
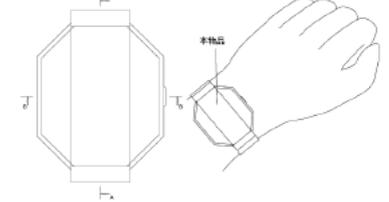
定義(図例必須)		
<p>小型データ表示機のうち、表示機がパネル型のもの。            車載用経路誘導機用の表示部のみのものを含む。</p>		
<p>登録 1135946            車載用テレビジョン受像機</p> 	<p>登録 1158986            車載用画像表示機</p> 	
<p>登録 1162903            携帯用映像音声記録再生機</p> 	<p>登録 1125403            自動車用整備情報端末機</p> 	<p>登録 1135657            電子アルバム</p> 

<p>登録 1150352 ラジオ受信機付き液晶テレビ ジョン受像機</p> 	<p>登録 1185503 携帯用映像音声再生機</p> 	
<p>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</p>		
<p><b>分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)</b></p>		
<p>(非優先)Aその他&lt;AAブラウン管型&lt;ABパネル型&lt;AC腕時計型=ADヘッドマウント型(優先)</p>		
<p><b>このDタームと複数付与しないDターム</b></p>		
<p>記号</p>	<p>Dタームの名称</p>	<p>左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。</p>
<p>A</p>	<p>その他(AA~AD除く)</p>	
<p>AA</p>	<p>ブラウン管型</p>	
<p>AC</p>	<p>腕時計型</p>	
<p>AD</p>	<p>ヘッドマウント型</p>	
<p><b>過去に分類した物品の名称</b></p>		
<p>テレビジョン受像機</p>	<p>テレビ受像機</p>	<p>モニターテレビ受像機</p>
<p>無線表示機</p>		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6243	AC	腕時計型

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H3-620	—	方向位置探知用機器
H3-621	—	方向探知機
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機
H4-3451	—	ラジオ受信機付きテレビ受像機
H4-3452	—	テープレコーダー付きテレビ受像機及びビデオテープレコーダー付きテレビ受像機

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
J2-300	腕時計

<b>定義(図例必須)</b>		
データ表示機のうち、腕時計型のもの。ベルトを具備しないものも含む。		
登録 1158919 無線表示機 	登録 1158917 無線表示機 	登録 1158922 無線表示機 

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

<b>分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)</b>
(非優先)Aその他<AAブラウン管型<ABパネル型<AC腕時計型=ADヘッドマウント型(優先)

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A	その他(AA~AD除く)	
AA	ブラウン管型	
AB	パネル型	
AD	ヘッドマウント型	

<b>過去に分類した物品の名称</b>		
テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機

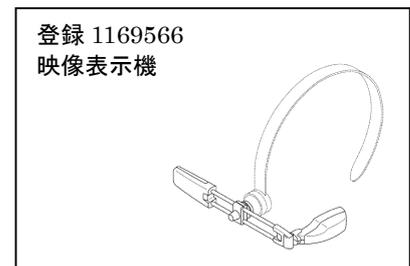
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6243	AD	ヘッドマウント型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-620	—	方向位置探知用機器
H3-621	—	方向探知機
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機
H4-3451	—	ラジオ受信機付きテレビ受像機
H4-3452	—	テープレコーダー付きテレビ受像機及びビデオテープレコーダー付きテレビ受像機

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-43	携帯電話機
H7-725	表示機付き電子計算機等(携帯型)

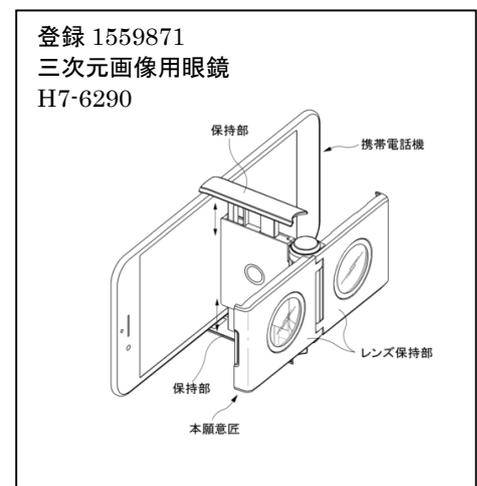
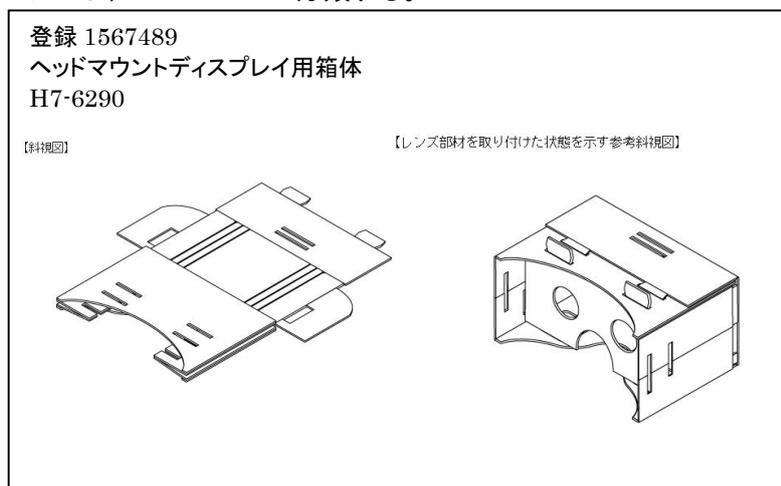
### 定義(図例必須)

データ表示機(携帯型)のうち、ヘッドマウント型のもの。眼鏡タイプのものも含む。



■携帯型の電子機器を取り付ける型式のビューワーについて(H7-6290及び H7-4390、H7-792等との関係)

携帯型の電子機器を取り付け、頭部に装着したり、手で持つてのぞき込んで使用したりする立体視ビューワーは、H7-6290に分類する。



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

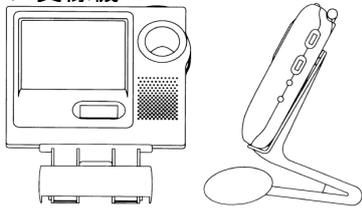
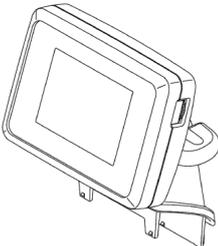
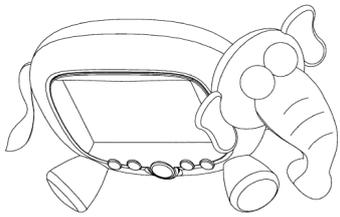
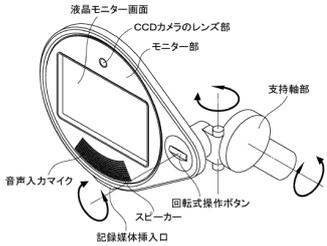
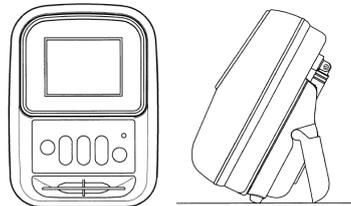
<b>分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)</b>		
(非優先)Aその他<AAブラウン管型<ABパネル型<AC腕時計型=ADヘッドマウント型(優先)		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
A	その他(AA~AD除く)	
AA	ブラウン管型	
AB	パネル型	
AC	腕時計型	
<b>過去に分類した物品の名称</b>		
無線表示機	ヘッドホン付モニターテレビ受像機	映像表示機

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6243	B	支持具付き

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-620	—	方向位置探知用機器
H3-621	—	方向探知機
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機
H4-3451	—	ラジオ受信機付きテレビ受像機
H4-3452	—	テープレコーダー付きテレビ受像機及びビデオテープレコーダー付きテレビ受像機

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

**定義(図例必須)**  
 小型データ表示機のうち、台、脚、アーム等の支持具を有するもの。支持具が意匠の特徴として表れているものに付与する。

登録 1105749 ラジオ受信機付液晶テレビジョン受像機 	登録 1188384 プリンタ用表示機 	登録 1179546 液晶テレビジョン受像機 
登録 1169279 映像表示機器 	登録 1154933 モニターテレビ受像機 	登録 1124282 液晶テレビ受像機 

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
過去に分類した物品の名称		
テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機

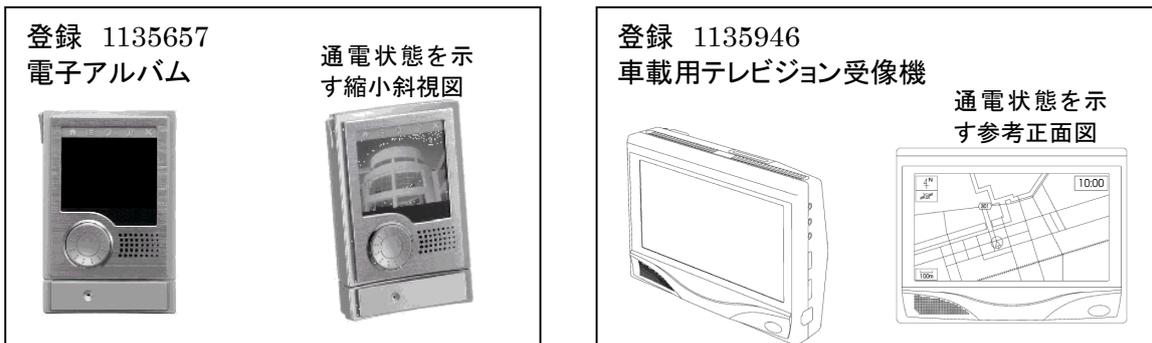
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6243	G	具体的表示有り

対応する旧意匠分類		
※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-620	—	方向位置探知用機器
H3-621	—	方向探知機
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機
H4-3451	—	ラジオ受信機付きテレビ受像機
H4-3452	—	テープレコーダー付きテレビ受像機及びビデオテープレコーダー付きテレビ受像機

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

### 定義(図例必須)

小型データ表示機のうち、具体的表示のあるもの。参考図等として記載のあるものを含む。



### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

### 分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

- ・数字、文字、アイコンを問わず、どのような表示でも付与する。
- ・ただし、公知資料における、単なるビデオ再生画面やテレビ番組等の受像画面及び表示機の高さを示すインチ数のみの具体的表示を除く。
- ・参考図、必要図を問わず付与する。

### このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には
		を付与する。

### 過去に分類した物品の名称

テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機
-----------	--------	------------

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-6244	埋込み、取付け型データ表示機

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-620	—	方向位置探知用機器
H3-621	—	方向探知機
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機
H4-3451	—	ラジオ受信機付きテレビ受像機
H4-3452	—	テープレコーダー付きテレビ受像機及びビデオテープレコーダー付きテレビ受像機
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
<b>再掲載指示</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
<b>定義</b>		
データ表示機のうち、車体及び建造物等に埋込んだ状態又は取り付けた態様で使用するものを分類する。		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠) 壁から取り外しできない状態で設置される事が、図面あるいは願書の記載等に明示されていないものはこの分類に含まない。 したがって、取り外しが自由な状態で使用するもの、または、願書の記載からはその判断ができないものについてはこの分類には含まない。		
<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>		

H7-6240～6243に優先する。H7-6245(投射型データ表示機)、6246(複数映像標示物機データ表示機)に非優先。

■ H7-624代(データ表示機)と、H7-725(データ表示機付き電子計算機)との関係

願書の記載及び添付図面から総合的に判断しても区別が困難な場合には、一般的な販売形態にしたがって分類を付与する。よって、主たる機能の一つとしてナビゲーション機能を有していても、他物品(例:PDA等)として一般的に販売されるものはH7-725に分類する。

【具体例】

①ナビゲーション機能を有する「携帯情報端末」のうち、

一般的に車両に取り付けて使用し、いわゆる「カーナビ」として販売されるもの →H7-624代

一般的にポータブル機器として利用され、いわゆる「携帯情報端末」として販売されるもの →H7-725

過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6244	A	車載埋込み、取付け型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-620	—	方向位置探知用機器
H3-621	—	方向探知機
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機
H4-3451	—	ラジオ受信機付きテレビ受像機
H4-3452	—	テープレコーダー付きテレビ受像機及びビデオテープレコーダー付きテレビ受像機

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

### 定義(図例必須)

・埋込み型データ表示機のうち、車のダッシュボード及び内壁、天井等に埋込み又は取付け態様で使用するものを付与する。

登録 1101591  
ラジオチューナー付  
車載用位置測定走行誘導装置



登録 1468069  
車載用位置測定走行誘導機兼デジタルビデオ

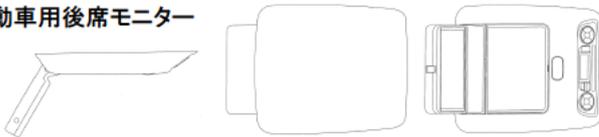


登録 1138787  
車載用モニター



・物品の成立性から見て、明らかに埋込み・取付け態様と認定できるものを含む。

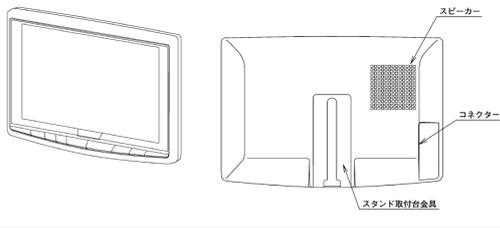
登録 1159754  
自動車用後席モニター



**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

- ・車載用であっても、埋込み型でないもの及び埋込み型かどうか不明のものはこの分類には含まない。
- ・車載用経路誘導機用表示機のみのもを含まない。

登録 1158986  
車載用画像表示機 →H7-6243AB へ

**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)****このDタームと複数付与しないDターム**

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。

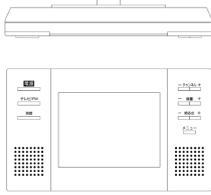
**過去に分類した物品の名称**

車載用モニター	車輜搭載機器用集中コントローラ	車載用位置認知誘導機
車載用位置測定器	ラジオチューナー付車載用位置測定走行誘導装置	

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6244	B	壁埋込み、取付け型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-620	—	方向位置探知用機器
H3-621	—	方向探知機
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機
H4-3451	—	ラジオ受信機付きテレビ受像機
H4-3452	—	テープレコーダー付きテレビ受像機及びビデオテープレコーダー付きテレビ受像機

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-44A	【インターホン】表示機付き
H7-722	表示機付き電子計算機等(取り付け型)

定義(図例必須)
埋込み・取付け型データ表示機のうち、建造物等の壁等に埋込み又は取付け態様のものを付与する。
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>登録 1176146 テレビ受像機</p> </div> <div style="display: flex; gap: 20px;">   </div> </div>

他のDタームとの関係(付与しない意匠)
壁から取り外しできない状態で設置される事が、図面あるいは願書の記載等に明示されていないものはこの分類に含まない。
したがって、取り外しが自由な状態で使用するもの、または、願書の記載からはその判断ができないものについてはこの分類には含まない。

分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)
・インターホンは、モニターテレビ付きであってもH7-44に分類する。
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>登録 1127988 集合住宅用インターホン</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>登録 1140064 モニターテレビ付きインターホン</p>  </div> </div>

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には
		を付与する。

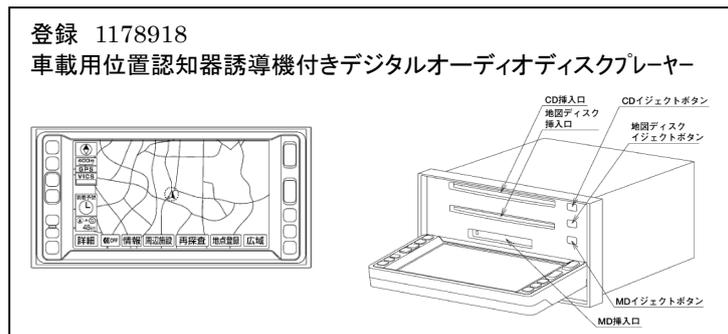
過去に分類した物品の名称		
テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6244	G	具体的表示有り

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-620	—	方向位置探知用機器
H3-621	—	方向探知機
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機
H4-3451	—	ラジオ受信機付きテレビ受像機
H4-3452	—	テープレコーダー付きテレビ受像機及びビデオテープレコーダー付きテレビ受像機

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

**定義(図例必須)**  
埋込み型データ表示機のうち、具体的表示(参考図として記載されているものを含む)のあるものを分類する。



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**

- ・数字、文字、アイコンを問わず、どのような表示でも付与する。
- ・ただし、公知資料における、単なるビデオ再生画面やテレビ番組等の受像画面及び表示機の高さを示すインチ数のみの具体的表示を除く。
- ・参考図、必要図を問わず付与する。

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には
		を付与する。
過去に分類した物品の名称		
テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-6245	投射型データ表示機

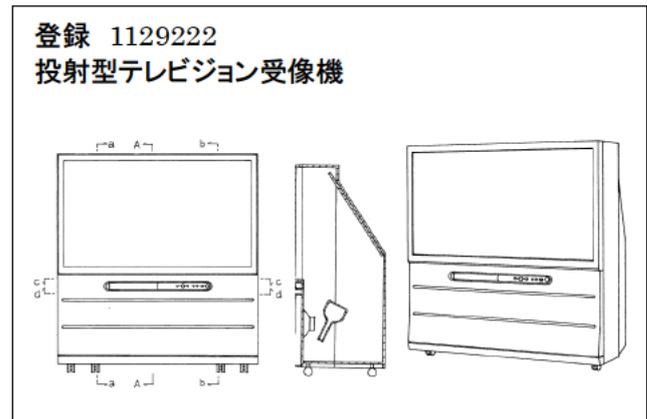
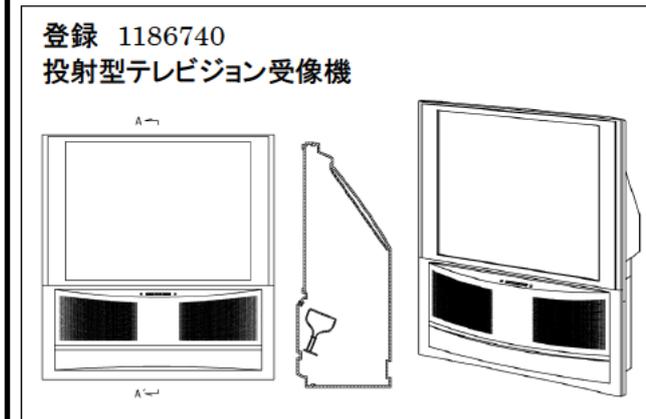
<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-342	一	投射型テレビ受像機

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-61	ビデオプロジェクター

<b>この分類に含まれる物品</b>		
テレビ受像機	投射型テレビ受像機	

**定義**  
 データ表示機のうち、投射型のを分類する。一般的にブラウン管型テレビ受像機より薄型。テレビ受像機内部で映像を背面に投射し、反射した映像がテレビジョン正面に投影されるタイプのもの。



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**  
 ビデオプロジェクターは、H7-61へ

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

<b>過去に分類した物品の名称</b>		
投射型テレビジョン受像機		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-6246	複数映像表示部付きデータ表示機

**対応する旧意匠分類** ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」

旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-330	一	映像表示機器
H4-331	一	モニターテレビ受像機
H4-332	一	電子計算機用データ表示機
H4-340	一	テレビ受像機
H4-341	一	パネル型テレビ受像機
H4-344	一	複数映像表示部付きテレビ受像機

**参考分類・参考物品**

分類記号	分類の名称 または 物品の名称
F5-100	広告用具及び表示用具
J4-6代	金銭登録機等
H7-721	表示機付き電子計算機等(床置型)
H7-723	表示機付き電子計算機等(卓上型)

**再掲載指示**

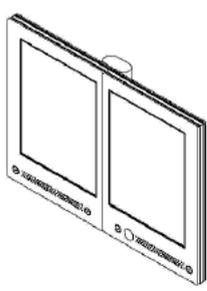
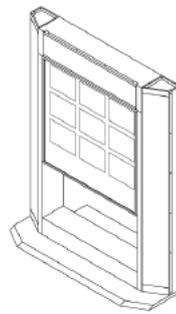
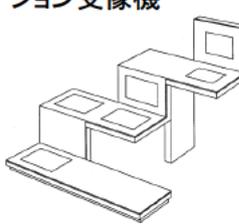
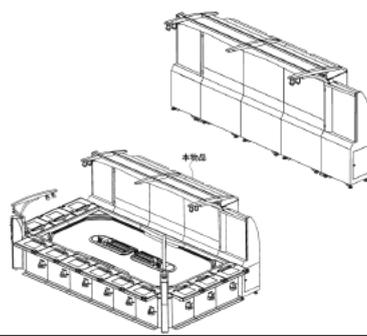
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

**この分類に含まれる物品**

--	--	--

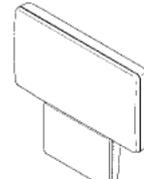
**定義**

データ表示機のうち、同程度の大きさの表示画面が複数あるもの。ブラウン管型、パネル型を問わない。小さな表示部が付加的にあるものは含まない。

<p>登録 1157849 電子計算機用表示機</p> 	<p>登録 1135310 ゲーム画面表示器</p> 	<p>登録 1154705 液晶モニターテレビ ジョン受像機</p> 	<p>登録 1137817 ゲーム機用画像表示装置</p> 
---	--	---	---

**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

金銭登録機用のモニターはJ4-69

J4-69	登録 1177658
「金銭登録機用読取機付き表示機」	
	

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

H7-620~6245に優先する。

過去に分類した物品の名称		
電子計算機用表示機	ゲーム画面表示機	液晶モニターテレビジョン受像機

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-6246	G	具体的表示有り

<b>対応する旧意匠分類</b>			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品			
H4-330	—	映像表示機器			
H4-331	—	モニターテレビ受像機			
H4-332	—	電子計算機用データ表示機			
H4-340	—	テレビ受像機			
H4-341	—	パネル型テレビ受像機			
H4-344	—	複数映像表示部付きテレビ受像機			
<b>参考分類・参考物品</b>					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
F5-100	広告用具及び表示用具				
<b>定義(図例必須)</b>					
複数映像表示部付きデータ表示機のうち、表示部に具体的表示のあるもの。					
他のDタームとの関係(付与しない意匠)					
<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・数字、文字、アイコンを問わず、どのような表示でも付与する。</li> <li>・ただし、公知資料における、単なるビデオ再生画面やテレビ番組等の受像画面及び表示機の大きさを示すインチ数のみの具体的表示を除く。</li> <li>・参考図、必要図を問わず付与する。</li> </ul>					
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>					
記号	Dタームの名称			左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。	
<b>過去に分類した物品の名称</b>					
電子計算機用表示機	ゲーム画面表示機			液晶モニターテレビジョン受像機	

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-6290	データ表示機等部品及び付属品

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H4-3490	—	テレビ受像機用部品及び付属品
H4-3491	—	テレビ受像機用拡大レンズ及びテレビ受像機用カバー

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		

**定義**

データ表示機等の部品及び付属品を分類する。

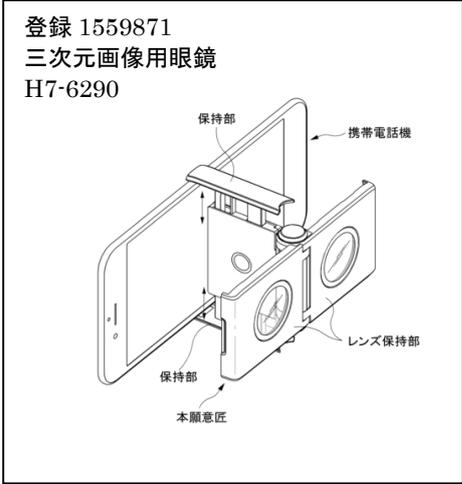
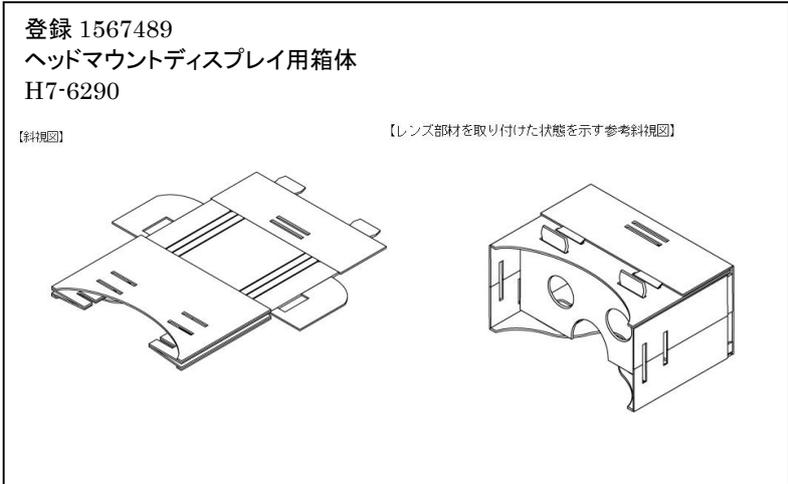


他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

■携帯型の電子機器を取り付ける型式のビューワーについて(H7-6243及び H7-4390、H7-792等との関係)

携帯型の電子機器を取り付け、頭部に装着したり、手で持ったのぞき込んで使用したりする立体視ビューワーは、H7-6290に分類する。



過去に分類した物品の名称		
立体画像表示フィルタ用留め具	立体画像表示フィルタ用調節具	立体画像表示具
テレビジョン受像機用飾り板	表示杵築メモリーカード用録画再生機用着せ替えカバー	

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-6291	データ表示機用支持具

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-3490	一	テレビ受像機部品及び付属品

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
D6-43	収納部のない載置台等
D6-510CD, CE	収納棚、載置台
D6-512CD, CE	収納棚、載置台(扉のみ型)
D6-513CD, CE	収納棚、載置台(棚のみ型)

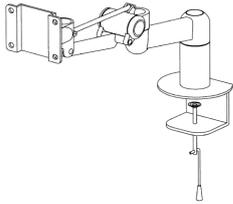
<b>再掲載指示</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

<b>この分類に含まれる物品</b>		

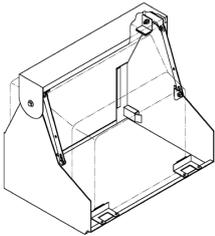
**定義**

データ表示機用の支持具(脚、台等を含む)を分類する。

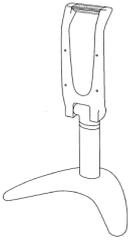
登録 1120413  
液晶モニター用アーム



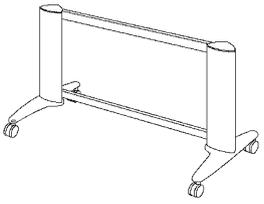
登録 1137573  
モニター用吊り下げ具



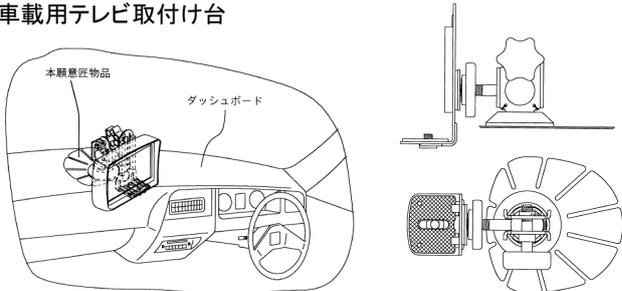
登録 1127085  
テレビジョン受像機用  
スタンド



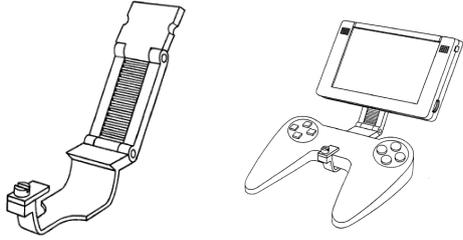
登録 1167170  
テレビジョン受像機用置台



登録 1126248  
車載用テレビ取付け台



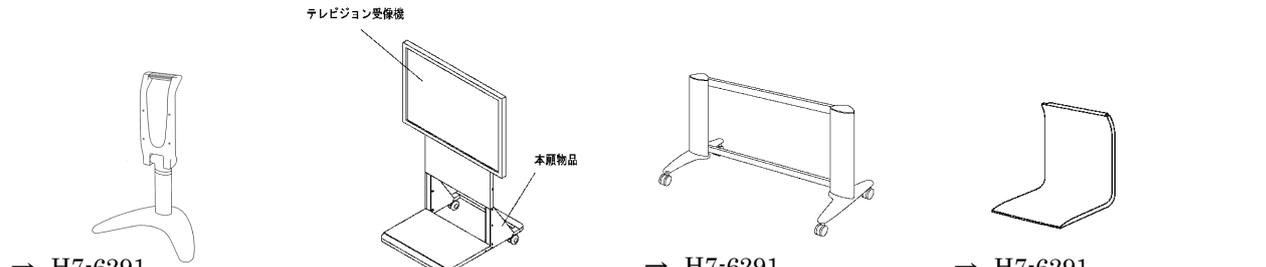
登録 1138549  
テレビゲーム機用表示機の支持具



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)続き

・データ表示機用支持台の分類は、以下①～③

①データ表示機の後方からビスで止めるもの、データ表示機と嵌合させるもの等、データ表示機専用のもの(汎用性のないもの)は、H7-6291に分類する。



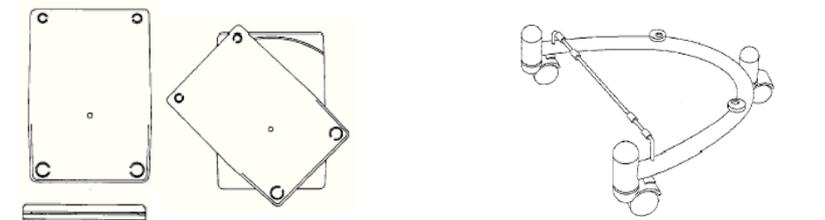
→ H7-6291  
登録 1127085  
テレビジョン受像機用スタンド

→ H7-6291  
登録 1312569  
テレビジョン受像機用載置台

→ H7-6291  
登録 1167170  
テレビジョン受像機用置台

→ H7-6291  
登録 1191621  
テレビジョン受像機用スタンド

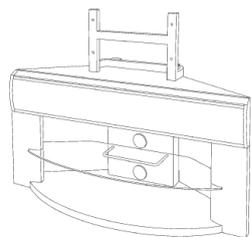
②データ表示機を単に載せるもののうち、載置部以外の収納部のないものは、D6-43に分類する。



→ D6-43  
登録 708352 テレビジョン受像機用台

→ D6-43A  
登録 1006594 号 テレビ台

③載置部以外の収納部を有するものは、データ表示機の設置方法がビス止めであるか、載置であるかを問わず、D6-510代に分類する。



→ D6-513CE  
登録 1166087 テレビ台

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

液晶モニター用アーム	モニター用吊り下げ具	テレビ受像機用スタンド
車載用テレビ取付け台	テレビゲーム用表示機の支持具	

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-70	電子計算機等

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float: right; font-size: small;">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-0	—	その他の電子機器等
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H0-00	H1、H2、H6、H7に属さないその他の電気電子機械器具及び通信機械器具雑

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		

<b>定義</b>
<p>H7-7代には、入出力、記憶、演算制御の機能を全て備え、与えられたプログラムに従って自動的に一連の四則算、論理算を行うデータ処理機械のうち、操作部又はモニターを備えたものを分類する。補助記憶機の有無は問わない。</p> <p>H7-70には、他類に属さないデータ処理機器全般を分類する。</p>

<b>他の分類との関係(付与しない意匠)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ表示機を具備しない電子計算機用中央処理機は、H6-6に分類する。</li> <li>・演算処理機能を有しないデータ入力機は、H7-130へ。</li> <li>・伝送用の機器(データ通信用変調機器等)はH6-20の通信機器に分類する。</li> <li>・専用端末機はその分類へ(POSTターミナルはJ4-6, 現金自動預入支払機はJ5-33)。</li> </ul>

<b>分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)</b>

<b>過去に分類した物品の名称</b>

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-70	G	具体的表示有り

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	※	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-0	—	その他の電子機器等
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>定義(図例必須)</b>		
H7-70(電子計算機等)のうち、表示部に具体的表示のあるもの。		
<b>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</b>		
<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>		
参考図、必要図を問わず、具体的な画面表示があるものに付与する。 数字、文字、アイコンを問わず、どのような表示でも付与する。 ただし、画面の位置・大きさ・範囲等の説明のみを目的として、映像等をはめ込んだものには付与しない。		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-71	一組の電子情報処理機器セット(電子計算機及び関連物品等から構成されるもの)

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
HO-0	—	H1～H5に属さないその他の電気電子機械器具及び通信機械器具雑
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>再掲載指示</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
一組の電子情報処理機器セット	一組の電気・電子機器セット	
<b>定義</b>		
一組の電子情報処理機器セット又は一組の電気・電子機器セットのうち、電子計算機及び関連物品等(例:データ表示機、キーボード、データ入力機、データ出力機、データ入出力用補助機等)から構成されるものを分類する。		
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>		
<b>分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)</b>		
この分類は組物の意匠分類であり、Dターム VZQ を付与する。		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-71	G	具体的表示有り

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
<b>定義 (図例必須)</b>		
H7-71 (一組の電子情報処理機器セット(電子計算機及び関連物品等から構成されるもの))のうち、表示部に具体的表示のあるもの。		
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>		
参考図、必要図を問わず、具体的な画面表示があるものに付与する。 数字、文字、アイコンを問わず、どのような表示でも付与する。 ただし、画面の位置・大きさ・範囲等の説明のみを目的として、映像等をはめ込んだものには付与しない。		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-720	表示機付き電子計算機等

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-0	—	その他の電子機器等
H5-1	—	電子計算機
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機
H5-43	—	電子計算機用キーボード付データ表示機
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
J4-610	金銭登録機

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>	
電子計算機	

**定義**

H7-72代にはデータ表示機が付いた電子計算機を分類する。多機能(自動預入支払機、プリント機能、スキャナー機能、チケット販売機能等の機能が複数組み合わせられたもの)を持つものを含む。

H7-720には、床置型(H7-721)・取付け型(H7-722)・卓上型(H7-723)・ノートパソコン型(H7-724)・携帯型(H7-725)に属さない、データ表示機が付いた電子計算機を分類する。

- 他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**
- データ表示機能を有さない(表示部があっても小さいもの)中央処理機(記憶機付きも含む)は電子計算機用中央処理機等(H6-6)に分類する。…図①
  - 電子計算機機能を有さないものはキーボード入力機(H7-131)に分類する。…図②
  - 伝送用の機器(例:データ通信用変復調器等)はH6-20の通信機器に分類する。



**分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)**

<b>過去に分類した物品の名称</b>	

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-720	G	具体的表示有り

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0	—	その他の電子機器等
H5-1	—	電子計算機
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機
H5-43	—	電子計算機用キーボード付データ表示機
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機	
<b>定義(図例必須)</b>		
H7-720(表示機付き電子計算機等のうち、具体的表示のあるものをここに分類する。		
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>		
参考図、必要図を問わず、具体的な画面表示があるものに付与する。 数字、文字、アイコンを問わず、どのような表示でも付与する。 ただし、画面の位置・大きさ・範囲等の説明のみを目的として、映像等をはめ込んだものには付与しない。		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には
		を付与する。
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-721	表示機付き電子計算機等(床置型)

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-0A	一	その他の電子機器等(床置型)
H5-1A	全	電子計算機(床置型)
H5-40A	全	周辺機器及び汎用端末機(床置型)
H5-43A	全	電子計算機用キーボード付データ表示機(床置型)
J5-0	一	その他の自動販売機及び自動サービス機

<b>関連分類・関連物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-70	電子計算機等
H7-71	一組の電子計算機セット
H7-130	データ入力機等
H7-6241	ブラウン管型データ表示機
H7-6242	パネル型データ表示機
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機
J4-610	金銭登録機

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
電子計算機	電子計算機用入出力端末機	電子情報端末機
銀行用窓口記帳端末機	自動契約機	集団教育用分析機
情報提供端末機		

**定義**

データ表示機が付いた電子計算機のうち、床置型のものを分類する。

登録 01167137  
情報提供端末機



登録 01118789  
多目的情報提供端末機

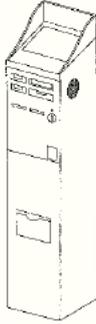


登録 01101206  
情報自動販売機



登録 1117513  
自動貸付契約機

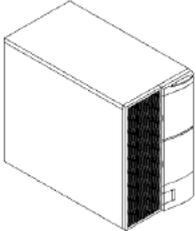


<p>登録 01173497 証明書自動発行機</p> 	<p>登録 1133709 デジタルプリントサービス機</p> 
---	---

**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

- 床置型、卓上型で迷う物は床置型(H7-721)に分類する。
- データ表示機能を有さない(表示部があっても小さいもの)中央処理機(記憶機付きも含む)は電子計算機用中央処理機等(H6-6)に分類する。…図①
- 伝送用の機器(例:データ通信用変復調器等)はH6-20の通信機器に分類する。

図① H6-6 登録 01140172  
電子計算機用中央処理機



**分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)**

過去に分類した物品の名称		
自動契約機		

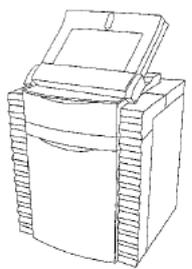
<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-721	B	プリンター付き

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-0A	—	その他の電子機器等(床置型)
H5-1A	—	電子計算機(床置型)
H5-40A	—	周辺機器及び汎用端末機(床置型)
H5-43A	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(床置型)
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機

<b>関連分類・関連物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-70	電子計算機等
H7-71	一組の電子計算機セット
H7-130	データ入力機等
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機

**定義(図例必須)**

H7-721(表示機付き電子計算機等(床置型))のうち、プリンター部を有するもの。

<p>登録 1009847</p> <p>「電子マネーシステム用 カード情報読取り書込み機」</p> 	<p>登録 1016656</p> <p>「情報発信端末機」</p> 
---	---

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には  を付与する。

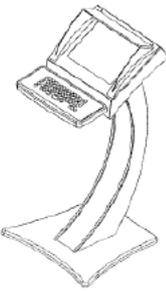
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-721	C	フルキーボード付き

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-0A	—	その他の電子機器等(床置型)
H5-1A	—	電子計算機(床置型)
H5-40A	—	周辺機器及び汎用端末機(床置型)
H5-43A	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(床置型)
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機

<b>関連分類・関連物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-70	電子計算機等
H7-71	一組の電子計算機セット
H7-131C	【キーボード入力機】フルキーボード付き
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機

**定義(図例必須)**  
 H7-721(表示機付き電子計算機等(床置型))のうち、英字キー以上のキーボードが付いているもの。

登録 1181196 「情報端末機」 	登録 1110533 「電子計算機用 入出力端末機」 	登録 1165007 「パソコン用机」 
---	--	--

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-721	D	記録機器付き

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-0A	—	その他の電子機器等(床置型)
H5-1A	—	電子計算機(床置型)
H5-40A	—	周辺機器及び汎用端末機(床置型)
H5-43A	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(床置型)
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機

<b>関連分類・関連物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-70	電子計算機等
H7-71	一組の電子計算機セット
H7-130	データ入力機等
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機

**定義(図例必須)**

H7-721(表示機付き電子計算機等(床置型))のうち、記録媒体を挿入するための孔を有するもの。

登録 1180064 「情報提供端末機」 	登録 1165909 「情報端末機」 	登録 1051317 「情報提供端末機」 
---	---	---

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>	

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-721	E	送受話器付き

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-0A	—	その他の電子機器等(床置型)
H5-1A	—	電子計算機(床置型)
H5-40A	—	周辺機器及び汎用端末機(床置型)
H5-43A	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(床置型)
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機

<b>関連分類・関連物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-54AA	【ファクシミリ等】床置型
H7-70	電子計算機等
H7-71	一組の電子計算機セット
H7-130	データ入力機等
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機

**定義(図例必須)**  
H7-721(表示機付き電子計算機等(床置型))のうち、送受話器を有するもの。

<p>登録 1102736 「自動契約機」</p>	<p>登録 1051791 「自動契約機」</p>	<p>登録 1148031 「無人審査端末機」</p>
---------------------------	---------------------------	-----------------------------

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	

<b>過去に分類した物品の名称</b>	

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-721	F	金銭投入口有り

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-0A	—	その他の電子機器等(床置型)
H5-1A	—	電子計算機(床置型)
H5-40A	—	周辺機器及び汎用端末機(床置型)
H5-43A	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(床置型)
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機

<b>関連分類・関連物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-70	電子計算機等
H7-71	一組の電子計算機セット
H7-130	データ入力機等
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機

<b>定義(図例必須)</b>
H7-721(表示機付き電子計算機等(床置型))のうち、金銭投入口のあるもの。
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>登録 1051317</p> <p>「情報提供端末機」</p> <p>H7-721 D,E,F</p>  </div>

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-721	G	具体的表示有り

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0A	—	その他の電子機器等(床置型)
H5-1A	—	電子計算機(床置型)
H5-40A	—	周辺機器及び汎用端末機(床置型)
H5-43A	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(床置型)
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機
<b>関連分類・関連物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-70	電子計算機等	
H7-71	一組の電子計算機セット	
H7-130	データ入力機等	
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機	
<b>定義(図例必須)</b>		
H7-721(表示機付き電子計算機等(床置型))のうち、表示部に具体的表示のあるもの。		
<b>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</b>		
<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>		
参考図、必要図を問わず、具体的な画面表示があるものに付与する。 数字、文字、アイコンを問わず、どのような表示でも付与する。 ただし、画面の位置・大きさ・範囲等の説明のみを目的として、映像等をはめ込んだものには付与しない。		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

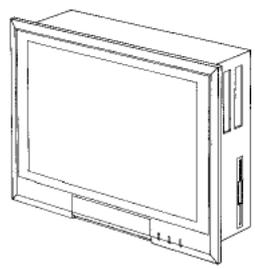
<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-722	表示機付き電子計算機等(取付け型)

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-0	—	その他の電子機器等
H5-1	—	電子計算機
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機
H5-43	—	電子計算機用キーボード付データ表示機
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機

<b>関連分類・関連物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-130	データ入力機等
H7-44	インターホン
H7-70	電子計算機等
H7-71	一組の電子計算機セット
H7-6242	パネル型データ表示機
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
電子計算機	電子計算機用入出力端末機	電子情報端末機
情報提供端末機		

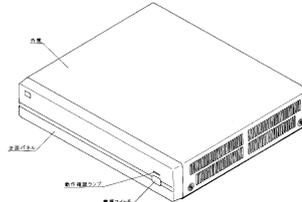
<b>定義</b>
<p>データ表示機が付いた電子計算機のうち、取付け型のものを分類する。 取付け型とは、壁面に取付けるものをいう。</p>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>登録 1127641 「電子計算機」</p>  </div>

**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

- データ表示機能を有さない(表示部があっても小さいもの)中央処理機(記憶機付きも含む)は電子計算機用中央処理機等(H6-6)に分類する。
- 伝送用の機器(例:データ通信用変復調器、データ通信用音響結合器)はH6-20の通信機器に分類する。

H6-6 登録 00907963

図形情報処理用制御機



**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

- ・壁に取付けて使用するか否かは、図面や、説明の記載により判断する。  
例えば、背面に釘等を引っかけるための孔を有するものは、壁に取付けて使用するとみなす。
- ・卓上に置いて使用するのか、壁に取付けて使用するのか不明なものは、A:卓上型を付与する。

**過去に分類した物品の名称**

自動契約機

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-722	B	プリンター付き

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-0	—	その他の電子機器等
H5-1	—	電子計算機
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機
H5-43	—	電子計算機用キーボード付データ表示機
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機

<b>関連分類・関連物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-70	電子計算機等
H7-71	一組の電子計算機セット
H7-130	データ入力機等
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機

<b>定義(図例必須)</b>
H7-722(表示機付き電子計算機等(取付け型))のうち、プリンターを有するもの。

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

<b>分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)</b>

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-722	C	フルキーボード付き

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	※	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-0	—	その他の電子機器等
H5-1	—	電子計算機
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機
H5-43	—	電子計算機用キーボード付データ表示機
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機
<b>関連分類・関連物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
H7-70	電子計算機等	
H7-71	一組の電子計算機セット	
H7-131C	【キーボード入力機】フルキーボード付き	
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機	
<b>定義(図例必須)</b>		
H7-722(表示機付き電子計算機等(取付け型))のうち、英字キー以上のキーボードが付いているもの。		
<b>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</b>		
<b>分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)</b>		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-722	D	記録機器付き

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-0	—	その他の電子機器等
H5-1	—	電子計算機
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機
H5-43	—	電子計算機用キーボード付データ表示機
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機
<b>関連分類・関連物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
H7-70	電子計算機等	
H7-71	一組の電子計算機セット	
H7-130	データ入力機等	
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機	
<b>定義(図例必須)</b>		
H7-722(表示機付き電子計算機等(取付け型))のうち、記録媒体を挿入するための孔を有するもの。		
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>		
このDタームと複数付与しないDターム		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

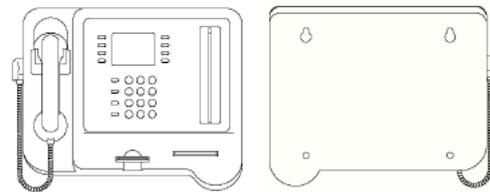
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-722	E	送受話器付き

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0	—	その他の電子機器等
H5-1	—	電子計算機
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機
H5-43	—	電子計算機用キーボード付データ表示機
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機

<b>関連分類・関連物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-130	データ入力機等
H7-44C	【インターホン】送受話器付き
H7-53B	【複写機】卓上型
H7-54B	【ファクシミリ等】表示機付き
H7-70	電子計算機等
H7-71	一組の電子計算機セット
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機

**定義(図例必須)**  
H7-722(表示機付き電子計算機等(取付け型))のうち、送受話器を有するもの。

登録 1157354 「決済端末機」



**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

- 通常、会話を目的として使用することを目的とする表示機付き電話機は、H7-41に分類する
- 有線、無線を問わず、電話回線以外で、特定の場所の内部連絡通話に用いられるインターホンはH7-44に分類する。
- プリンター機能、スキャナー機能を持つ複写機は、複写機H7-53Bに分類する。
- 双方向に通信が可能なプリンター機能、スキャナー機能を持つファクシミリは、H7-54Bに分類する。

**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>	

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-722	F	金銭投入口有り

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0	—	その他の電子機器等
H5-1	—	電子計算機
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機
H5-43	—	電子計算機用キーボード付データ表示機
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機
<b>関連分類・関連物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-70	電子計算機等	
H7-71	一組の電子計算機セット	
H7-130	データ入力機等	
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機	
<b>定義(図例必須)</b>		
H7-722(表示機付き電子計算機等(取付け型))のうち、金銭投入口のあるもの。		
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
<b>分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)</b>		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-722	G	具体的表示有り

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0	—	その他の電子機器等
H5-1	—	電子計算機
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機
H5-43	—	電子計算機用キーボード付データ表示機
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機
<b>関連分類・関連物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-70	電子計算機等	
H7-71	一組の電子計算機セット	
H7-130	データ入力機等	
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機	
<b>定義(図例必須)</b>		
H7-722(表示機付き電子計算機等(取付け型))のうち、表示部に具体的表示のあるもの。		
<b>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</b>		
<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>		
参考図、必要図を問わず、具体的な画面表示があるものに付与する。 数字、文字、アイコンを問わず、どのような表示でも付与する。 ただし、画面の位置・大きさ・範囲等の説明のみを目的として、映像等をはめ込んだものには付与しない。		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-723	表示機付き電子計算機等(卓上型)

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-0B	一	その他の電子機器等(卓上型)
H5-1B	全	電子計算機(卓上型)
H5-40B	一	周辺機器及び汎用端末機(卓上型)
H5-40BA	一	周辺機器及び汎用端末機(卓上型・データ表示機付き)
H5-43B	一	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)
J5-0	一	その他の自動販売機及び自動サービス機

<b>関連分類・関連物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-130	データ入力機等
H7-6241	ブラウン管型データ表示機
H7-6242	パネル型データ表示機
H7-70	電子計算機等
H7-71	一組の電子計算機セット
J4-610	金銭登録機
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機

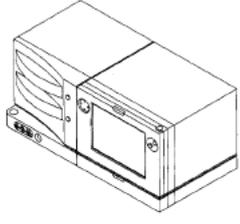
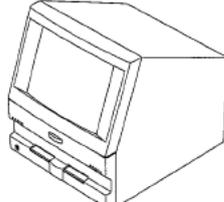
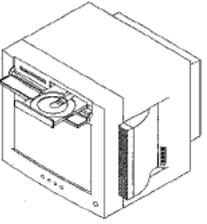
<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
電子計算機	電子計算機用入出力端末機	電子情報端末機
情報提供端末機		

**定義**  
 データ表示機が付いた電子計算機のうち、卓上に置いて使用するものを分類する。カード記録機能、無線通信機能、印刷機能を持つものを含む。  
 <Dタームの概要>  
 H7-723に分類されるものは、Dターム:A~ABを必ず付与する。  
 その他、機能等に応じてB~Gを付与する。

A:その他(AA~AB除く)

AA:ブラウン管型

登録 935273 「画像及び音声情報処理機」 	登録 945543 「情報提供端末機」 	登録 1062115 「表示機付電子計算機」 
---	--	--

AB:パネル型

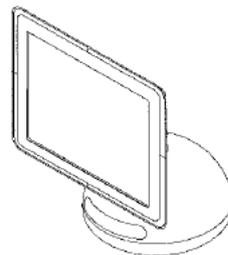
登録 1120286

「電子計算機」

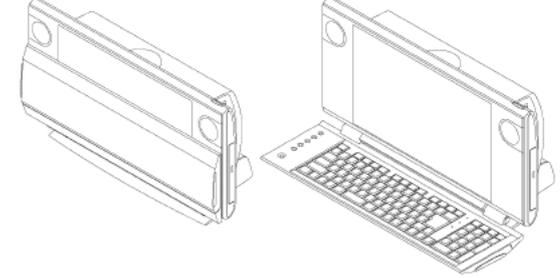


登録 1179141

「電子計算機」



登録 1165379 電子計算機



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

■H7-721(床置型)、H7-723(卓上型)の関係■

- ・床置型、卓上型で迷うものは床置型(H7-721)に分類する。

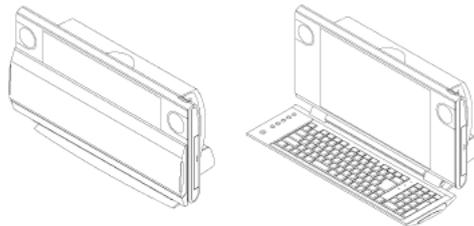
■H7-723(卓上型)、H7-724(ノートパソコン型)、H7-725(携帯型)の関係■

◎H7-723~725における分類優先順位は、携帯型>ノートパソコン型>卓上型

- ・H7-723(卓上型)には、主に卓上に据え置いて使用されるものを分類する。携帯型、ノートパソコン型に該当する特徴を持つものは除く。
- ・H7-724(ノートパソコン型)には、パネル型表示部とフルキーボード部がヒンジによって折り畳め、B5サイズ以上で持ち運び可能なものを分類する。(電子辞書や、携帯情報端末機(PDA)と判断される物品を除く)
- ・H7-725(携帯型)には、手の平サイズで持ち運び可能なものを分類する。キーの数は問わない。物品名や、意匠の説明等の記載により、電子辞書や、携帯情報端末機(PDA)と判断される物品は、ノートパソコン型の特徴を備えていてもここに分類する。  
(なお、テンキー程度の操作ボタンを有すもので通信相手と双方向に通話できる電話機は、携帯電話機に分類する。(H7-725の分類付与運用メモ参照))

H7-723 登録 01165379

電子計算機



H7-724 登録 1177526

携帯用電子計算機



H7-725 登録 1175950

電子辞書



H7-725 登録 1158262

記録媒体用記録再生機付  
電子計算機



H7-725

登録 1162779  
携帯情報端末



■データ表示機能を有さない(表示部があっても小さいもの)中央処理機(記憶機付きも含む)は電子計算機用中央処理機等(H6-6)に分類する。



■有線、無線を問わず、電話回線以外で、特定の場所の内部連絡通話に用いられる通信用機器はインターホン(H7-44)に分類する。

■双方向に通信が可能なプリンター機能、スキャナー機能を持つファクシミリは、ファクシミリ(H7-54)に分類する。

**分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)**

**過去に分類した物品の名称**

自動契約機		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-723	A	その他(AA~AB除く)

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0 B	—	その他の電子機器等(卓上型)
H5-1 B	—	電子計算機(卓上型)
H5-40 B	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型)
H5-40 BA	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型・データ表示機付き)
H5-43 B	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-70	電子計算機等	
H7-71	一組の電子計算機セット	
H7-130	データ入力機等	
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機	
<b>定義(図例必須)</b>		
H7-723(表示機付き電子計算機等(卓上型))のうち、AA、ABに該当しないもの。		
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>		
H7-723に分類されるものは、Dターム:A~ABを必ず付与する。		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
AA	ブラウン管型	
AB	パネル型	
<b>過去に分類した物品の名称</b>		

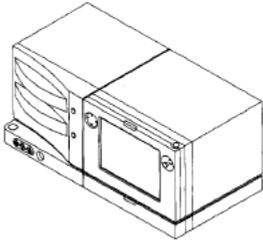
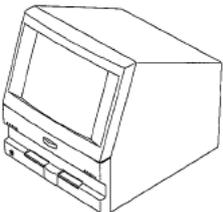
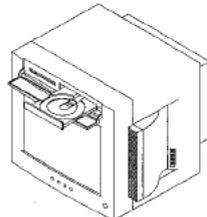
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-723	AA	ブラウン管型

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0 B	—	その他の電子機器等(卓上型)
H5-1 B	—	電子計算機(卓上型)
H5-40 B	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型)
H5-40 BA	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型・データ表示機付き)
H5-43 B	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-6241	ブラウン管型データ表示機
H7-70	電子計算機等
H7-71	一組の電子計算機セット
H7-130	データ入力機等
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機

**定義(図例必須)**

H7-723(表示機付き電子計算機等(卓上型))のうち、表示機部分がブラウン管型のもの。

<p>登録 935273 「画像及び音声情報処理機」</p> 	<p>登録 945543 「情報提供端末機」</p> 	<p>登録 1062115 「表示機付電子計算機」</p> 
--	--	---

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**

H7-723に分類されるものは、Dターム:A~ABを必ず付与する。

**このDタームと複数付与しないDターム**

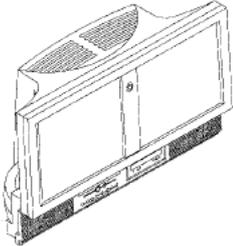
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A	その他(AA~AB除く)	
AB	パネル型	

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-723	AB	パネル型

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0B	—	その他の電子機器等(卓上型)
H5-1B	—	電子計算機(卓上型)
H5-40B	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型)
H5-40BA	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型・データ表示機付き)
H5-43B	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-6242	パネル型データ表示機
H7-70	電子計算機等
H7-71	一組の電子計算機セット
H7-130	データ入力機等
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機

<b>定義(図例必須)</b>		
H7-723(表示機付き電子計算機等(卓上型))のうち、表示部がパネル型のもの。		
登録 1050264 「電話機付き電子計算機」 	登録 1120286 「電子計算機」 	登録 1121967 「マルチメディアコンピュータ」 

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**  
 H7-723に分類されるものは、Dターム:A~ABを必ず付与する。

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A	その他(AA~AB除く)	
AA	ブラウン管型	

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

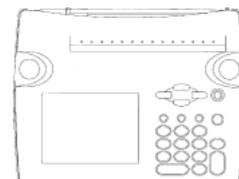
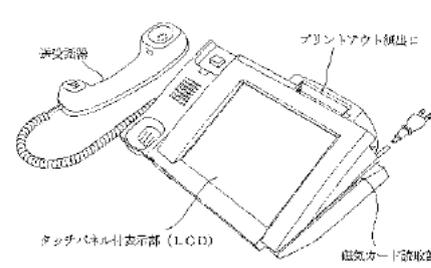
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-723	B	プリンター付き

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0B	—	その他の電子機器等(卓上型)
H5-1B	—	電子計算機(卓上型)
H5-40B	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型)
H5-40BA	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型・データ表示機付き)
H5-43B	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-70	電子計算機等
H7-71	一組の電子計算機セット
H7-130	データ入力機等
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機

**定義(図例必須)**

H7-723(表示機付き電子計算機等(卓上型))のうち、プリンター部を有するもの。

<p>登録 1064094 「プリンター付きデータ入力機」</p> 	<p>登録 1075303 「データ入出力端末機」</p> 	<p>登録 926217 「データ通信端末機」</p> 
---	--	---

**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**  
 双方向に通信が可能なプリンター機能、スキャナー機能を持つファクシミリは、ファクシミリ(H7-54)に分類する。

**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**

**このDタームと複数付与しないDターム**

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には
		を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-723	C	フルキーボード付き

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0B	—	その他の電子機器等(卓上型)
H5-1B	—	電子計算機(卓上型)
H5-40B	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型)
H5-40BA	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型・データ表示機付き)
H5-43B	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-70	電子計算機等
H7-71	一組の電子計算機セット
H7-131A	【キーボード入力機】フルキーボード付き
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機

**定義(図例必須)**

H7-723(表示機付き電子計算機等(卓上型))のうち、英字キー以上のキーボードが付いているもの。

<p>登録 1084654 「はがきプリンター」</p> 	<p>登録 1171119 「電子計算機」</p> 	<p>登録 955019 「パチンコホール用景品管理端末機」</p> 
--	---	--

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

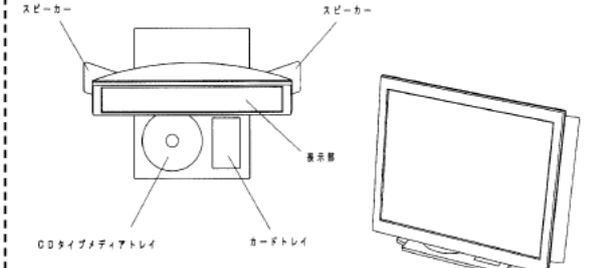
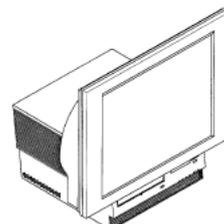
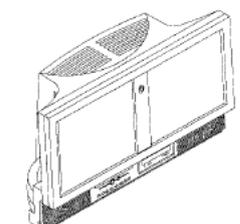
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には  を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-723	D	記録機器付き

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0B	—	その他の電子機器等(卓上型)
H5-1B	—	電子計算機(卓上型)
H5-40B	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型)
H5-40BA	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型・データ表示機付き)
H5-43B	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-70	電子計算機等
H7-71	一組の電子計算機セット
H7-130	データ入力機等
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機

<b>定義(図例必須)</b>		
H7-723(表示機付き電子計算機等(卓上型))のうち、記録機器を有するもの。		
登録 1040506 「表示一体型電子計算処理機器」 	登録 1121968 「マルチメディアコンピュータ」 	登録 1121967 「マルチメディアコンピュータ」 

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>	

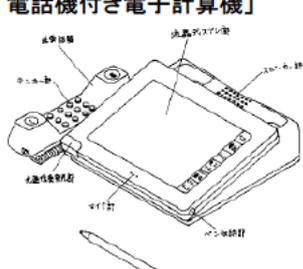
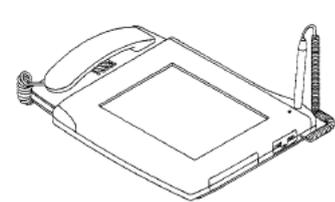
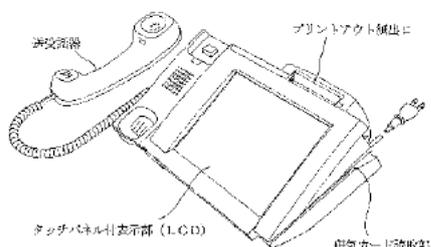
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-723	E	送受話器付き

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0B	—	その他の電子機器等(卓上型)
H5-1B	—	電子計算機(卓上型)
H5-40B	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型)
H5-40BA	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型・データ表示機付き)
H5-43B	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称または物品の名称
H7-130	データ入力機等
H7-44C	【インターホン】送受話器付き
H7-53B	【複写機】卓上型
H7-54B	【ファクシミリ等】表示機付き
H7-70	電子計算機等
H7-71	一組の電子計算機セット
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機

**定義(図例必須)**

H7-723(表示機付き電子計算機等(卓上型))のうち、送受話器を有するもの。

<p>登録 1050264</p> <p>「電話機付き電子計算機」</p> 	<p>登録 1007003</p> <p>「電子計算機用データ入出力端末機」</p> 	<p>登録 1075303 「データ入出力端末機」</p> 
---	--	---

**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

- 通常、会話を目的として使用することを目的とする表示機付き電話機は、H7-41に分類する
- 有線、無線を問わず、電話回線以外で、特定の場所の内部連絡通話に用いられるインターホンはH7-44に分類する。
- プリンター機能、スキャナー機能を持つ複写機は、複写機H7-53Bに分類する。
- 双方向に通信が可能なプリンター機能、スキャナー機能を持つファクシミリは、H7-54Bに分類する。

**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**

**このDタームと複数付与しないDターム**

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には
		を付与する。

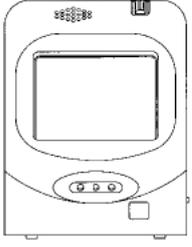
**過去に分類した物品の名称**

--	--

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-723	F	金銭投入口有り

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0B	—	その他の電子機器等(卓上型)
H5-1B	—	電子計算機(卓上型)
H5-40B	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型)
H5-40BA	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型・データ表示機付き)
H5-43B	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-70	電子計算機等
H7-71	一組の電子計算機セット
H7-130	データ入力機等
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機

<b>定義(図例必須)</b>
H7-723(表示機付き電子計算機等(卓上型))のうち、金銭投入口のあるもの。
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>登録 1085226 「携帯型電話機用データ自動販売機」</p>  </div>

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>	

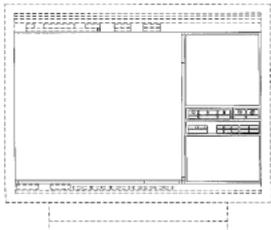
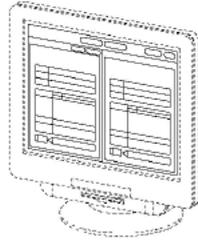
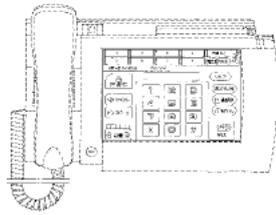
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-723	G	具体的表示有り

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0B	—	その他の電子機器等(卓上型)
H5-1B	—	電子計算機(卓上型)
H5-40B	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型)
H5-40BA	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型・データ表示機付き)
H5-43B	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-70	電子計算機等
H7-71	一組の電子計算機セット
H7-130	データ入力機等
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機

**定義(図例必須)**

H7-723(表示機付き電子計算機等(卓上型))のうち、表示部に具体的表示のあるもの。

<p>登録 1187819 「電子計算機用電子基板検査機」</p> 	<p>登録 1164113 「申請書受付機」</p> 	<p>登録 1141054 「データ通信用送受信機」</p> 
---	--	--

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**

参考図、必要図を問わず、具体的な画面表示があるものに付与する。  
 数字、文字、アイコンを問わず、どのような表示でも付与する。  
 ただし、画面の位置・大きさ・範囲等の説明のみを目的として、映像等をはめ込んだものには付与しない。

**このDタームと複数付与しないDターム**

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には  を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>	

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-724	表示機付き電子計算機等(ノートパソコン型)

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	※	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-43B	一	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)

<b>関連分類・関連物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-70	電子計算機等
H7-130	データ入力機等

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

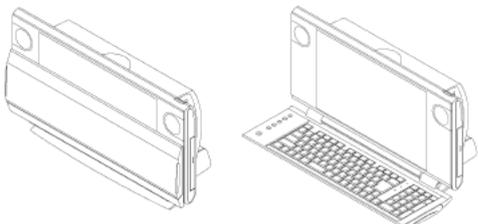
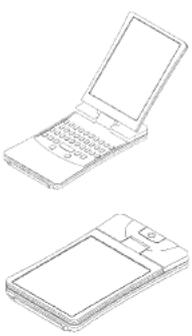
<b>この分類に含まれる物品</b>		
電子計算機	携帯用電子計算機	

<p><b>定義</b></p> <p>データ表示機が付いた電子計算機のうち、ノートパソコン型のものを分類する。                  ノートパソコン型とは、パネル型表示部とフルキーボード部がヒンジによって連結され、折畳むことができ、持ち運びも可能なものをいう。小型は除く。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>登録 1177526                      携帯用電子計算機</p>  </div>
---

**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

- H7-723(卓上型)、H7-724(ノートパソコン型)、H7-725(携帯型)の関係■
- ・H7-723~725における分類優先順位は、携帯型>ノートパソコン型>卓上型

- ・H7-723(卓上型)には、主に卓上に据え置いて使用されるものを分類する。携帯型、ノートパソコン型に該当する特徴を持つものは除く。
- ・H7-724(ノートパソコン型)には、パネル型表示部とフルキーボード部がヒンジによって折り畳め、B5サイズ以上で持ち運び可能なものを分類する。(電子辞書や、携帯情報端末機(PDA)と判断される物品を除く)
- ・H7-725(携帯型)には、手の平サイズで、携帯し使用するものを分類する。キーの数は問わない。物品名や、意匠の説明等の記載により、電子辞書や、携帯情報端末機(PDA)と判断される物品は、ノートパソコン型の特徴を備えていてもここに分類する。  
(テンキー程度の操作ボタンを有すもので通信相手と双方向に通話できる電話機は、携帯電話機に分類する。(H7-725の分類付与運用メモ参照))

<p>H7-723 登録 01165379</p> <p>電子計算機</p> 	<p>H7-724 登録 1177526</p> <p>携帯用電子計算機</p> 	
<p>H7-725 登録 1175950</p> <p>電子辞書</p> 	<p>H7-725 登録 1158262</p> <p>記録媒体用記録再生機付 電子計算機</p> 	<p>H7-725 登録 1162779</p> <p>携帯情報端末</p> 

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-724	D	カメラ付き

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-43B	一	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-70	電子計算機等
H7-71	一組の電子計算機セット
H7-130	データ入力機等
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機
H7-43C	【携帯電話機】カメラ付き

**定義(図例必須)**

H7-724(表示機付き電子計算機等(ノートパソコン型))のうち、カメラ部を有するもの。



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**

**このDタームと複数付与しないDターム**

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。

**過去に分類した物品の名称**


意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-724	G	具体的表示有り

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-43B	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-70	電子計算機等
H7-71	一組の電子計算機セット
H7-130	データ入力機等
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機
H7-43	携帯電話機

**定義(図例必須)**  
H7-724(表示機付き電子計算機等(ノートパソコン型))のうち、表示部に具体的表示のあるもの。

登録 886421 「電子計算機」

The diagrams show: 1. A laptop computer. 2. A handheld device with a pen, labeled '手書入力用ペン' (Handwritten input pen). 3. A desktop terminal with a keyboard, labeled 'タッチエリア' (Touch area). 4. A terminal with a touch screen, labeled '入力エリア' (Input area).

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**  
参考図、必要図を問わず、具体的な画面表示があるものに付与する。  
数字、文字、アイコンを問わず、どのような表示でも付与する。  
ただし、画面の位置・大きさ・範囲等の説明のみを目的として、映像等をはめ込んだものには付与しない。

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には  を付与する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>	

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-725	表示機付き電子計算機等(携帯型)

対応する旧意匠分類		
※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0B	—	その他の電子機器等(卓上型)
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機
H5-40B	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型)
H5-40BA	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上・データ表示機付き)
H5-41	—	データ入力機
H5-41A	—	データ入力機(キーボード型)
H5-41AA	—	データ入力機(キーボード・タイプライター型)
H5-43B	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)

関連分類・関連物品	
分類記号	分類の名称または物品の名称
H6-541	カード記録機
H7-70	電子計算機等
H7-122BA	【操作機器(小型携帯型)】いわゆるリモコン型・表示部あり
H7-130	データ入力機等
H7-6243	小型データ表示機
H7-43	携帯電話機

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

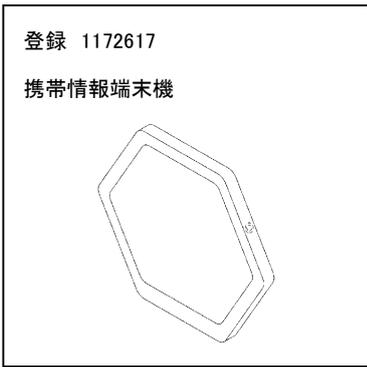
この分類に含まれる物品		
電子計算機	電子計算機用入出力端末機	電子情報端末機
電子辞書	データ通信用入出力端末機	ハンディターミナル
データ入力機		

定義
<p>データ表示機が付いた電子計算機のうち、携帯型のものを分類する。 携帯型とは主に携帯し使用するものをいう。キーの数は問わない。</p> <p>主に販売時点情報管理システム(POSシステム)等で使用される、携帯型データ入力機いわゆるハンディターミナルを含む。 カード記録機能、無線通信機能、印刷機能、バーコード読み取り機能(スキャナー機能)を持つものを含む。</p> <p>物品名や、意匠の説明等の記載により、電子辞書や、携帯情報端末機(PDA)と判断される物品は、ノートパソコン型の特徴を備えていてもここに分類する。</p>

<Dタームの概要>

H7-725に分類されるものは、Dターム:A~AFの何れかを必ず付与する。

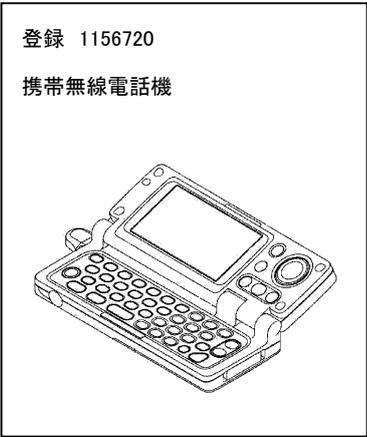
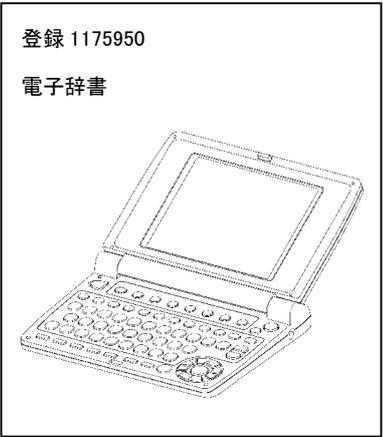
A:その他(AA~AFを除く)



AA:ストレート型



AB:折畳型



AC:回転型

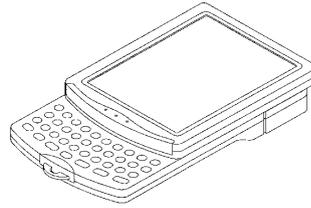


AD: スライド型

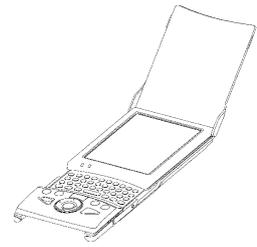
登録 1110030  
携帯情報端末



登録 1143242  
携帯情報端末機

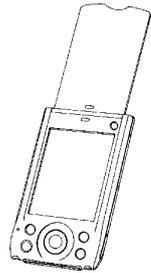


登録 1174629  
携帯情報端末



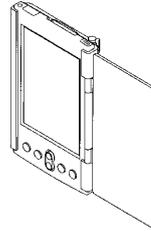
AE: フリップ型

登録 1158524 携帯情報端末機



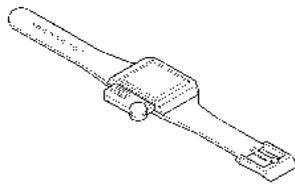
登録 1120805

記録媒体用記録再生機付電子計算機



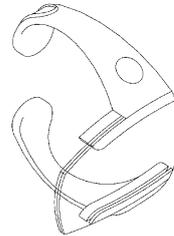
AF: 腕時計型

登録 01119440 電子計算機  
H7-725AF



登録 1173400

携帯情報通信端末機



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

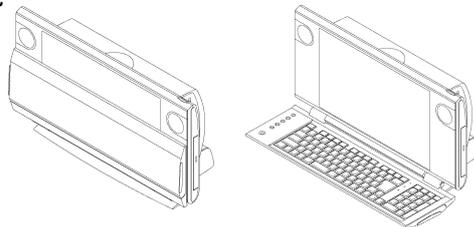
■H7-723(卓上型)、H7-724(ノートパソコン型)、H7-725(携帯型)の関係

・H7-723～725における分類優先順位は、携帯型>ノートパソコン型>卓上型

- ・H7-723(卓上型)には、主に卓上に据え置いて使用されるものを分類する。携帯型、ノートパソコン型に該当する特徴を持つものは除く。
- ・H7-724(ノートパソコン型)には、パネル型表示部とフルキーボード部がヒンジによって折り畳め、B5サイズ以上で持ち運び可能なものを分類する。(電子辞書や、携帯情報端末機(PDA)と判断される物品を除く)
- ・H7-725(携帯型)には、手の平サイズで持ち運び可能なものを分類する。キーの数は問わない。物品名や、意匠の説明等の記載により、電子辞書や、携帯情報端末機(PDA)と判断される物品は、ノートパソコン型の特徴を備えていてもここに分類する。  
(テンキー程度の操作ボタンを有すもので通信相手と双方向に通話できる電話機は、携帯電話機に分類する。(分類付与運用メモ欄参照))

H7-723 登録 01165379

電子計算機



H7-724 登録 1177526

携帯用電子計算機



■赤外線や電気コードを介して電気信号を送り、機器を人為的に操作(切換、調整等)する操作用機器のうち、手の平サイズで、持ち運び可能なものは、H7-122操作用機器(小型携帯型)に分類する。

H7-122 登録 1147703

ビデオプロジェクター用リモートコントローラー



**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

■■ 携帯電話機と、携帯情報端末機(PDA)の関係 ■■

【経緯】

一昔前は、携帯電話は通話機能のみ、携帯情報端末機は情報管理機能のみを有するものであった。  
 しかし近年、携帯電話機にメールやブラウジング等の通信機能、カメラ(動画・静止画)を搭載した機種や、携帯情報端末機に通話機能やカメラ(動画・静止画)を搭載した機種が広まり、両者の境界が曖昧になっている。  
 しかし、携帯電話機には携帯電話機特有の形状・大きさがあることから、携帯情報端末機と分類をまとめることはせず、形状及び説明を考慮した上で、分類することとする。

【基本的な考え方】

携帯電話機……………携帯できる電話機。通話機能を主たる機能とする。  
 電子計算機能は、メール・ブラウジング、電話回線や無線を利用してデータの送受信等。  
 カメラや、バーコード読み取り機能、カード記録機能を有するものもある。

携帯情報端末機……システム手帳を小型の電子計算機に置き換えた機器。いわゆるPDA。  
 メール・ブラウジング機能、電話回線や無線を利用してデータの送受信等の他、  
 文章等のデータ作成の機能等を有する。  
 カメラ、通話機能を有するものもある。

【意匠分類付与の考え方】

H7-43(携帯電話機) 一般的に「携帯電話」として販売されているものを分類する。  
 機能 通話機能を主たる機能とする。  
 その他、カメラ、メール・ブラウジング機能、データの送受信等。  
 形状 縦長板状の筐体。テンキーを有する。  
 正面側において表示部とボタン群がほぼ5対5の割合で配置されている。

H7-725(データ表示機付き電子計算機)  
 一般的に「PDA(携帯情報端末機)」として販売されているものを分類する。  
 機能 文章等のデータ作成機能、スケジュール管理等を主たる機能とする。  
 その他、メール・ブラウジング機能、データの送受信等。  
 形状 板状の筐体で、データ表示部が、正面側のほぼ全幅に渡る。  
 タッチパネル(及びファンクションキー)又はフルキーを有する。



**【具体例】**

(1)「テンキー又はフルキー状の操作ボタンを有するものについて」

①フルキー状の操作ボタンを有する場合は、H7-725に分類する。

(テンキー状のボタンが共存する場合も含む)

②テンキー状の操作ボタンのみを有する場合は、H7-43に分類する。

(2)「操作部がタッチパネル方式のものについて」

①図面中(参考図を含む)に、フルキー状のキーが表されている場合は、H7-725に分類する。

(テンキー状のキーが表された図面が共存する場合も含む)

②図面中(参考図を含む)に、テンキー状のキーのみが表されている場合は、H7-43に分類する。

③図面上、キーの表示がないものについては物品名で判断する。

「携帯電話機」等 → H7-43、「携帯情報端末機」等 → H7-725

(3)上記のいずれの条件にも該当しないものは物品名で判断する。

「携帯電話機」等 → H7-43、「携帯情報端末機」等 → H7-725

**■ H7-624 代(データ表示機)との関係**

願書の記載及び添付図面から総合的に判断しても区別が困難な場合には、一般的な販売形態にしたがって分類を付与する。よって、主たる機能の一つとしてナビゲーション機能を有していても、他物品(例:PDA等)として一般的に販売されるものはH7-725に分類する。

**【具体例】**

①ナビゲーション機能を有する「携帯情報端末」のうち、

一般的に車両に取り付けて使用し、いわゆる「カーナビ」として販売されるもの → H7-624代

一般的にポータブル機器として利用され、いわゆる「携帯情報端末」として販売されるもの → H7-725

**【備考】**

①分類先に迷うものは、各件毎に担当審査官の協議を必要とする。

今後さらに新たな機能が加わった際は、分類・Dタームの構成も含めて、再度検討する。

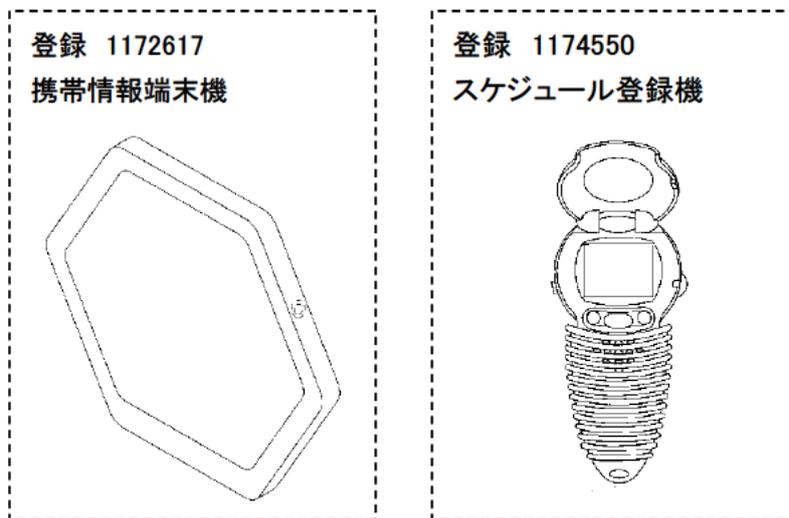
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-725	A	その他(AA~AF除く)

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0B	—	その他の電子機器等(卓上型)
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機
H5-40B	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型)
H5-40BA	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上・データ表示機付き)
H5-41	—	データ入力機
H5-41A	—	データ入力機(キーボード型)
H5-41AA	—	データ入力機(キーボード・タイプライター型)
H5-43B	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-70	電子計算機等
H7-130	データ入力機等
H7-720	表示機付き電子計算機等
H7-722	表示機付き電子計算機等(取付け型)
H7-723	表示機付き電子計算機等(卓上型)
H7-724	表示機付き電子計算機等(ノートパソコン型)
H7-43	携帯電話機

**定義(図例必須)**  
H7-725(表示機付き電子計算機等(携帯型))のうち、AA~AFに該当しないもの。



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**  
H7-725(表示機付き電子計算機等(携帯型))に分類されるものについては、A~AFのいずれかのDタームを必ず付与する。

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
AA	ストレート型	
AB	折畳型	
AC	回転型	
AD	スライド型	
AE	フリップ型	
AF	腕時計型	
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-725	AA	ストレート型

対応する旧意匠分類		
※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0B	—	その他の電子機器等(卓上型)
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機
H5-40B	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型)
H5-40BA	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上・データ表示機付き)
H5-41	—	データ入力機
H5-41A	—	データ入力機(キーボード型)
H5-41AA	—	データ入力機(キーボード・タイプライター型)
H5-43B	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)

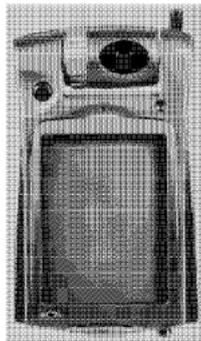
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-70	電子計算機等
H7-130	データ入力機等
H7-720	表示機付き電子計算機等
H7-722	表示機付き電子計算機等(取付け型)
H7-723	表示機付き電子計算機等(卓上型)
H7-724	表示機付き電子計算機等(ノートパソコン型)
H7-43	携帯電話機

#### 定義(図例必須)

H7-725(表示機付き電子計算機等(携帯型))のうち、縦長板状のもので、蓋が付いていないもの。

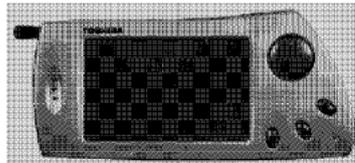
登録 1041371

電子スチルカメラ付携帯情報端末機



登録 1041370

電子スチルカメラ付携帯情報端末機



登録 1124734

カメラ付携帯情報端末機



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

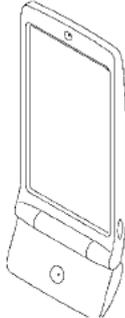
#### 分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

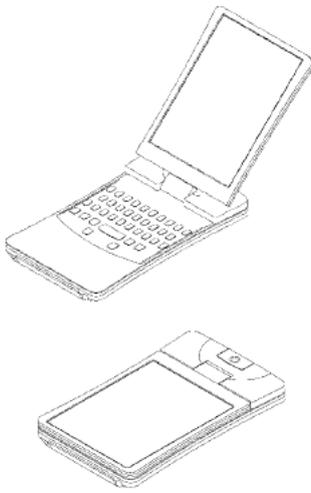
H7-725(表示機付き電子計算機等(携帯型))に分類されるものについては、A~AFのいずれかのDタームを必ず付与する。

ストレート型で、テンキー用のカバーが付加されたものには、AE:フリップ型を優先して付与する。

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
A	その他(AA~AF除く)	
AB	折畳型	
AC	回転型	
AD	スライド型	
AE	フリップ型	
AF	腕時計型	
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-725	AB	折畳型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0B	—	その他の電子機器等(卓上型)
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機
H5-40B	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型)
H5-40BA	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上・データ表示機付き)
H5-41	—	データ入力機
H5-41A	—	データ入力機(キーボード型)
H5-41AA	—	データ入力機(キーボード・タイプライター型)
H5-43B	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-70	電子計算機等	
H7-130	データ入力機等	
H7-720	表示機付き電子計算機等	
H7-722	表示機付き電子計算機等(取付け型)	
H7-723	表示機付き電子計算機等(卓上型)	
H7-724	表示機付き電子計算機等(ノートパソコン型)	
H7-43	携帯電話機	
定義(図例必須)		
H7-725(表示機付き電子計算機等(携帯型))のうち、ヒンジによって連結され、折り畳むことができるもの。		
登録 1170866 携帯情報端末機 	登録 1171382 カメラ付き携帯情報端末 	登録 1172000 携帯用情報端末機 

<p>登録 1156720 携帯無線電話機</p> 	<p>登録 1175950 電子辞書</p> 	<p>登録 1162779 携帯情報端末</p> 
---	--	--

**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

- ヒンジによって開閉するカバー(単なる蓋)が付加されたものはフリップ型(AE)に分類する。
- 連結パネル型表示部とフルキーボード部がヒンジによって連結され、折り畳むことができるもののうち、B5サイズ以上のものと認識できるものはH7-724(ノートパソコン型)に分類する。電子手帳や電子辞書など、手の平サイズのもの、H7-725(携帯型)に分類する。

H7-724 登録 1177526  
携帯用電子計算機



**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**

H7-725(表示機付き電子計算機等(携帯型))に分類されるものについては、A~AFのいずれかのDタームを必ず付与する。  
折り畳み型かつ回転型(=マルチヒンジ)は、AC:回転型を優先して付与する。

**このDタームと複数付与しないDターム**

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には  を付与する。
A	その他(AA~AF除く)	
AA	ストレート型	
AC	回転型	
AD	スライド型	
AE	フリップ型	
AF	腕時計型	

**過去に分類した物品の名称**

--	--	--

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-725	AC	回転型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0B	—	その他の電子機器等(卓上型)
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機
H5-40B	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型)
H5-40BA	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上・データ表示機付き)
H5-41	—	データ入力機
H5-41A	—	データ入力機(キーボード型)
H5-41AA	—	データ入力機(キーボード・タイプライター型)
H5-43B	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-70	電子計算機等
H7-130	データ入力機等
H7-43	携帯電話機
J3-231	情報記録機付きテレビカメラ
H7-720	表示機付き電子計算機等
H7-722	表示機付き電子計算機等(取付け型)
H7-723	表示機付き電子計算機等(卓上型)
H7-724	表示機付き電子計算機等(ノートパソコン型)

**定義(図例必須)**  
H7-725(表示機付き電子計算機等(携帯型))のうち、表示部を有する筐体と、テンキー部を有する筐体が別体で、ヒンジによって連結され、回転して開閉するもの。平行に回転するものや、マルチヒンジを含む。



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**  
H7-725(表示機付き電子計算機等(携帯型))に分類されるものについては、A~AFのいずれかのDタームを必ず付与する。  
折り畳み型かつ回転型(=マルチヒンジ)は、AC:回転型を付与する。

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
A	その他(AA～AF除く)	
AA	ストレート型	
AB	折畳型	
AD	スライド型	
AE	フリップ型	
AF	腕時計型	
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-725	AD	スライド型

対応する旧意匠分類		
※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0B	—	その他の電子機器等(卓上型)
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機
H5-40B	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型)
H5-40BA	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上・データ表示機付き)
H5-41	—	データ入力機
H5-41A	—	データ入力機(キーボード型)
H5-41AA	—	データ入力機(キーボード・タイプライター型)
H5-43B	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-70	電子計算機等
H7-130	データ入力機等
H7-720	表示機付き電子計算機等
H7-722	表示機付き電子計算機等(取付け型)
H7-723	表示機付き電子計算機等(卓上型)
H7-724	表示機付き電子計算機等(ノートパソコン型)
H7-43	携帯電話機

#### 定義(図例必須)

CH7-725(表示機付き電子計算機等(携帯型))のうち、

- ①表示部を有する筐体と、キー部を有する筐体が別体で、上下にスライドして開閉するもの。
- ②縦長板状の本体に、上下にスライドするカバーが付加されたもの。



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

#### 分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

H7-725(表示機付き電子計算機等(携帯型))に分類されるものについては、A~AFのいずれかのDタームを必ず付与する。  
 フィリップ型かつスライド型は、AD:スライド型を優先して付与する。

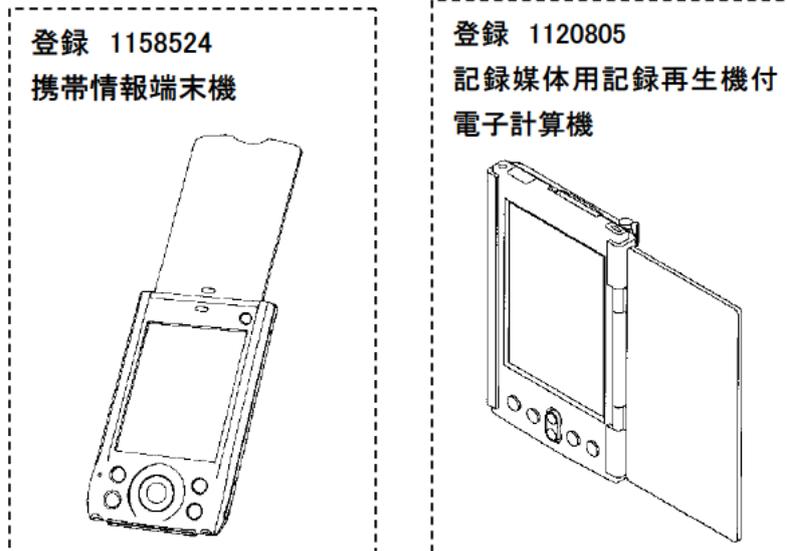
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
A	その他(AA～AF除く)	
AA	ストレート型	
AB	折畳型	
AC	回転型	
AE	フリップ型	
AF	腕時計型	
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-725	AE	フリップ型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0B	—	その他の電子機器等(卓上型)
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機
H5-40B	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型)
H5-40BA	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上・データ表示機付き)
H5-41	—	データ入力機
H5-41A	—	データ入力機(キーボード型)
H5-41AA	—	データ入力機(キーボード・タイプライター型)
H5-43B	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-70	電子計算機等
H7-130	データ入力機等
H7-720	表示機付き電子計算機等
H7-722	表示機付き電子計算機等(取付け型)
H7-723	表示機付き電子計算機等(卓上型)
H7-724	表示機付き電子計算機等(ノートパソコン型)
H7-43	携帯電話機

**定義(図例必須)**  
H7-725(表示機付き電子計算機等(携帯型))のうち、縦長板状の本体にヒンジで開閉するカバーが付加されたもの。



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**  
H7-725(表示機付き電子計算機等(携帯型))に分類されるものについては、A~AFのいずれかのDタームを必ず付与する。  
ストレート型で、テンキー用のカバーが付加されたものには、AE:フリップ型を優先して付与する。  
フリップ型かつスライド型は、AD:スライド型を優先して付与する。

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
A	その他(AA～AF除く)	
AA	ストレート型	
AB	折畳型	
AC	回転型	
AD	スライド型	
AF	腕時計型	
過去に分類した物品の名称		

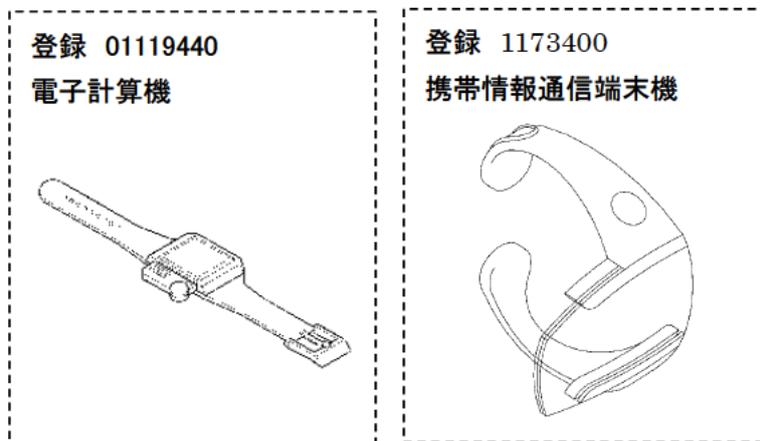
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-725	AF	腕時計型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0B	—	その他の電子機器等(卓上型)
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機
H5-40B	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型)
H5-40BA	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上・データ表示機付き)
H5-41	—	データ入力機
H5-41A	—	データ入力機(キーボード型)
H5-41AA	—	データ入力機(キーボード・タイプライター型)
H5-43B	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称または物品の名称
H7-70	電子計算機等
H7-130	データ入力機等
H7-6243AC	【小型データ表示機】腕時計型
H7-720	表示機付き電子計算機等
H7-725	表示機付き電子計算機等(携帯型)
H7-43	携帯電話機
J2-300H	【腕時計】他機能付き

**定義(図例必須)**

H7-725(表示機付き電子計算機等(携帯型))のうち、腕時計型のもの。ベルトを具備しないものも含む。



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**

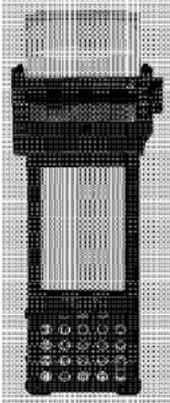
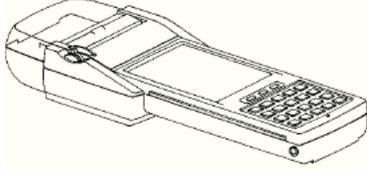
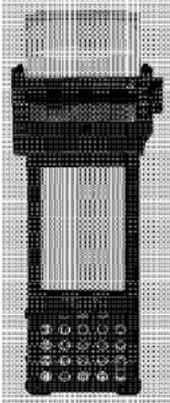
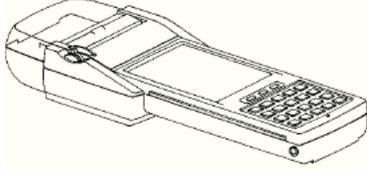
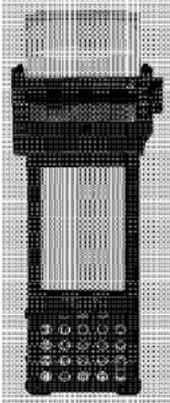
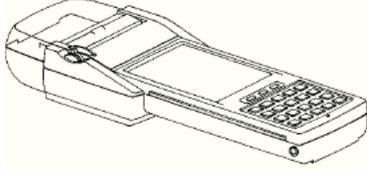
電話機、電子計算機、腕時計の何れに分類するかは、物品名及び説明で判断する。  
 内部機構を具備しないものは、物品名に関係なく、J2-391(腕時計用側)へ  
 H7-725(表示機付き電子計算機等(携帯型))に分類されるものについては、A~AFのいずれかのDタームを必ず付与する。

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
A	その他(AA~AF除く)	
AA	ストレート型	
AB	折畳型	
AC	回転型	
AD	スライド型	
AE	フリップ型	
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-725	B	プリンター付き

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0B	—	その他の電子機器等(卓上型)
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機
H5-40B	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型)
H5-40BA	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上・データ表示機付き)
H5-41	—	データ入力機
H5-41A	—	データ入力機(キーボード型)
H5-41AA	—	データ入力機(キーボード・タイプライター型)
H5-43B	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-70	電子計算機等
H7-130	データ入力機等
H7-720	表示機付き電子計算機等
H7-722	表示機付き電子計算機等(取付け型)
H7-723	表示機付き電子計算機等(卓上型)
H7-724	表示機付き電子計算機等(ノートパソコン型)
H7-43	携帯電話機

<b>定義(図例必須)</b>		
H7-725(表示機付き電子計算機等(携帯型))のうち、プリンター部を有するもの。		
<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>登録 1019318 プリンター付携帯用情報処理通信機</p>  </td> <td style="border: 1px dotted black; padding: 10px;"> <p>登録 00934634-001 データ通信用入出力端末機</p>  </td> </tr> </table>	<p>登録 1019318 プリンター付携帯用情報処理通信機</p> 	<p>登録 00934634-001 データ通信用入出力端末機</p> 
<p>登録 1019318 プリンター付携帯用情報処理通信機</p> 	<p>登録 00934634-001 データ通信用入出力端末機</p> 	

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。

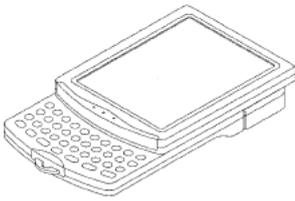
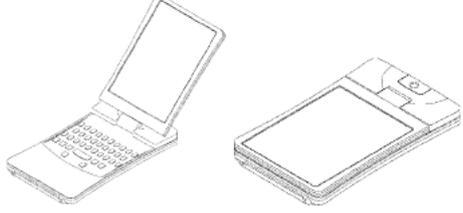
<b>過去に分類した物品の名称</b>	
---------------------	--

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-725	C	フルキーボード付き

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float:right">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-0B	—	その他の電子機器等(卓上型)
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機
H5-40B	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型)
H5-40BA	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上・データ表示機付き)
H5-41	—	データ入力機
H5-41A	—	データ入力機(キーボード型)
H5-41AA	—	データ入力機(キーボード・タイプライター型)
H5-43B	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H7-70	電子計算機等
H7-130	データ入力機等
H7-131A	【キーボード入力機】フルキーボード付き
H7-43	携帯電話機

**定義(図例必須)**  
H7-725(表示機付き電子計算機等(携帯型))のうち、フルキー状の操作ボタンが付いているものを分類する。

<p>登録 1171386 携帯情報端末機</p> 	<p>登録 1143242 カメラ付き携帯電話機</p> 	<p>登録 1162779 携帯情報端末</p> 
<p>登録 1175950 電子辞書</p> 	<p>登録 1158262 記録媒体用記録再生機付電子計算機</p> 	<p>登録 1156720 携帯無線電話機</p> 

**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**  
画像中(参考図に表された画像を含む)にのみフルキー状の操作ボタンが表されている場合は付与しない。

**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**

<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には  を付与する。

過去に分類した物品の名称		

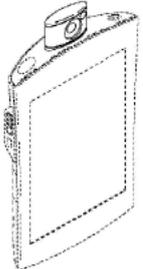
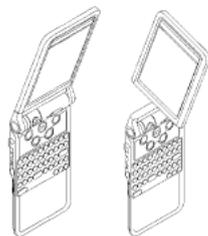
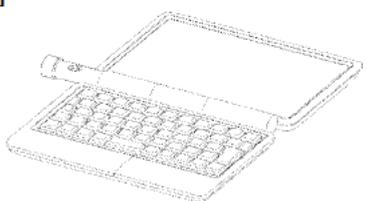
<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-725	D	カメラ付き

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-0B	—	その他の電子機器等(卓上型)
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機
H5-40B	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型)
H5-40BA	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上・データ表示機付き)
H5-41	—	データ入力機
H5-41A	—	データ入力機(キーボード型)
H5-41AA	—	データ入力機(キーボード・タイプライター型)
H5-43B	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称または物品の名称</b>
H7-70	電子計算機等
H7-130	データ入力機等
H7-43C	【携帯電話機】カメラ付き

**定義(図例必須)**

H7-725(表示機付き電子計算機等(携帯型))のうち、カメラ部を有するもの。

<p>登録 1171387 携帯情報端末機</p> 	<p>登録 1124734 カメラ付携帯情報端末機</p> 	<p>登録 1158262 記録媒体用記録再生機付電子計算機</p> 
<p>登録 1177565 「携帯情報端末」</p> 	<p>登録 1112679 「通信機能付き携帯情報端</p> 	

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

**分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)**

カメラか否かは、図面、物品名等から判断する。

**このDタームと複数付与しないDターム**

<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には  を付与する。

過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-725	G	具体的表示有り

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0B	—	その他の電子機器等(卓上型)
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機
H5-40B	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型)
H5-40BA	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上・データ表示機付き)
H5-41	—	データ入力機
H5-41A	—	データ入力機(キーボード型)
H5-41AA	—	データ入力機(キーボード・タイプライター型)
H5-43B	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-70	電子計算機等
H7-130	データ入力機等
H7-6242	パネル型データ表示機
H7-6243	小型データ表示機
H7-720	表示機付き電子計算機等
H7-722	表示機付き電子計算機等(取付け型)
H7-723	表示機付き電子計算機等(卓上型)
H7-724	表示機付き電子計算機等(ノートパソコン型)
H7-43	携帯電話機

#### 定義(図例必須)

H7-725(表示機付き電子計算機等(携帯型))のうち、表示部に具体的表示のあるもの。



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

#### 分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

参考図、必要図を問わず、具体的な画面表示があるものに付与する。  
数字、文字、アイコンを問わず、どのような表示でも付与する。  
ただし、画面の位置・大きさ・範囲等の説明のみを目的として、映像等をはめ込んだものには付与しない。

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-726	卓上電子計算機

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」

旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J4-52	全	卓上電子計算機
J4-52A	全	卓上電子計算機(据置き型・上面矩形)
J4-52B	全	卓上電子計算機(ハンディー型上面縦長矩形・厚型)
J4-52C	全	卓上電子計算機(ハンディー型上面縦長矩形・薄型)
J4-52D	全	卓上電子計算機(ハンディー型・上面横長矩形)
J4-53A	全	プリンター付き卓上電子計算機(小型)
J4-53	全	プリンター付き卓上電子計算機
J4-54	全	付加機能付き卓上電子計算機
J4-59	一	卓上計算機部品及び付属品

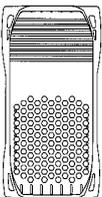
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
J4-600	金銭登録機等
J4-610	金銭登録機
H7-725	表示機付き電子計算機等(携帯型)

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
卓上電子計算機	卓上電子計算機用ケース	ラジオ受信機付き卓上電子計算機

**定義**

卓上及び携帯用で、四則算のみを電子機構で行う計算機。いわゆる「電卓」。部品付属品も含む。

登録 1111908 「卓上電子計算機」 	登録 1162759 「卓上電子計算機」 	登録 1129901 「卓上電子計算機」 	登録 1131515 「卓上電子計算機用ケース」 
--	--	---	--

**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

- ・記録機能、通信機能等、四則算以外の機能を持つものはH7-725(表示機付き電子計算機・携帯型)へ。
- ・電卓付きマウスはH7-1321(電子計算機用マウス)。
- ・計算機付きライターはB6-41(他機能型ライター)
- ・計算機付きラジオ受信機はH7-211(ラジオ受信機)。
- ・電卓付き腕時計はJ2-300(腕時計)。  
時計付きであっても、計算値表示部に時刻をデジタル表示するものはH7-726に分類する。

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

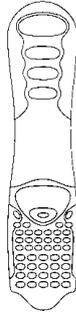
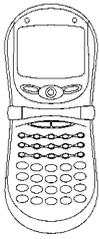
物品名が「卓上電子計算機」であれば、全てここに分類する。

過去に分類した物品の名称

<b>意匠分類記号</b>	<b>Dターム記号</b>	<b>Dタームの名称</b>
H7-726	A	上面矩形以外のもの

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float: right;">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
J4-52	全	卓上電子計算機

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
J4-600	金銭登録機等
J4-610	金銭登録機
H7-725	表示機付き電子計算機等(携帯型)

<b>定義(図例必須)</b>			
卓上電子計算機を上面から見て、その平面の外形が矩形(四角形)でないものを分類する。			
登録 1147140 「卓上電子計算機」 	登録 1113655 「卓上電子計算機」 	登録 1114031 「卓上電子計算機」 	登録 1131518 「卓上電子計算機」 

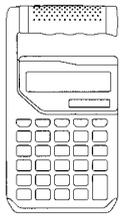
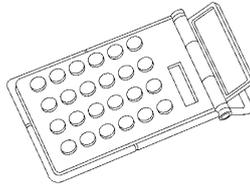
**他のDタームとの関係(付与しない意匠)**

**分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)**  
 優先関係はC>B>Aの順とする。B又はCが付与されるものには、Aは付与しない。

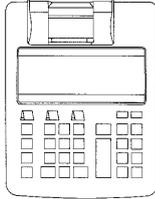
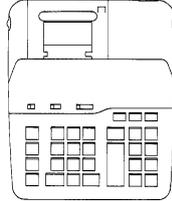
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
<b>記号</b>	<b>Dタームの名称</b>	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には <b>Cを優先して付与する。</b>
B	付加機能付き	
C	プリンター付き	

<b>過去に分類した物品の名称</b>		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-726	B	付加機能付き

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J4-54	全	付加機能付き卓上電子計算機
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-725	表示機付き電子計算機等(携帯型)	
<b>定義(図例必須)</b>		
<p>他の物品と複合したもの。 原則として、他の物品の一部に四則算機能が付加的に備わっているものは除く。</p>		
<p>登録 1113989 「ドライバー付卓上電子計算機」</p> 	<p>登録 1173761 「写真立て付き卓上電子計算機」</p> 	
<b>他のDタームとの関係(付与しない意匠)</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録機能、通信機能等、四則算以外の機能を持つものはH7-725(表示機付き電子計算機・携帯型)へ。</li> <li>・電卓付きマウスはH7-1321(電子計算機用マウス)。</li> <li>・計算機付きライターはB6-41(他機能型ライター)</li> <li>・計算機付きラジオ受信機はH7-211(ラジオ受信機)。</li> <li>・電卓付き腕時計はJ2-300(腕時計)。 時計付きであっても、計算値表示部に時刻をデジタル表示するものはH7-726に分類する。</li> </ul>		
<b>分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)</b>		
優先関係はC>B>Aの順とする。プリンターは付加機能としない。		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には Cを最優先にして付与する。
A	上面矩形以外のもの	
C	プリンター付き	
<b>過去に分類した物品の名称</b>		
そろばん付き卓上電子計算機	ラジオ受信機付き卓上電子計算機	タイマー付き卓上電子計算機
巻き尺付き卓上電子計算機	テープレコーダー付き卓上電子計算機	

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H7-726	C	プリンター付き

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J4-53	全	プリンター付き卓上電子計算機
J4-53A	全	プリンター付き卓上電子計算機(小型)
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-725	表示機付き電子計算機等(携帯型)	
<b>定義(図例必須)</b>		
プリンター付きの卓上電子計算機。プリンターが卓上計算機と一体のもの。		
登録 1061874-001 「プリンター付卓上電子計算機」	登録 991352 「プリンター付卓上電子計算機」	登録 944136 「プリンター付卓上電子計算機」
		
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
<b>分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)</b>		
優先関係はC>B>Aの順とする。A, Bに優先して付与する。		
<b>このDタームと複数付与しないDターム</b>		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠にはCを最優先にして付与する。
A	上面矩形以外のもの	
B	付加機能付き	
<b>過去に分類した物品の名称</b>		
プリンター付き卓上電子計算機		

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-791	電子計算機等部品

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-900	—	電子計算機等部品及び付属品
H5-910	—	電子計算機等部品

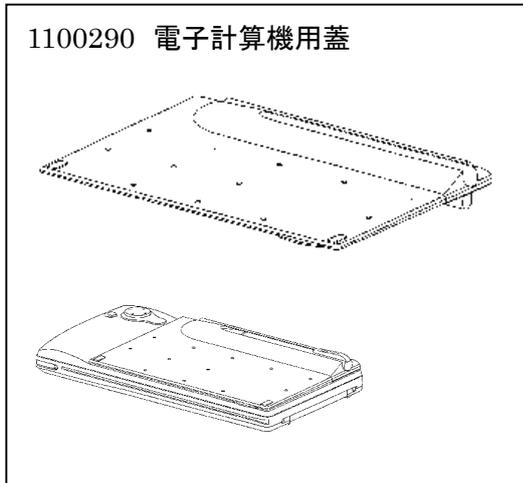
<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		

**定義**

電子計算機等の関連機器で他に分類されている機器の部品、以外の電子計算機等の部品を分類する。



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

電子計算機等の関連機器で他に分類されている機器の部品は、他の機器の部品として分類する。  
 例えば、以下のようなもの。

ディスク挿入式記録機器部品(H6-5291)。

その他媒体の記録機器等部品及び付属品(H6-549)。

情報記録機等部品(H6-591)。

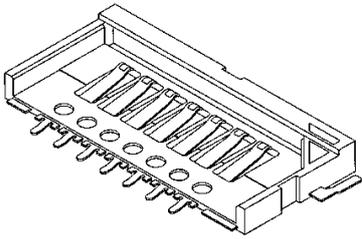
電子計算機用中央処理機部品(H6-691)。

データ入力機等部品(H7-1391)。

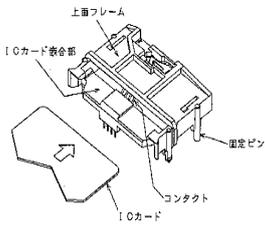
紙データ入出力機等部品及び付属品(H7-590)、インクカートリッジ(H7-591)、トナーカートリッジ(H7-592)、インクリボンカートリッジ(H7-593)、画像形成機(H7-594)、給排紙機(H7-595)、プリンター用印字ヘッド(H7-596)。

データ表示機等部品(H7-6290)。

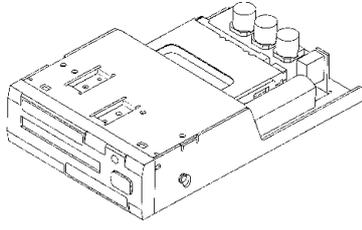
<H6-549>  
 1178739号  
 メモリーカード用コネクタ



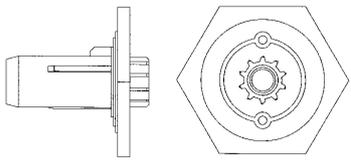
<H6-549>  
 1172568号  
 電気コネクタ



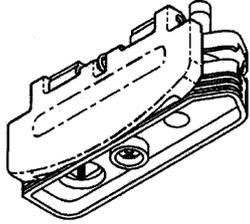
<H6-549>  
 1166913号  
 メモリーカード装着器



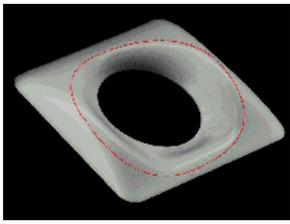
<H7-590>  
 1183057号  
 インクフィルムリール用ギヤ



<H7-590>  
 1151870号  
 プリンタ用紙送り装置



<H7-1391>  
 1137490号  
 指紋照合検出器用指当て板



**分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)**

**過去に分類した物品の名称**

--	--	--

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-792	電子計算機等付属品

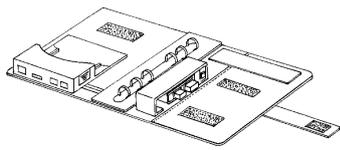
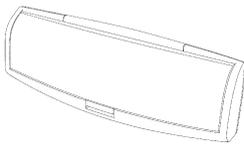
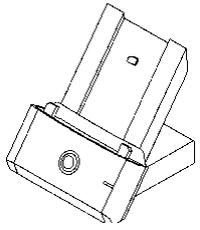
<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-900	—	電子計算機等部品及び付属品
H5-920	—	電子計算機等付属品

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
H2-2120A	充電器(置き台型)
D6-42	水切り棚、簡易台等
F2-73111	マウスパッド等

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
携帯情報端末用スタンド	電子計算機用充電及び接続機	

**定義**  
 電子計算機等の関連機器で、他に分類されている機器の付属品以外の、電子計算機等の付属品を分類する。

<p>登録 1167129 号                  バインダ金具付き                  電子端末機器携帯具</p> 	<p>登録 1140354 号                  車載用電子計算機装着台</p> 	<p>登録 1167342                  携帯情報端末用スタンド</p> 	<p>登録 1113122                  電子計算機用充電及び接続機</p> 
--	--	---	--

**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

■電子計算機等の関連機器で他に分類されている機器の付属品は、他の機器の付属品として分類する。  
例えば、以下のようなもの。

ディスク挿入式記録機器付属品(H6-5292)。

その他媒体の記録機器等部品及び付属品(H6-549)。

情報記録機等付属品(H6-592)。

電子計算機用中央処理機付属品(H6-692)。

データ入力機等付属品(H7-1392)。

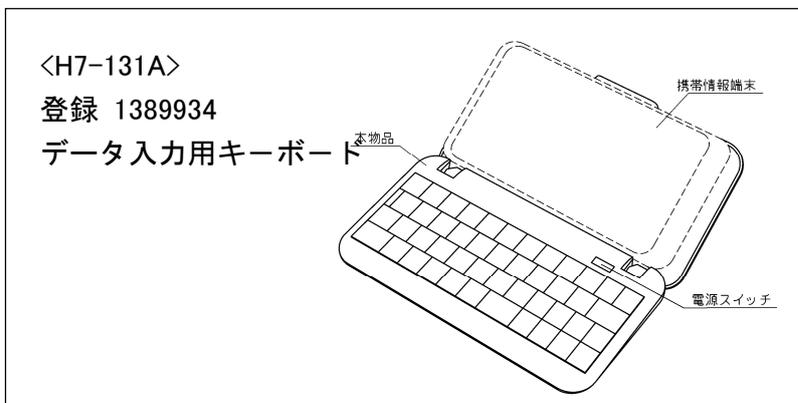
紙データ入出力機等部品及び付属品(H7-590)、インクカートリッジ(H7-591)、トナーカートリッジ(H7-592)、インクリボンカートリッジ(H7-593)、画像形成機(H7-594)、給排紙機(H7-595)、プリンター用印字ヘッド(H7-596)。

データ表示機等付属品(H7-6290)。



■H7-131(キーボード入力機)との関係について

ケース型・スタンド型等、電子計算機等を載置して使用するキーボードについては、その主となる用途・機能がキーボードであるものは H7-131 に分類する。



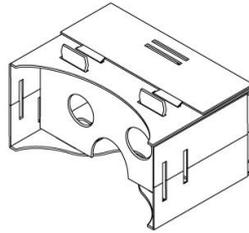
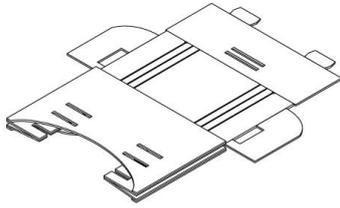
■携帯型の電子機器を取り付ける型式のビューワーについて(H7-6290との関係)

携帯型の電子機器を取り付け、頭部に装着したり、手で持ったのぞき込んで使用したりする立体視ビューワーは、H7-6290に分類する。

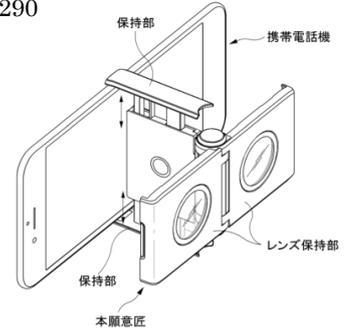
登録 1567489  
ヘッドマウントディスプレイ用箱体  
H7-6290

【斜視図】

【レンズ部材を取り付けた状態を示す参考斜視図】



登録 1559871  
三次元画像用眼鏡  
H7-6290



分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称
